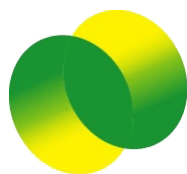


令和 2 事業年度業務実績報告書

令和 3 年 6 月
(一部変更) 令和 6 年 6 月 1 3 日



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

目 次

I	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
I－1	大学等の評価	2
	(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	
	(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	
I－2	国立大学法人等の施設整備支援	19
	(1) 施設費貸付事業	
	(2) 施設費交付事業	
	(3) 国から承継した財産等の処理	
I－3	学位授与	35
	(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	
	(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	
	(3) 学位授与事業の普及啓発	
I－4	質保証連携	54
	(1) 大学等連携・活動支援	
	(2) 国際連携・活動支援	
I－5	調査研究	76
	(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	
	(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	
II	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	93
III～VI	財務内容の改善に関する事項（中期目標V）	98
III	予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
IV	短期借入金の限度額	
V	重要な財産の処分等に関する計画	
VI	剰余金の使途	
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項	104

<参考>

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和2年度）

I 国民に対して提供するサービスその
他の業務の質の向上に関する目標を達
成するためとるべき措置

I-1 大学等の評価

<年度計画>

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

(選択評価)

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

(国立大学法人評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施する。
- イ 4年目終了時評価の検証を行うとともに、第3期中期目標期間終了時評価に向けた評価方法及び評価実施体制の検討を行う。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

(認証評価)

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

自己評価 B

評価体制を整備した上で、評価担当者の研修を実施し、機構が定める評価基準に従って、大学及び高等専門学校の教育研究活動等の状況について機関別認証評価及び法科大学院の認証評価を行い、評価結果を対象機関等に通知するとともに公表した。

評価の検証については、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげるとともに、3巡目（平成28年度～令和2年度）の法科大学院に係る認証評価の中間検証報告書を取りまとめた。

認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくため、様々な取組を行った。

法科大学院に係る認証評価について、運営費交付金の負担割合を削減すべく、評価方法の見直しや評価実施体制のスリム化等について検討を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響があったが、評価の実施方法の工夫などでおおむね計画を達成した。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

ア-1 認証評価の実績

国・公・私立大学及び高等専門学校は、大学等の教育研究水準の向上に資するため学校教育法により教育研究、組織運営、施設整備の総合的な状況に関し7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

また、法科大学院等の専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況に関し、5年以内ごとに認証評価機関の実施する評価を受けることが義務付けられている。

I-1 大学等の評価

令和2年度は、認証評価委員会、評価部会、専門部会等の評価の実施体制を整備し以下のとおり大学等からの求めに応じ評価を実施した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、すべての会議をウェブ会議又は書面審議で行った。

評価結果は大学等へ通知するとともにウェブサイトに掲載した。

< 令和2年度の認証評価の実績 >

	件 数	評価結果
大学	6 大学	全ての大学が評価基準に適合していた。
高等専門学校	13校	全ての高等専門学校が評価基準に適合していた。
法科大学院	1 法科大学院	評価基準に適合していた。

< 令和2年度に評価した大学等一覧 >

【大学】 6 大学

(国立5 大学) 秋田大学、東京農工大学、信州大学、大阪教育大学、奈良女子大学

(公立1 大学) 沖縄県立看護大学

【高等専門学校】 13校

(国立13校) 鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、東京工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、舞鶴工業高等専門学校、奈良工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校、久留米工業高等専門学校、北九州工業高等専門学校、

【法科大学院】 1 法科大学院

(国立) 千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

【認証評価件数の推移（平成28年度以降）】

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大 学	国立	3 大学	7 大学	1 大学	16大学	5 大学
	公立	15大学	5 大学	4 大学	0 大学	1 大学
	私立	0 大学	2 大学	0 大学	0 大学	0 大学
	合計	18大学	14大学	5 大学	16大学	6 大学
高等専門学校	国立	4 校	3 校	6 校	11校	13校
	公立	0 校	1 校	0 校	1 校	0 校
	私立	0 校	0 校	0 校	1 校	0 校
	合計	4 校	4 校	6 校	13校	13校
法科大学院	国立	0 大学院	4 大学院	9 大学院	1 大学院	1 大学院
	公立	0 大学院	0 大学院	2 大学院	0 大学院	0 大学院
	私立	0 大学院	2 大学院	2 大学院	0 大学院	0 大学院
	合計	0 大学院	6 大学院	13大学院	1 大学院	1 大学院

【認証評価結果の公表ウェブサイト（令和2年度分）】

・ 令和2年度 大学機関別認証評価の評価結果（6 大学分）

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/d

[aigaku_hyokakekka/r_2.html](https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/r_2.html)

- ・令和2年度 高等専門学校機関別認証評価実施結果報告（13高等専門学校分）

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/r_2.html

- ・令和2年度 法科大学院認証評価実施結果報告（1法科大学院分）

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_hyokakekka/r_2.html

ア-2 認証評価手順等

大学等職員への説明会の実施

大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価並びに高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価に関する説明会を、大学は6月から7月にかけて、高等専門学校は9月から10月にかけて実施し、機構の行う認証評価等について周知に努めた。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブサイト に資料を掲載し、希望する大学等には音声解説付き資料を配布する形で実施した。（法科大学院については令和3年度の申請法科大学院がないため、説明会は実施していない。）

令和2年度の評価については、以下の手順等で行った。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、6月末の自己評価書提出期限を8月末までに延長した。また、訪問調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現地には赴かず、ウェブ会議や対象校の撮影した動画の確認等により実施した。

① 書面調査（令和2年11月まで）

【大学・高等専門学校】

対象大学及び高等専門学校から8月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準を満たしているかどうかの判断を中心とした分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内容の検討を行った。

【法科大学院】

対象法科大学院を置く大学から8月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等について、機構の定める評価基準に適合しているかどうかの判断を中心とした分析を評価部会において行い、また、教員組織については、より専門的・統一的な見地から評価を行うため、教員組織調査専門部会による調査を行った。これらの分析結果を踏まえ、分析結果の整理及び訪問調査の調査内容の検討等を行った。

② 訪問調査（令和2年12月）

【大学・高等専門学校】

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各対象大学及び高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

【法科大学院】

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項等を中心として、法科大学院の関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等（令和3年3月まで）

I-1 大学等の評価

【大学・高等専門学校】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、財務専門部会及び大学機関別認証評価委員会・高等専門学校機関別認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、当該大学及び高等専門学校に通知し、すべての対象大学及び高等専門学校からの意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

【法科大学院】

書面調査及び訪問調査の結果を基に、評価部会、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果（案）をとりまとめ、当該法科大学院を置く大学に通知し、意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知・公表（令和3年3月）

【大学・高等専門学校】

対象大学、高等専門学校及びその設置者に対して、対象大学及び高等専門学校が機構の定める評価基準に適合しているか否かを評価結果として通知するとともに、評価結果を評価実施結果報告としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

【法科大学院】

対象法科大学院を置く大学に対して、当該法科大学院が、機構の定める法科大学院評価基準に適合しているか否かを評価結果として通知するとともに、評価結果を評価実施結果報告としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

法科大学院については、以下のとおり、年次報告書等の調査を実施した。

① 書面調査（令和2年10月まで）

機構の評価を受けた法科大学院を置く大学から、次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書及び対応状況報告書について、年次報告書等専門部会において評価結果に対し教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化があるかどうかの判断を中心とした分析を行った。

② 評価結果への付記事項の審議等（令和3年3月まで）

年次報告書等専門部会の調査結果を基に、運営連絡会議及び法科大学院認証評価委員会において審議を行い、評価結果への付記事項（案）等を取りまとめ、当該法科大学院を置く大学の意見を聞いた上で、評価結果への付記事項等を確定した。

③ 評価結果への付記事項等の通知・公表（令和3年3月）

当該法科大学院を置く大学に対して、評価結果への付記事項等を通知し、付記事項を社会に公表した。

また、令和3年度における大学及び高等専門学校の評価申請の受付については、次年度に機構で実施する評価を受審可能な条件を満たしている大学及び高等専門学校に対して、申請を受け付けるため、「令和3年度に実施する大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価の申請手続について」及び「令和3年度に実施する高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価の申請手続について」を送付した。

法科大学院については、令和3年度に実施する評価の申請を受け付けるため、「令和3年度に実施する法科大学院認証評価（本評価）の申請手続について」を法科大学院を置く大学に送付した。

その結果、9月末までに大学（43校）及び高等専門学校（16校）から申請を受け付けた。

イー 1 評価体制の整備

大学及び高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、教育研究等の総合的な状況等についての評価（機関別認証評価、機関別選択評価及び選択的評価事項に係る評価）を実施するため、大学機関別認証評価委員会（委員19人）及び高等専門学校機関別認証評価委員会（委員19人）を設置し、その下に以下のとおり評価部会、専門部会等を設置した。

また、法科大学院の認証評価については、法科大学院認証評価委員会（委員25人）を設置し、その下に以下のとおり評価部会、専門部会等を設置した。

【大学】

大学の評価体制については、6校からの申請に応じた評価を実施するため、大学機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を1部会（委員8人、専門委員17人）とし、さらに内部質保証専門部会（委員3人、専門委員9人）を設置した。このほか、大学評価基準に適合していないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）を設置した。

【高等専門学校】

高等専門学校の評価体制については、13校からの申請に応じた評価を実施するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に設置される評価部会を2部会とした（委員6人、専門委員17人）。このほか、財務専門部会（委員2人、専門委員2人）、運営小委員会（委員5人、専門委員2人）、評価基準に適合していないとの評価結果（案）の判断に対する意見申立てについて審議を行う意見申立審査会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。

【法科大学院】

法科大学院の評価体制については、1校からの申請に応じた評価を実施するため、法科大学院認証評価委員会の下に設置される評価部会を1部会とした（委員2人、専門委員6人）。このほか、法科大学院認証評価委員会の会議の議案を整理する運営連絡会議（委員13人、専門委員4人）、授業科目の内容と担当教員の教育研究業績等の適合性について調査を行う教員組織調査専門部会（委員1人、専門委員13人）、適合と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会（専門委員5人）をそれぞれ設置した。また、機構の評価を受けた法科大学院を置く大学から次の評価を受けるまでの間に提出される法科大学院年次報告書等の調査を行う年次報告書等専門部会（委員1人、専門委員6人）を設置した。

令和3年度に実施する評価に必要な評価担当者を次のとおり確保した。

【大学・高等専門学校】

令和3年度評価の実施に必要な評価担当者を確保するため、大学機関別認証評価委員会及び高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会をそれぞれ設置し、大学及び高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦される候補者の中から、対象大学及び高等専門学校の学部及び学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

I-1 大学等の評価

【法科大学院】

令和3年度の年次報告書等の調査の実施に必要な評価担当者を確保するため、法科大学院認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、対象法科大学院の状況に応じた大学関係者及び法曹関係者を専門委員として選考した。

< 各委員会等開催状況 >

[大学]

- 大学機関別認証評価委員会
 - 第1回 令和2年5月～6月（書面審議）
 - ・委員長及び副委員長の選出、評価部会の編成等、第三者評価結果の活用、令和元年度実施大学機関別認証評価結果の一部修正について審議
 - 第2回 令和2年10月（書面審議）
 - ・大学機関別認証評価自己評価実施要項等の改定、専門委員選考委員会の編成、選択評価検討ワーキンググループの設置について審議
 - 第3回 令和2年2月（書面審議）
 - ・評価結果（案）、改善状況の継続的確認、令和3年度評価部会及び専門部会の編成について審議
 - 第4回 令和2年3月（書面審議）
 - ・意見申立て及びその対応、評価結果、「大学機関別認証評価における第三者による評価結果の活用に関する要領」に基づく評価結果の活用について審議
- 大学機関別認証評価委員会評価部会及び内部質保証専門部会
 - 第1回 令和2年8月（評価部会、内部質保証専門部会）（書面審議）
 - ・役割分担（担当対象大学）、令和2年度スケジュールについて審議
 - 第2回 令和2年10月（評価部会、内部質保証専門部会）（書面審議）
 - ・書面調査による分析状況等、訪問調査の実施方法等について審議
 - 第3回 令和3年1月（評価部会、内部質保証専門部会）（書面審議）
 - （評価部会）
 - ・評価結果（原案）について審議
 - （内部質保証専門部会）
 - ・大学ごとの基準2-1～2-5の判断及びその根拠理由の原案について審議

[高等専門学校]

- 高等専門学校機関別認証評価委員会
 - 第1回 令和2年5月～6月（書面審議）
 - ・委員長及び副委員長の選出、評価部会の編成、高等専門学校機関別認証評価に関するスケジュールについて審議
 - 第2回 令和2年11月（書面審議）
 - ・自己評価実施要項の改訂について審議
 - 第3回 令和3年2月（書面審議）
 - ・評価結果（案）、改善状況の報告、令和3年度評価部会及び専門部会の体制等について審議
 - 第4回 令和3年3月（書面審議）
 - ・評価結果、専門委員の選考等について審議

○ 高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会

第1回 評価部会、財務専門部会（書面審議）

（評価部会） 令和2年8月～9月

（財務専門部会） 令和2年9月

- ・部会長等の選出、役割分担（担当高等専門学校）の決定、令和2年度評価部会に関するスケジュールについて、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、成績評価資料等確認の役割分担等について審議

第2回 令和2年10月 評価部会、財務専門部会（書面審議）

- ・書面調査による分析状況等、訪問調査関係確認事項について審議

第3回 令和3年2月 評価部会（書面審議）

- ・評価結果（原案）等について審議

〔法科大学院〕

○ 法科大学院認証評価委員会

第1回 令和2年5月～6月（書面審議）

- ・委員長及び副委員長の選任、運営連絡会議及び専門委員選考委員会の編成、評価部会等の編成、令和2年度評価スケジュールについて審議

第2回 令和2年10月～11月（書面審議）

- ・4巡目に実施する法科大学院認証評価、令和2年度法科大学院認証評価の実施について審議

第3回 令和3年1月～2月（書面審議）

- ・評価結果（案）、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」に対する評価結果への付記事項等、法科大学院評価基準要綱の改定、令和3年度評価部会等の編成について審議

第4回 令和3年3月（書面審議）

- ・評価結果、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」に対する評価結果への付記事項等、自己評価実施要項等の改定、専門委員の選考について審議

○ 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

第1回 令和2年10月2日（ウェブ会議）

- ・主査及び副主査の選出、4巡目に実施する法科大学院認証評価、令和2年度法科大学院認証評価の実施について審議

第2回 令和2年11月（書面審議）

- ・書面調査による分析結果について審議

第3回 令和3年1月（書面審議）

- ・評価結果（案）等、法科大学院評価基準要綱の改定、令和3年度評価部会等の編成について審議

第4回 令和3年2月～3月（書面審議）

- ・自己評価実施要項等の改定について審議

第5回 令和3年3月（書面審議）

- ・評価結果、「教育課程、教員組織その他法科大学院の教育活動全般に係る重要な変更又は状況の変化」及び「対応状況報告書」に対する評価結果への付記事項等、自己評価実施要項等の改定、専門委員の選考について審議

I-1 大学等の評価

- 法科大学院認証評価委員会評価部会
第1回 令和2年8月（書面審議）
 - ・評価部会長及び副部会長の選任、評価部会に関するスケジュール、授業科目調査、成績分布一覧、試験問題・答案、法律科目試験の確認について審議
- 第2回 令和2年10月20日（ウェブ会議）
 - ・教員組織調査結果、書面調査による分析結果、答案等の確認を要する学生の指定、訪問調査スケジュールについて審議
- 第3回 令和2年12月25日（ウェブ会議）
 - ・評価結果（原案）について審議
- 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会
第1回 令和2年10月（書面審議）
 - ・部会長・副部会長の選任、教員の授業科目適合性の調査について審議
- 法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会
第1回 令和2年10月29日（ウェブ会議）
 - ・部会長・副部会長の選任、法科大学院「年次報告書」及び「対応状況報告書」の調査結果について審議

イー2 認証評価委員等に対する研修

評価担当者に対する研修については、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務を遂行できるよう実際の評価をシミュレーションするなどの工夫を図りつつ、認証評価等の目的、内容及び方法等に関する研修を実施し、質疑応答や意見交換等により、評価担当者の共通認識を深めた。なお、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議及び資料配布の形式で実施した。

【研修の実績】

	大 学	高等専門学校	法科大学院
参加人数	26人	19人	8人

ウ 認証評価 検証と改善

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部の連携により設置した「評価に関する検証ワーキンググループ」において、令和元年度の認証評価の対象校及び評価担当者に対して実施したアンケートの検証結果について報告した。アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上を図るなど、評価システムの改善に努めた。

また、3巡目（平成28年度～令和2年度）に実施された法科大学院認証評価に関する中間報告書について、「評価に関する検証ワーキンググループ」において報告し、内容を確認した。

- 評価に関する検証ワーキンググループ開催日程：
第1回：6月29日、第2回：12月10日

また、法科大学院認証評価の4巡目（令和3年度～令和7年度）に向けて、法科大学院認証評価委員会の下に法科大学院認証評価検討ワーキンググループを設置し、3巡目に実施した法科大学院認証評価の中間検証の結果等も踏まえて、評価基準や評価方法について検討した。検討の結果、4巡目においては、法科大学院の教育活動等の質保証を重視した評価を行うこととし、概括的で簡素な評価基準に改定するとともに、客観的な指標等に基づき、教育活動等の質が確保されている法科大学院については効率的に評価を行う一方、課題等が指摘される法科大学院については詳細な確認を行うなど、評価方法を変更することとした。令和3年度実施分には申請がなかったため、令和4年度実施分として『法科大学院評価基準要綱』を改定し、関係機関に対する意見募集の手続きを経て、令和3年2月にウェブサイトに掲載した。

○ 法科大学院認証評価検討ワーキンググループ

第1回 令和2年5月～6月（書面審議）

- ・主査代理の指名、4巡目の法科大学院認証評価の検討について審議

第2回 令和2年7月（ウェブ会議）

- ・4巡目の法科大学院評価基準構成（案）等について審議

第3回 令和2年8月（書面審議）

- ・法科大学院評価基準要綱改定の方向性等について審議

第4回 令和2年8月（ウェブ会議）

- ・評価の実施方法等の変更、法科大学院評価基準要綱の改定等について審議

第5回 令和2年9月（ウェブ会議）

- ・法科大学院評価基準要綱の改定等について審議

第6回 令和3年1月（書面審議）

- ・自己評価実施要項等の改定等について審議

「法科大学院評価基準要綱の改定について（令和3年2月）」

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_kanren/entry-4232.html

エ 認証評価 先導的役割

認証評価事業の今後の在り方を検討する「認証評価事業の将来検討タスクフォース」（平成27年9月設置）においてとりまとめた中間報告に基づき、機構は、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況等を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくため、以下の取組を行った。

- ・ 認証評価機関14機関で構成する認証評価機関連絡協議会の事務局として、協議会2回（令和2年8月、令和3年3月）、その下に設置しているワーキンググループ1回（令和3年1月）を開催し、協議会の議論を主導した。
- ・ 機関別認証評価機関5機関が参画する機関別認証評価制度に関する連絡会（令和2年6月9日、9月28日、令和3年2月1日にすべてオンラインで開催）を通じ、他機関に対して機構の専門的知見の提供を行った。
- ・ 大学からの人事交流者に対し、大学等の質保証に関する研修を令和2年7月21、22日に開催した。
- ・ 大学等の教職員が質保証や評価事業等の基礎について体系的に学習できる教材「機

I-1 大学等の評価

構の大学評価早わかり」の更新を行い、令和3年3月に大学質保証ポータルに掲載した。

- ・ 平成28年度に日中韓3カ国政府が共同で採択した「キャンパス・アジア」の日中韓大学コンソーシアム9件に対して、平成30年から31年にかけて実施した「モニタリング+（プラス）」の「キャンパス・アジア」国際共同教育プログラムのモニタリングのための共同ガイドライン（平成29年策定）の改訂作業を行った。改訂版のガイドラインは、モニタリング活動の成果物の一つとして、令和2年10月にウェブサイト等で発信した。また、「大学の世界展開力強化事業」の採択校連絡会等を通じて国内の大学関係者に紹介した。

また、評価全体の改善に資するため先導的な取組として、認証評価とは別に大学及び高等専門学校求めに応じて機構が独自に行う選択評価を実施した。

オ 法科大学院認証評価

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論など、政府における法曹養成制度の動向把握に努めた。

タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した資料の事前送付等の取組により経費の削減と業務の効率化を図った。

法科大学院認証評価の4巡目に向けて、運営費交付金負担割合の削減にも資するよう、評価基準や評価方法の大幅な見直しや評価実施体制のスリム化等について検討を行い、令和3年2月に『法科大学院評価基準要綱』を、令和3年3月に『自己評価実施要項』、『評価実施手引書』及び『訪問調査実施要項』を改定した。令和3年度実施分には申請がなかったため、令和4年度以降、これらを用いて評価を実施し、運営費交付金負担割合を削減することとしている。

「法科大学院評価基準要綱改定に伴う自己評価実施要項等の改定について（令和3年3月）」

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/graduate_certification/houka_kanren/entry-4263.html

(選択評価)**② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価**

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

自己評価 B

評価全体の改善に資するため先導的な取組として、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う選択評価を実施し、評価結果を通知するとともに公表した。評価にあたっては、評価体制を整備した上で、評価担当者の研修を実施した。なお、今年度は大学については申請がなかったことから、高等専門学校のみ評価を行った。

評価の検証については、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。また、4巡目の評価の実施に向けて、ワーキンググループを立ち上げ、これまでの検証を踏まえつつ今後の方針についても検討している。

新型コロナウイルス感染症の影響があったが、評価の実施方法の工夫などでおおむね計画を達成した。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ**ア 選択評価の実施****イ 評価担当者の研修**

高等専門学校からの求めに応じ、研究活動の状況（11校）、地域貢献活動等の状況（12校）について、選択的評価事項に係る評価を行う体制を整備した。

高等専門学校からの求めに応じて機構が行う、研究活動の状況、地域貢献活動等の状況について、以下のとおり、評価（高等専門学校選択的評価事項に係る評価）を行った。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、6月末の自己評価書提出期限を8月末までに延長した。また、訪問調査については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現地には赴かず、ウェブ会議や対象校の撮影した動画の確認等により実施した。

① 書面調査（令和2年11月まで）

評価対象の高等専門学校から8月末までに提出された自己評価書及びその根拠資料・データ等を踏まえ、機構の定める各評価項目に基づき、当該大学及び高等専門学校が有する目的の達成状況を中心に分析を行い、分析結果の整理及び訪問調査における調査内

I-1 大学等の評価

容の検討を行った。

② 訪問調査（令和2年12月）

書面調査の結果を踏まえ、評価部会に所属する委員及び専門委員が、書面調査で確認できなかった事項を中心として、各高等専門学校関係者等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査等を実施した。

③ 評価結果の審議等（令和3年3月まで）

書面調査及び訪問調査を経て、評価部会、専門部会及び高等専門学校機関別認証評価委員会において審議の上、評価結果（案）をとりまとめ、高等専門学校に通知し、すべての対象高等専門学校からの意見の申立ての有無に係る回答を受け、評価結果を確定した。

④ 評価結果の通知・公表（令和3年3月）

対象高等専門学校及びその設置者に対して、対象高等専門学校の各評価事項における目的の達成状況を評価結果として通知するとともに、評価結果を評価実施結果報告としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。

令和3年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修（大学：令和2年6月中旬～7月中旬、高等専門学校：令和2年9月中旬～10月中旬）をウェブサイトにて資料を掲載し、希望する大学等には音声解説付き資料を配布する形で実施した。

令和3年度に実施する評価について、大学（2校）及び高等専門学校（16校）から申請を受け付けた。

【評価の実施状況】

〔高等専門学校〕

○ 評価対象高等専門学校

・ 選択的評価事項A「研究活動の状況」

（国立11校）鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、東京工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、鳥羽商船工業高等専門学校、舞鶴工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校、弓削商船工業高等専門学校、北九州工業高等専門学校

・ 選択的評価事項B「地域貢献活動等の状況」

（国立12校）鶴岡工業高等専門学校、木更津工業高等専門学校、東京工業高等専門学校、岐阜工業高等専門学校、鳥羽商船工業高等専門学校、舞鶴工業高等専門学校、松江工業高等専門学校、呉工業高等専門学校、宇部工業高等専門学校、弓削商船工業高等専門学校、久留米工業高等専門学校、北九州工業高等専門学校

【令和2年度に実施した評価の公表】

○令和2年度 選択的評価事項に係る評価実施結果報告（12高等専門学校分）

URL:https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_hyokakekka/r_2.html

ウ 評価の検証・改善

機構が行った評価の有効性・適切性について検証するため、評価事業部と研究開発部の連携により設置した「評価に関する検証ワーキンググループ」において、令和元年度の選択評価の対象校及び評価担当者に対して実施したアンケートの検証結果について報告した。アンケート調査の結果は、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックし、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上を図るなど、評価システムの改善に努めた。

○ 評価に関する検証ワーキンググループ開催日程：

第1回：6月29日、第2回：12月10日

なお、4巡目の認証評価の実施に向けて、大学機関別選択評価の今後の方針について専門的に検討するワーキンググループを大学機関別認証評価委員会の下に立ち上げ、1月21日に第1回、3月22日に第2回を開催した。今後、ワーキンググループにおける検討の中間報告を同委員会に報告する予定である。

○ 選択評価検討ワーキンググループ

第1回 令和3年1月21日（ウェブ会議）

・大学機関別選択評価の将来に向けた在り方及び方針について審議

第2回 令和3年3月22日（ウェブ会議）

・前回の審議（論点整理及び方向性）を踏まえた検討結果の整理

(国立大学法人評価)

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施する。
- イ 4年目終了時評価の検証を行うとともに、第3期中期目標期間終了時評価に向けた評価方法及び評価実施体制の検討を行う。

自己評価 B

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における4年目終了時評価を実施し、評価報告書（原案）を取りまとめた。また、4年目終了時評価の検証を行うとともに、第1期中期目標期間の確定評価を参考に第3期中期目標期間終了時評価についての検討を開始した。

新型コロナウイルス感染症の影響があったが、スケジュールの変更などで、おおむね計画を達成した。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、文部科学大臣が定めた中期目標の達成状況について文部科学省国立大学法人評価委員会の評価を受けることになっている。機構はこの評価委員会から要請を受け、業務実績のうち教育研究状況について評価を実施している。令和2年度は、第3期中期目標期間（平成28年度～令和3年度）における4年目終了時評価を実施するとともにその検証を開始し、第1期中期目標期間の確定評価を参考に第3期中期目標期間終了時評価についての検討を開始した。

ア 国立大学法人評価 4年目終了時評価の実施

a. 評価者に対する研修

達成状況判定会議及び現況分析部会の評価者に対し、共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう、4月に評価者研修を実施した。評価者研修は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参集形式での開催に代えてすべて動画配信で実施した。

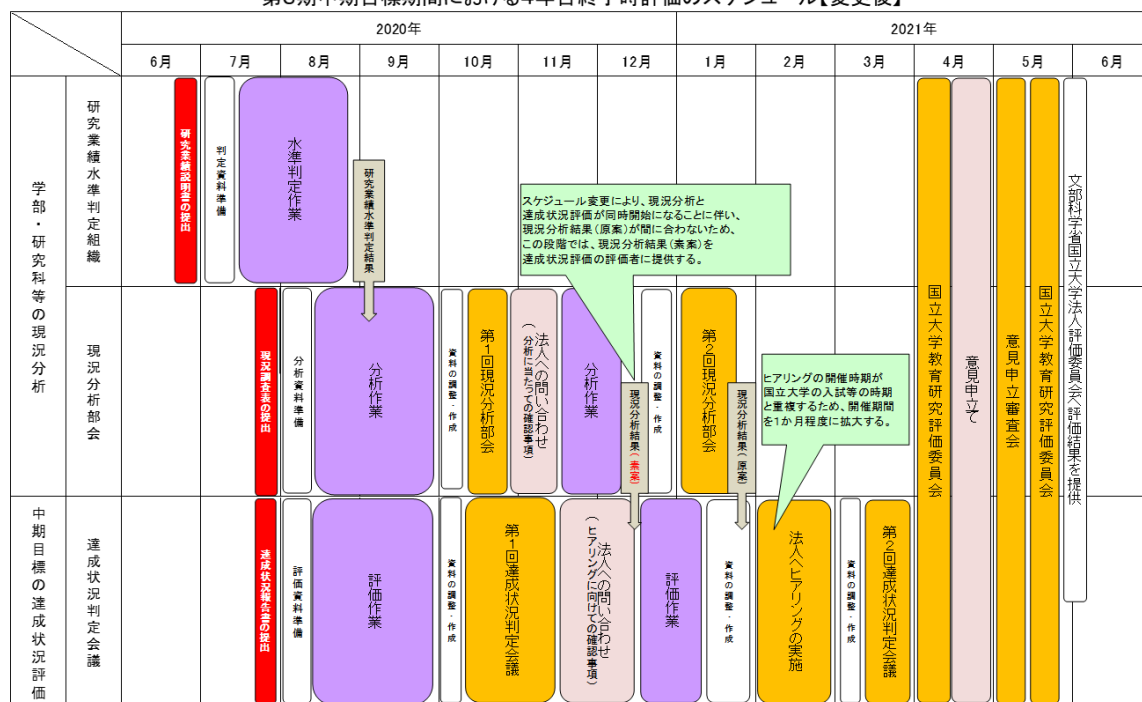
b. 評価スケジュールの変更

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人において、評価に係る書類の作成に支障が生じている状況にかんがみ、現況調査表及び研究業績説明書の提出期限を1か月程度延長する措置を4月14日に各法人に通知した。

さらに、達成状況報告書、現況調査表及び研究業績説明書の提出期限については、法人からの申し出に基づき、それぞれ最大1か月猶予する措置を5月20日に各法人に通知した。

法人からの達成状況報告書等の提出期限を延長するなどの措置を講じたことに伴い、7月開催の国立大学教育研究評価委員会において、4年目終了時評価のスケジュールを2か月程度後ろ倒しとすることを決定した。

第3期中期目標期間における4年目終了時評価のスケジュール【変更後】



c. 評価の実施

各法人から6月末までに研究業績説明書、7月末までに各中期目標の達成状況報告書及び学部・研究科等の現況調査表の提出を受け、評価作業を開始した。

達成状況判定会議は、評価対象となる国立大学法人及び大学共同利用機関法人(90法人)を8つのグループに分類し、さらに当該グループを23チームに分け、中期目標の達成状況の分析を行った。10月～11月にチームごとの達成状況判定会議(第1回)を開催し、「ヒアリングに向けての確認事項」として法人に書面での回答を求めた上で、1月から法人へのヒアリングを実施した。当該ヒアリング結果を踏まえ、3月にはグループごとに達成状況判定会議(第2回)を開催し、中期目標の達成状況の評価結果(原案)を審議・確定した。その後、同月開催の運営小委員会で調整の上、後述の現況分析結果(原案)と併せて国立大学教育研究評価委員会に評価報告書(原案)として提出した。

現況分析部会は、分野別に編成される11の学系部会において、国立大学法人評価委員会が定めた1,456組織の現況について分析を行った。10月に学系ごとに現況分析部会(第1回)を開催し、「分析に当たっての確認事項」として法人に書面での回答を求めた上で、1月開催の現況分析部会(第2回)において、現況分析結果(原案)を審議・確定の上、達成状況判定会議へ提出した。

研究業績水準判定組織は、国立大学法人評価委員会が定めた1,456組織における各研究業績の水準を判定した。また、各研究業績の水準判定結果については、達成状況判定会議及び現況分析部会に提供した。

d. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置

国立大学教育研究評価委員会、達成状況判定会議、現況分析部会及び運営小委員会については、従来は参集形式であったところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式又は書面審議で行った。また、法人とのヒアリングについては、第2期中期目標期間終了時評価時においてはオンライン形式での実施は一部の法人のみであったと

I-1 大学等の評価

ころ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からすべてオンライン形式で実施した。

イ 国立大学法人評価 4年目終了時評価の検証と中期目標期間終了時評価に向けた検討

a. 評価者へのアンケートの実施

第3期中期目標期間における4年目終了時評価の検証を行うため、研究業績水準判定を担当した専門委員にアンケート調査を行い、分析結果を評価事業部と研究開発部による「評価に関する検証ワーキンググループ」において報告した。また、現況分析を担当した専門委員へのアンケート調査を3月に行った。

b. 中期目標期間終了時評価に向けた検討

第3期中期目標期間終了時評価の評価体制や評価方法等の検討については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により4年目終了時評価の検証開始が後ろ倒しとなったものの、第1期中期目標期間の確定評価を参考に検討を開始した。

I - 2 国立大学等の施設整備支援

＜年度計画＞

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

- 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

- 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学附属病院の財務状況や経営状況に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

- 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

- 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。
また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

- 中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

- 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

- ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。
- イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

- ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。
- イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。
また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。
なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

- ア 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。
- イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。
- ウ 民間資金の調達に当たり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

- 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。
また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

- 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学附属病院の財務状況や経営状況に係る調査、分析を行う。

自己評価 S

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、令和2年度に必要な資金の貸付けを適切に行った。

貸付けの審査については、施設費貸付事業貸付審査会を開催し、精度の高い審査を実施するとともに、新たに令和2年度より、国立大学法人において過去に策定された収支計画と実績の比較や乖離要因等の確認を行うことにより、収支見込みの妥当性及び償還確実性を高める取組を推進した。

施設費貸付事業に必要な資金の調達については、財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っており、債務の償還も確実に行った。

貸付先調査については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従来の現地調査から書面での事前調査及びウェブ会議システムによるヒアリング調査に変更し、対象となる国立大学法人の負担を軽減した。

令和2年度の特筆すべき事項として、国立大学法人等が災害や特殊な事由により機構に対する債務の償還が著しく困難となった場合に、貸付条件の変更等を可能とする新たな支援の仕組みを構築した。これにより令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人のうち、希望する8法人に対して、機構に対する施設費貸付事業に係る債務36億円の償還を猶予する支援を行った（承継債務17億円と合わせて総額53億円の償還猶予）。

償還猶予にあたっては、必要な規則等の改正を行うとともに償還猶予の審査基準を策定した。また、償還猶予により財政融資資金及び市場（債券）への償還に不足する額については、債券発行により必要となる資金を調達することとして、当初50億円を計画していた債券発行額を35億円増額した85億円を発行した。

債券発行による資金調達については、増額発行を効率的かつ確実に行うため、市場との調整を行う主幹事証券会社を例年の2社から3社とし、体制の充実を図った。

また、信用格付については、高度医療と高等教育を下支えする機構の政策上の重要性等について高く評価され、2機関からそれぞれ「AA+（前年度より格上げ）」、「AAA」を取得した。加えて、ソーシャル・ファイナンスに関する評価ではコロナ債として、償還猶予が国立大学附属病院の機能回復・維持に寄与する社会貢献の高い取組であること等について高く評価され、最上位の評価である「Social 1」を取得した。

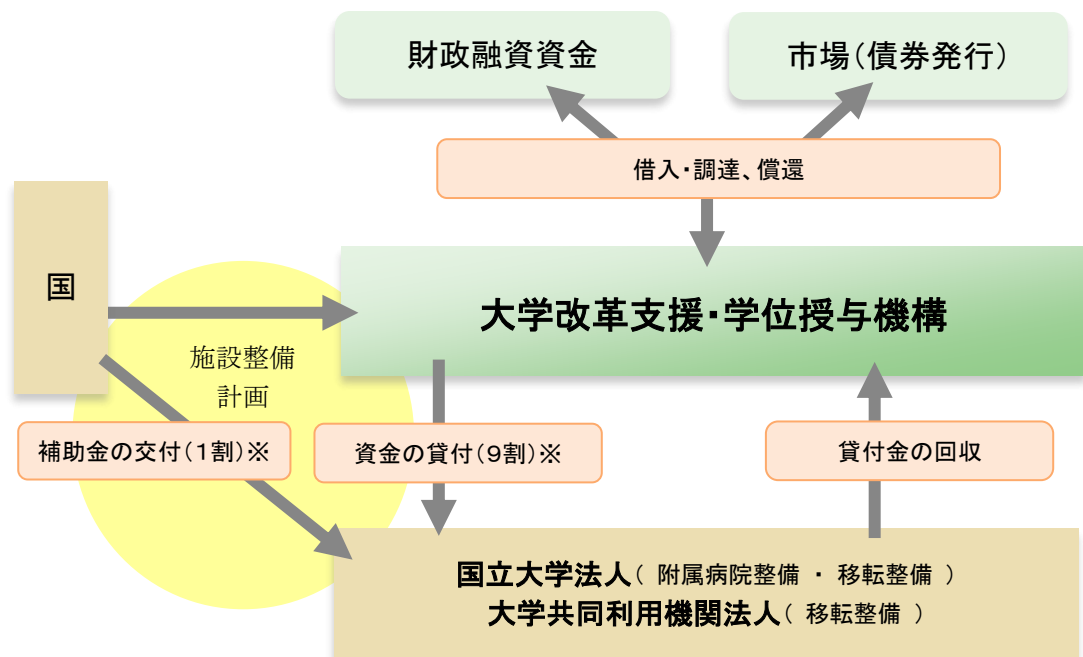
さらに、IR（インベスター・リレーションズ）活動については、ウェブ会議システム等を活用して計画の5箇所に対して28箇所実施するとともに、動画配信により幅広い投資家に機構の業務や役割について理解を深める取組を行った。これらの積極的な取組により発行額の約3倍の需要を集め、過去最大額となる85億円を発行することができた。

今回の取組は、新型コロナウイルス感染症の対応を行う附属病院を有する国立大学法人の経営の安定を図り教育・研究・診療機能を確保することに寄与した。また、災害や特殊な事由により機構に対する債務の償還が著しく困難となった場合に支援できる新たな仕組みを構築したことで、新型コロナウイルス感染症の対応のみならず、今後、緊急事態等が生じた場合に迅速に対応できることとなった。

新型コロナウイルス感染症による附属病院を有する国立大学法人の経営への影響を踏まえ、当初想定していなかった取組を行い、計画以上の大きな成果を得られていると判断し、Sとした。

実績・参考データ

○ 貸付事業の流れ



※設備整備計画については資金の貸付のみ。

I-2 国立大学等の施設整備支援

○ 貸付事業の貸付メニュー

令和2年度の貸付メニュー（附属病院整備）

区分	貸付	据置	償還	利率
施設整備	30年	5年	25年	財政融資資金 借入金利同率
	15年	1年	14年	
設備整備	10年	無し	10年	財政融資資金 借入金利＋上乘
	5年	無し	5年	

※平成30年度以前より継続している国庫債務負担行為事業に限り、貸付期間25年（据置5年、償還20年）とすることができる。

① 施設費の貸付

文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人に対し附属病院の施設整備等に必要な資金の貸付けを行った。

令和2年度施設費貸付事業

（単位：百万円）

	当初計画額	貸付実績額
施設整備	(32法人／69事業) 36,039	(32法人／63事業) 28,440
設備整備	(21法人／21事業) 23,986	(21法人／21事業) 21,985
合計	(36法人／90事業) 60,025	(36法人／84事業) 50,425

《貸付け等の審査》

施設費貸付事業貸付審査会（貸付審査会）を15回開催し、「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力及び教育・研究・診療等の公的使命を果しているか等の総合的な審査を行った。

また、貸付審査会において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人に対して、債務の償還を猶予するため、審査を実施した。

施設費貸付事業貸付審査会（令和2年度15回開催）

開催回	開催日	議 事
第1回	令和2年4月14日	1. 令和2年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費貸付事業について 2. 令和2年度附属病院施設整備費等貸付計画調（施設費貸付金）について 3. 第1・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第2回	令和2年5月20日	1. 令和2年6月借入申込み時審査について 2. 第2・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第3回	令和2年6月22日	1. 令和2年7月借入申込み時審査について
第4回	令和2年7月20日	1. 令和2年8月借入申込み時審査について 2. 令和2年度施設費貸付事業に係る貸付金利についての決定について
第5回	令和2年8月7日	1. 令和3年度借入事業要求時審査 2. 完済までの収支計画における計画と実績の比較について
第6回	令和2年8月20日	1. 令和2年9月借入申込み時審査について 2. 第3・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について
第7回	令和2年9月25日	1. 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費貸付規則」及び「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費貸付事業審査基準」運用手続きに関する

		る申し合わせ」の廃止について 2. 令和2年10月借入申込み時審査について 3. 施設費貸付事業に係る見直し金利（令和2年9月20日見直し分）の決定について 4. 施設費貸付事業収支状況の確認結果（令和2年9月現在）について
第8回	令和2年10月26日	1. 令和2年11月借入申込み時審査について 2. 完済までの収支計画における令和元事業年度当初計画額と決算後実績額の比較について
第9回	令和2年11月12日	1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う施設費貸付事業及び承継債務償還に係る債権の内容変更について
第10回	令和2年11月20日	1. 第4・四半期長期借入金の借入れの認可申請時審査について 2. 一般社団法人国立大学病院長会議 事務局からの意見聴取
第11回	令和2年11月26日	1. 施設費貸付事業及び承継債務償還に係る債権の内容変更の審査基準について
第12回	令和2年12月15日	1. 令和2年度新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う債権の内容変更申込み時審査 2. 令和2年度1月借入申込み時審査について
第13回	令和3年1月20日	1. 令和2年度2月借入申込み時審査について
第14回	令和3年3月15日	1. 令和2年度3月借入申込み時審査について 2. 貸付後の確認（事業状況等の確認）について 3. 「完済までの収支計画（別紙様式3-1, 3-2）の前年度からの繰越（相当額）の取扱いについて
第15回	令和3年3月19日	1. 「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行により調達する資金の管理運用手続き」の改正について 2. 施設費貸付事業に係る貸付金利（令和3年3月）及び見直し金利（令和3年3月20日見直し分）の決定について 3. 令和3年度貸付審査会の体制・スケジュール等について

《附属病院を有する国立大学法人に対する償還猶予》

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人に対して、附属病院及び法人の経営安定を図り、教育・研究・診療機能を確保することを目的として、機構の有する債権の内容を変更し、国立大学法人における施設費貸付事業及び承継債務に関する債務の償還を猶予するための検討（償還猶予の仕組みや猶予のための財源、審査基準等）を行った。

検討を踏まえ、令和3年3月の償還（元利金）を半年間猶予するとともに、償還期限も半年間延長し、さらに新たに必要となる利息等の各種コストを免除する仕組みとし、必要な規則等の改正や審査基準の策定を行った。

令和2年12月に償還猶予を希望する附属病院を有する国立大学法人から申込を受け、償還猶予を希望する理由が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであること、新型コロナウイルス感染症の影響により国立大学附属病院に係る資金繰りが、国や都道府県の補助金等を見込んでもなお悪化する見込みであること、償還猶予を適用した後も、長期借入金等の償還に支障が無いこと等を総合的に考慮した審査を行い、申請のとおり8法人5,312百万円（施設費貸付事業3,580百万円、承継債務1,732百万円）の償還猶予を行うことを決定した。また、機構から財政融資資金及び債券への債務償還について、償還猶予により不足する額を、債券発行（施設費貸付事業）及び機構内資金の活用（承継債務）により対応することとした。

令和3年2月に施設費貸付事業に係る猶予のための財源を第5回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行により確保し、申請のあった国立大学法人へ猶予決定の通知を行った。また、対象となる140件の金銭消費貸借変更契約を締結して債権の内容変更を行い、同年3月に償還猶予を行った。

I - 2 国立大学等の施設整備支援

償還猶予の法人数等

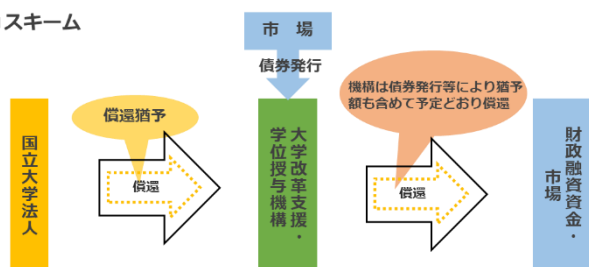
	施設費貸付事業	承継債務償還	合計
法人数	8 法人	6 法人	8 法人
猶予件数	140 件	31 件	171 件
猶予金額（元利金）	3,580 百万円	1,732 百万円	5,312 百万円

償還猶予の仕組み

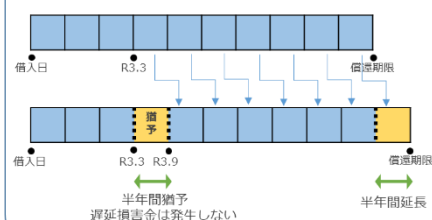
■ 支援内容

- ① **債務償還の猶予** 令和3年3月に期日が到来する債務（元利金）の償還を半年間（令和3年9月まで）猶予
※猶予期間後、元金は半年賦元金均等、利息は貸付金の残高に対して払込
 - ② **償還期限の延長** 猶与に伴い償還期限を半年間延長
 - ③ **利息負担の軽減** 新たに必要となる利息や手数料などの各種コストを免除
- ※**遅延損害金** 猶予期間中の未払額に対する遅延損害金（年10%）は発生しない

■ スキーム



■ 償還猶予のイメージ



国立大学附属病院の新型コロナウイルス感染症への対応例



重症患者の治療



ドライブスルー方式 PCR 検査



コロナ専用外来の設置

② 資金の調達

《長期借入れによる資金の調達》

施設費貸付事業の財源として、財政融資資金から46,215百万円の長期借入れを行った。

《債券発行による資金の調達》

第5回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5年債）について、当初 5,000 百万円の発行を計画していたところ、償還猶予の財源も含めて令和3年2月に 3,500 百万円増額した 8,500 百万円を発行した（（債券発行実績）平成29年度：5,000 百万円、平成30年度：5,000 百万円、令和元年度：6,000 百万円）。

令和2年度の資金調達実績

（単位：百万円）

区分	調達額						
	財政融資資金			債券発行			
	新規 貸付額	繰越 貸付額	計	新規 貸付額	借換額	償還猶予 対応額	計
施設整備	18,305	10,135	28,440	—	—	2,057	8,500
設備整備	17,775	0	17,775	4,197	723	1,523	
合計	36,080	10,135	46,215	4,197	723	3,580	8,500

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

令和3年2月の第5回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券の発行に向けて、令和2年9月に主幹事証券会社及び格付機関、12月に受託会社の選定を行った。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う償還猶予の実施にあたって、債券の増額発行により資金を調達することを想定し、増額発行を効率的かつ確実に行うため、主幹事証券会社については、例年の2社から3社体制とした。

債券の発行に係るIR活動について、例年は、投資家を訪問しているところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からウェブ会議システム等を活用して計画の5箇所に対して28箇所実施した。また、効果的・効率的に幅広い投資家からの関心を集めるようIR動画を収録し証券会社のウェブサイトから配信した。IR動画では、機構長が出演し、キャスターとの対話形式で行うことにより、わかりやすく機構の目的や持続的な開発目標（SDGs）に向けた取組、償還猶予の取組について説明を行った。さらに、ベンダー（経済・金融情報の通信社）とのミーティングを行い債券発行の経緯や背景について効果的に伝達した。これらにより、機構の業務や役割について投資家の理解を深める取組に努めた。

令和2年度 IR 資料抜粋



I-2 国立大学等の施設整備支援



動画配信（ダイワインターネット TV）

URL : <https://www.daiwatv.jp/contents/public/ir/21483-001/>



債券の発行額について、当初5年債 5,000 百万円の発行を計画していたところ、償還猶予の財源とするため、3,500 百万円を増額し5年債 8,500 百万円として令和3年1月に文部科学大臣から債券発行の認可を受けた。

発行体（機構）及び債券の信用格付について、令和3年1月及び2月に格付投資情報センター（R&I）からは、高度医療と高等教育を下支えする機構の政策上の重要性が一層増しているとの判断から前年度より格上げのAA+（前年度AA）を、日本格付研究所（JCR）からは、国の高等教育政策における業務の社会的意義・政策的重要性が高い点等が評価されAAA（前年度同）の信用格付（発行体及び債券）を取得した。また、コロナ債としてのソーシャルボンドの評価については、日本格付研究所（JCR）から、償還猶予は国立大学附属病院の機能回復・維持に寄与する社会貢献の高い取組であること等の高い評価を受け、最上位のSocial 1を取得した。

R&I 債券格付（抜粋）

R&I NEWS RELEASE

2021年02月05日

【新規格付】
大学改革支援・学位授与機構
第5回大学改革支援・学位授与機構債券：AA+

格付投資情報センター(R&I)は上記の格付を公表しました。

【格付理由】
詳細は1月29日公表のリリースを参照されたい。

【格付対象】
発行者：大学改革支援・学位授与機構

名称	第5回大学改革支援・学位授与機構債券
発行額	85億円
発行日	2021年02月26日
償還日	2026年03月19日
格付	AA+（新規）
担保・保証	一般担保
【参考】発行体格付	AA+ [格付の方向性：安定的]

JCR 債券格付（抜粋）

News Release

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
20-D-1174
2021年2月5日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（証券コード：ー）

【新規】
債券格付 **AA+**

■格付事由
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣が認証する評価機関として大学等の教育研究活動の状況についての評価を実施するほか、高等教育段階の多様な学習の成果の評価に基づく学位の授与や、国立大学附属病院の施設や設備の整備に必要な資金の貸付・交付などを行う。コロナ禍を受けた取り組みでは、貸付金等の返済を一定期間猶予する制度を導入し、地域医療の最後の砦に位置付けられる国立大学附属病院の財務の安定を支援している。格付は法令上国との結びつきが強い点、国の高等教育政策における業務の社会的意義・政策的重要性が高い点、施設費貸付事業にかかる事業リスクが限定的である点などを反映している。

（※）本件の格付対象につき JCR はソーシャルボンド評価「Social 1」を付与している。詳細については、ニュースリリース 20-D-1173 を参照。なお、JCR のソーシャルボンド評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供しまたは閲覧に供することを約束するものではない。

JCR ソーシャルボンド評価（抜粋）

News Release

株式会社日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
20-D-1173
2021年2月5日

—— ソーシャルボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. ——

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルボンド評価の結果を公表します。

**独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の
第5回大学改革支援・学位授与機構債券(コロナ債)に
Social 1 を付与**

評 価 対 象：第5回大学改革支援・学位授与機構債券（コロナ債）
分 類：一般担保付債券
発 行 額：85億円
利 率：0.030%
発 行 日：2021年2月26日
償 還 日：2026年3月19日
償 還 方 法：満期一括償還
資 金 使 途：国立大学附属病院における施設整備費等貸付事業のための貸付資金およびファイナンス、国立大学附属病院の借入金の支払い猶予のための資金

＜ソーシャルボンド評価結果＞

総合評価	Social 1
ソーシャル性評価（資金使途）	s1
管理・運営・透明性評価	m1

債券の条件決定については、最適な条件となるよう決定日の直前まで主幹事証券会社と調整して投資家の需要動向を探り決定し、最終的に昨年度を上回る投資家からの投資表明を受け、発行額の約3倍の需要を集め債券を発行した。

I - 2 国立大学等の施設整備支援

第5回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券発行要項（抜粋）

第5回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券 発 行 要 項	
1. 債 券 の 名 称	第5回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券
2. 債 券 の 総 額	金 85 億円
3. 振 替 法 の 適 用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとし、同法第 120 条で準用する同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
4. 各 債 券 の 金 額	1,000 万円
5. 利 率	年 0.030 パーセント
6. 発 行 価 額	各債券の金額 100 円につき金 100 円
7. 償 還 金 額	各債券の金額 100 円につき金 100 円
(以下、略)	

URL : http://www.niad.ac.jp/media/013/202102/hakkouyoukou_5.pdf

③ 債務の償還

財政融資資金及び市場（債券）への債務償還にあたって、国立大学法人へ払込通知書を発行・送付し計画的に回収するとともに、償還猶予により不足する額を債券の増額発行により調達し、45,457百万円（利子を含む）の償還を滞りなく確実にを行った。

令和2年度の財政融資資金等への債務償還実績（単位：百万円）

区分	令和元年度末 元金債務残高	借入額		償還額		令和2年度末 元金債務残高
		新規借入額	繰越借入額	元金	利子	
財政融資資金	582,340	36,080	10,135	38,830	1,617	589,725
債券	26,000	8,500	—	5,000	10	29,500
計	608,340	44,580	10,135	43,830	1,627	619,225

※四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

※国立大学法人からの回収額で不足する償還額は債券発行額により充当している。

令和2年度の国立大学法人からの債権回収実績（単位：百万円）

回収額		令和2年度末債権額（元金）
元金	利息	
38,535	1,586	589,725

貸付先調査については、新型コロナウイルス感染症の影響や調査対象となる国立大学附属病院の負担を考慮して、現地調査から書面での事前調査及びウェブ会議システムによるヒアリング調査に変更し、5法人に対して、事業の進捗状況の確認や意見聴取等を行った。

令和2年度貸付先調査実績

No.	法人名	調査日
1	徳島大学	令和3年1月22日（金）
2	神戸大学	令和3年1月22日（金）
3	秋田大学	令和3年1月25日（月）
4	大分大学	令和3年2月16日（火）
5	長崎大学	令和3年2月17日（水）

④ 調査及び分析

貸付後の国立大学附属病院の財務状況や経営状況を把握するため、令和2年度より、附属病院を有する国立大学法人（41法人）に対して、過去に策定された完済までの収支計画と実績の比較を行い収支見込みの妥当性について確認した。

附属病院を有する国立大学法人の適切な経営判断に資するよう、国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等の集計・分析結果、国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等を整理するとともに国立大学附属病院の経営支援ツールを開発し提供した。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

自己評価 B

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行った。

交付対象事業の適正な執行に係る留意点について各国立大学法人等の施設担当部課長等に対して周知するとともに、交付先調査を行った。

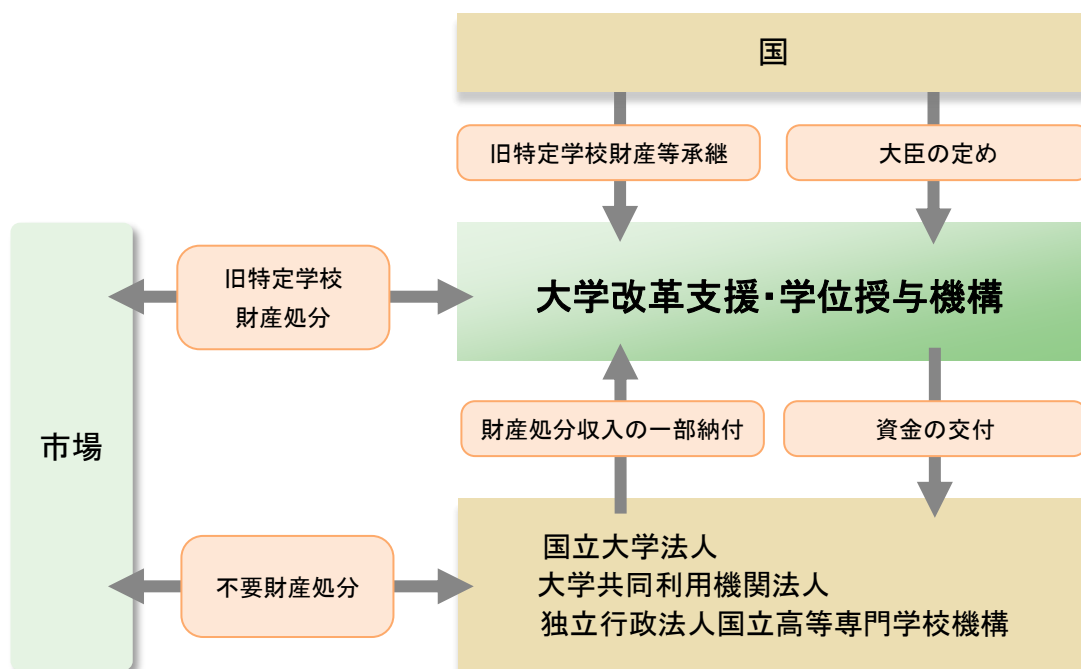
交付先調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の現地調査から書面での事前調査及びウェブ会議システムによるヒアリング調査に変更し、対象となる国立大学法人の負担を軽減した。

交付事業財源の確保については、交付先調査や文部科学省主催の説明会等を通じて、継続的に不要財産の処分計画の確認や交付事業の財源としての財産処分の重要性について周知し、協力を依頼している。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○ 交付事業の流れ



① 施設費の交付

文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人、大学共同利用機関、国立高等専門学校に対し施設整備に必要な資金の交付を行った。

令和2年度施設費交付事業（営繕事業）

令和2年度	法人数	事業数	交付金額
当初計画	89 法人	89 件	3,987 百万円
交付実績	89 法人	89 件	3,987 百万円

② 交付対象事業の適正な実施の確保

「大学改革支援・学位授与機構法（平成15年7月16日法律第114号）」及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、交付決定を行った。

事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、交付決定の内容などの審査を行い、交付金の額の確定を行った。

施設費交付事業の適正な執行及び不要財産処分の積極的な検討について周知を図るため、執行の留意点及び不要財産処分に関する資料を各国立大学法人等の施設担当部課長等に対して送付した。

交付先調査については、新型コロナウイルス感染症の影響や調査対象となる国立大学法人の負担を考慮して、現地調査から書面での事前調査及びウェブ会議システムによるヒアリング調査に変更し、9法人に対して、事業の進捗状況の確認や意見聴取等を行った。

令和2年度交付先調査実績

No.	法人名	調査日
1	徳島大学	令和3年1月22日（金）
2	神戸大学	令和3年1月22日（金）
3	秋田大学	令和3年1月25日（月）
4	お茶の水女子大学	令和3年2月1日（月）
5	一橋大学	令和3年2月3日（水）
6	電気通信大学	令和3年2月5日（金）
7	大分大学	令和3年2月16日（火）
8	長崎大学	令和3年2月17日（水）
9	東京農工大学	令和3年2月18日（木）

③ 交付事業の財源の確保に関する調査等

国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地等）について、交付先調査（ウェブ会議システム）におけるヒアリングの際に、処分の計画等について確認を行った。

文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和3年1月22日にウェブ会議にて開催）において、交付事業の財源としての財産処分の重要性について説明を行い、協力を依頼した。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

自己評価 S

国から承継した債務について、国立大学法人から計画的に回収するとともに機構内資金を活用し、財政融資資金へ債務の償還を滞りなく確実に行った。

旧特定学校財産の管理処分について、東京大学生産技術研究所跡地については、計画的な売却及び貸付を適切に行っている。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。

令和2年度の特筆すべき事項として、施設費貸付事業と同様に国立大学法人が災害や特殊な事由により機構に対する債務の償還が著しく困難となった場合に、債務の条件の変更等を可能とする新たな支援の仕組みを構築した。これにより令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人のうち、希望する6法人に対して、機構に対する承継債務に係る負担17億円の償還を猶予する支援を行った。

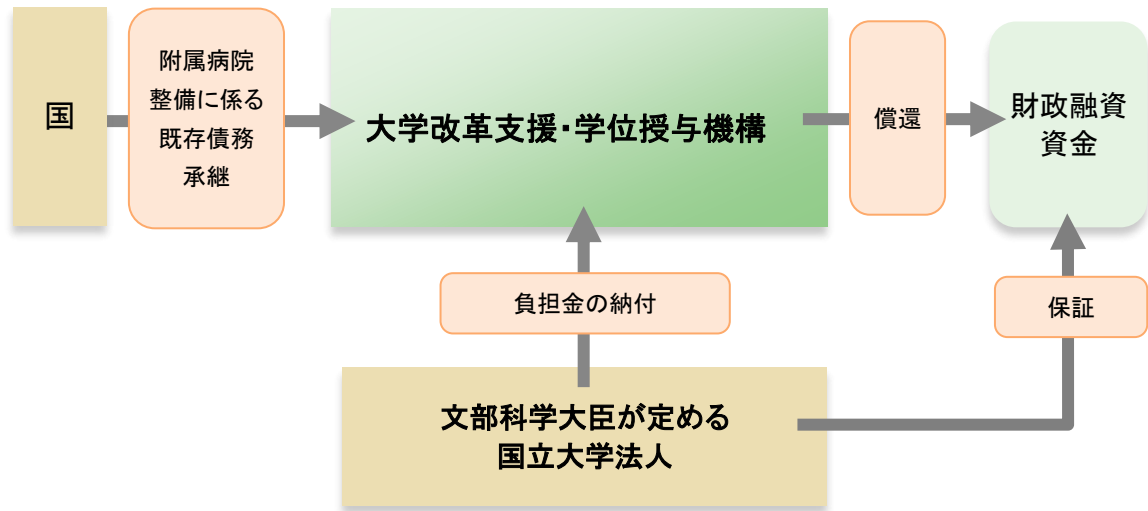
償還猶予にあたっては、各国立大学法人の債務負担に関し必要な事項を定めた協定書を変更し、また、償還猶予により財政融資資金への償還に不足する額について施設費交付事業の交付に影響の無い範囲で機構内資金を活用して対応した。

今回の取組は、新型コロナウイルス感染症の対応を行う附属病院を有する国立大学法人の経営の安定を図り教育・研究・診療機能を確保することに寄与した。また、災害や特殊な事由により機構に対する債務の償還が著しく困難となった場合に支援できる新たな仕組みを構築したことで、新型コロナウイルス感染症の対応のみならず、今後、緊急事態等が生じた場合に迅速に対応できることとなった。

新型コロナウイルス感染症による附属病院を有する国立大学法人の経営への影響を踏まえ、当初想定していなかった取組を行い、計画以上の大きな成果を得られていると判断し、Sとした。

実績・参考データ

○承継債務償還の流れ



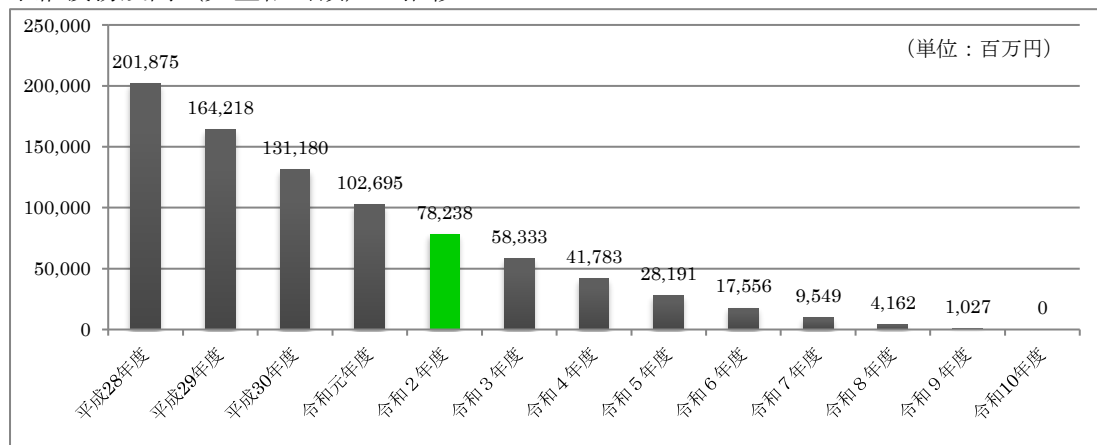
① 承継債務の償還等の確実な実施

財政融資資金への債務償還にあたって、国立大学法人から計画的に回収するとともに、償還猶予により不足する額を機構内資金の活用（令和10年度までに回収予定）により対応し、25,600百万円（利子相当額を含む）の償還を滞りなく確実に行った。

令和2年度の財政融資資金への承継債務償還額（単位：百万円）

区分	令和元年度末 債務残高 (元金相当額)	償還額		令和2年度末 債務残高 (元金相当額)
		元金相当額	利子相当額	
財政融資資金	102,695	24,458	1,142	78,238

承継債務残高（元金相当額）の推移



※令和2年度までは実績額、令和3年度以降は予定額。令和10年度完済予定。

I-2 国立大学等の施設整備支援

《附属病院を有する国立大学法人に対する償還猶予》

承継債務について、施設費貸付事業と同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた附属病院を有する国立大学法人に対して、債権の内容変更を行い、債務の償還を猶予する新たな仕組みを構築した。

承継債務については、施設費貸付事業とは異なり、債券の発行により償還を行うことができないことから、償還猶予により不足する額について、施設費交付事業の交付に影響の無い範囲で機構内資金を活用することとした。

また、各国立大学法人の債務負担に関して必要な事項を定めている協定書の取扱いについて整理し、令和2年12月に償還猶予を希望する国立大学法人との協定書の変更を行なったうえで申請を受け、策定した審査基準に基づき審査を行い、申請のとおり猶予を行うことを決定した。

さらに、令和3年2月に申請のあった国立大学法人へ猶予決定の通知を行い、同年3月に償還猶予を行った。

※償還猶予の仕組みについては、I-2-(1)「①施設費の貸付」参照。

② 旧特定学校財産の管理処分

《東京大学生産技術研究所跡地の管理処分》

国から承継した東京大学生産技術研究所跡地（29,974.81㎡）について、平成19年度から独立行政法人国立美術館に分割して売却を行っており、令和2年度は、541.30㎡を1,381百万円で売却した。

これにより、売却した総面積は27,945.28㎡（令和元年度までに売却した面積は27,403.98㎡）となり、全体の93.23%の売却が完了した。

未売却の土地（2,029.53㎡、6.77%）については、同法人と使用契約を締結し、土地面積に応じた使用料を徴収した。

《処分後の財産の利用状況》

平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられ、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めてきたところ、令和2年8月にすべての事業が完了したことの報告を受けた。

I - 3 学位授与

＜年度計画＞

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の特攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 A

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度学位授与事業に関する特例措置（機構長裁定）」（以下「新型コロナ特例措置」という。）を定め、一部スケジュールを変更するなど種々の措置を講じて事業を行った。特に単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期試験の実施日の変更（6月から9月）や、10月期試験における追試験の実施等の措置により、年度内に事業を完了した。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に申請を取下げた者については、従来認められていなかった学位審査手数料の返還を特例的に行った。

また、電子申請の推進については、令和元年度より原則すべて電子申請で受け付けることとしているが、学修成果レポートの提出方法について、印刷したものを5部送付する方法から、電子データをアップロードする方法に変更するなどの更なる改善を行った。なお、特例による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。その他、不合格者に対する理由の通知も継続して行い申請者に対する利便性の向上を図った。

認定申出のあった短期大学・高等専門学校を審査し、教育課程等が大学教育に相当する水準を有している専攻科として認定した。また、その水準が維持されているかについて対

象校の審査を行った。なお、新型コロナ特例措置により審査を次年度へと繰下げた対象専攻には、その旨を適切に通知した。

認定を受けた短期大学・高等専門学校の特攻科のうち特例適用の申出があったものを審査し特例を適用するものとして認定した。また、特例適用を受けるための水準が維持されているかについて対象校の審査を行った。なお、新型コロナ特例措置により、一部審査期間を延長して適用認定の審査を行った。また、特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査について、審査を次年度へと繰下げとした旨を対象専攻に通知した。

以上のことからコロナ禍により、予測困難で、かつ様々な状況が生じている中で、年度計画における所期の目標達成に向けて、申請者に不利益が生じないように様々な具体策を検討した上で特例措置等を行うことで、計画が達成されたと判断し、Aとした。

実績・参考データ

我が国で学位を授与できるのは大学と機構のみと法令で定められている。機構においては、高等教育段階の多様な学習成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学以外のさまざまな学習の成果を評価し、大学の学部・大学院の修了者と同等の学力を有すると認められる学習者に学位を授与している。この学位授与は「単位積み上げ型による学位授与」と「省庁大学校修了者に対する学位授与」の2通りで行っている。

I－3 学位授与

①－1 単位積み上げ型の学位授与の実績

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナ特例措置」を定め、スケジュールを変更するなど種々の措置を講じて審査を行った。4月期試験の実施日の変更（6月から9月）や、10月期試験における追試験の実施等の措置をにより、年度内に事業を完了した。

＜令和2年度 単位積み上げ型の学位取得者数＞ (人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	285	241
10月期	2,366	2,290
合 計	2,651	2,531

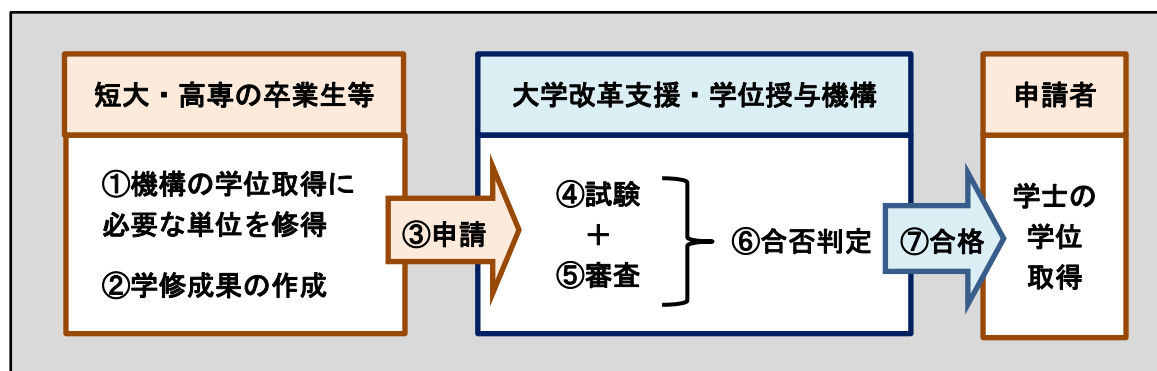
＜単位積み上げ型の学位取得者数 推移＞ (人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
文 学	24 [6]	18 [4]	11 [1]	12 [2]	21 [5]
教育学	198 [96]	238 [133]	181 [108]	210 [114]	183 [104]
神 学	1	0	0	0	0
社会学	3	2	1	1	0
教 養	9	8	3	3	2
学 芸	2	1	0	1	2
社会科学	3	1	2	1	1
法 学	2	6	3	5	2
政治学	1	1	0	0	1
経済学	3	1	2	1	2
商 学	1	1	0	0	1
経営学	16 [14]	10 [7]	11 [10]	3 [2]	9 [8]
理 学	4	2	2	6	3
薬科学	2	1	2	1	3
看護学	458 [17]	437 [37]	479 [31]	483 [30]	405 [18]
保健衛生学	98 [11]	97 [10]	104 [11]	97 [12]	101 [13]
鍼灸学	2	2	1	2	2
口腔保健学	55 [23]	59 [26]	75 [34]	63 [25]	82 [27]
柔道整復学	0	1	1	2	0
栄養学	53 [15]	46 [27]	50 [33]	36 [20]	39 [23]
工 学	1,426 [1,328]	1,433 [1,347]	1,596 [1,572]	1,469 [1,456]	1,534 [1,526]
芸術工学	0	0	0	0	0
商船学	12 [12]	12 [12]	16 [16]	13 [13]	11 [11]
農 学	3	1	0	0	1
水産学	0	0	0	0	0
家政学	5	5	4	2	4
芸術学	86 [25]	83 [27]	68 [20]	94 [21]	121 [30]
体育学	0	0	0	0	1
合 計	2,467 [1,547]	2,466 [1,630]	2,612 [1,836]	2,505 [1,695]	2,531 [1,765]

※ [] 内は特例適用による学位取得者数で内数

①-2 単位積み上げ型の学位授与 手順

単位積み上げ型の学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度学位授与事業に関する特例措置（機構長裁定）」（以下「新型コロナ特例措置」という。）を定め、スケジュールを変更するなど種々の措置を講じて審査を行った。

**①単位の修得**

申請希望者は、機構の定める要件・基準を満たすように、必要な単位を大学の科目等履修生制度等により修得しなければならない。

②学修成果の作成

申請希望者は、単位修得を通じて身につけた学力が学士の水準に達していることを示すためのレポート等（学修成果）を作成しなければならない。

③申請の受付

令和元年度から申請方法を、原則すべて電子申請とした。

- ・4月期の受付期間：3月13日～4月6日
- ・10月期の受付期間：9月9日～10月2日

④試験

申請者が提出した学修成果に基づき、レポート提出者には小論文試験、芸術学分野でレポート以外の提出者には面接試験を行った。

- ・4月期の小論文試験日：9月13日（会場：東京・大阪）
面接試験日：9月6日（会場：東京）
※新型コロナ特例措置により、それぞれ、当初予定の6月7日から変更
- ・4月期の特別措置試験日（小論文）：7月19日（東京）
※身体に障害のある申請者等への受験上の特別措置
- ・10月期の小論文試験日：12月13日（会場：東京・大阪）
面接試験日：12月6日（会場：東京）
- ・10月期の特別措置試験日（小論文）：12月14日（東京）
- ・10月期の追試験日（小論文）：1月8日（東京）
※新型コロナ特例措置により、実施日直前に発熱等の体調不良を申し出た申請者に対して実施

I－3 学位授与

⑤審査

「修得単位」について、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

「学修成果・試験」について、学士の学力の水準を有しているか審査した。

- ・ 4月期の審査期間：5月～2月（新型コロナ特例措置により延長）

- ・ 10月期の審査期間：11月～2月

⑥合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修成果・試験の審査の双方が「可」とされた場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

- ・ 4月期の通知時期：3月末（新型コロナ特例措置により延長）

- ・ 10月期の通知時期：3月末

①-3 特例適用による学位授与の実績

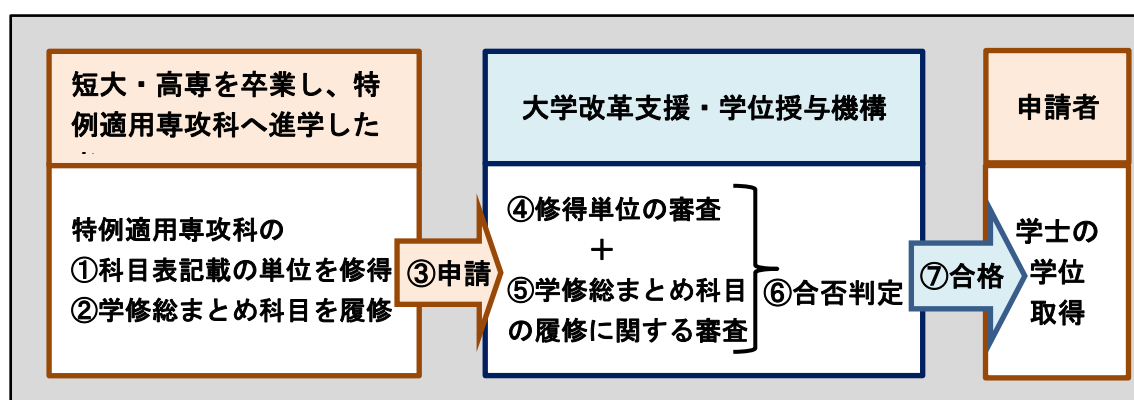
令和2年度は特例適用により1,765人に学位を授与した。
なお、この人数は「①-1」の単位積み上げ型の学位取得者数に含まれる。

< 令和2年度 特例適用による学位取得者数 > (人)

申請時期	申請者	学位取得者
4月期	12	12
10月期	1,766	1,753
合計	1,778	1,765

①-4 特例適用による学位授与 手順

特例適用による学位授与は4月期と10月期の年2回、以下の手順で行った。

**①単位の修得**

申請希望者は、機構があらかじめ認定した科目表に記載された単位を短大・高専の（機構から特例適用が認定された）専攻科で修得しなければならない。

②学修総まとめ科目の履修

申請希望者は、各専攻科の最終学年に学修総まとめ科目として設定された授業科目を履修しなければならない。

③申請の受付

申請方法はすべて電子申請としている。

- ・4月期の受付期間：3月23日～4月10日
- ・10月期の受付期間：9月23日～10月9日

④修得単位の審査

科目表に記載された授業科目を履修し、機構の定める要件・基準を満たしているか審査した。

⑤学修総まとめ科目の履修に関する審査

学修総まとめ科目を履修し、単位を修得しているかに加え、申請時に提出する「学修総まとめ科目履修計画書」及び専攻科修了確定時に提出する「学修総まとめ科目 成果の要旨」等について、双方を照合し、各項目及び内容について審査した。

I－3 学位授与

⑥合否判定

学位審査会により修得単位の審査と学修総まとめ科目の履修に関する審査の双方が「可」とされ、かつ専攻科の修了が確認された場合に合格とした。

⑦結果の通知

判定結果は以下の時期までに通知した。

なお、不合格者に対してはその理由も通知した。

・4月期の通知時期：9月末

・10月期の通知時期：3月末

①－5 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備

機構では、学位授与に係る審査を行うため「学位審査会」を設置し、その下に専攻分野ごとに審査や試験を行う専門委員会と部会を置いている。学位審査会では、その他、短期大学・高等専門学校専攻科の認定、省庁大学校の課程の認定等に係る審査も行っている。

なお、新任の専門委員に対しては、管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年4月に開催している「学位審査会専門委員協議会」で学位授与制度の概要、審査手順、審査方法等を説明した。（令和2年度は書面送付にて実施した。）

< 学位審査会 委員数 > 17人

< 専門委員会・部会 委員数（令和3年3月） > (人)

専門委員会		部会数	委 員 数		
			専 門	臨 時	合 計
1	文学・神学	10 部会	29	0	29
2	教育学	—	10	0	10
3	社会学	2 部会	6	0	6
4	教養・学芸	—	4	0	4
5	社会科学	—	10	4	14
6	法学・政治学	—	5	1	6
7	経済学・商学・経営学	—	8	0	8
8	理学	5 部会	25	1	26
9	医学・薬学	2 部会	27	1	28
10	看護学・保健衛生学・鍼灸学	7 部会	46	1	47
11	口腔保健学	—	6	0	6
12	柔道整復学	—	2	0	2
13	家政学・栄養学	2 部会	14	0	14
14	工学・芸術工学	12 部会	103	10	113
15	農学	—	2	0	2
16	水産学	—	9	0	9
17	芸術学	3 部会	22	3	25
18	体育学	—	3	0	3
19	商船学・海上保安	—	8	0	8
合計	19 専門委員会	43 部会	339	21	360

①-6 単位積み上げ型の学位授与 利便性向上の取組

ア. インターネットを利用した電子申請の推進

申請者の利便性向上と業務の合理化・効率化を図るため、令和元年度から原則としてインターネットを利用した電子申請のみとしたことに加え、さらに令和2年度からは学修成果レポートの提出方法を、印刷したものを5部送付する方法から、電子データをアップロードする方法に変更した。なお、特例適用による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。

イ. 不合格者に対する配慮

再申請の際の留意事項等を個別に伝えるため、学修成果・試験の審査で不可となった申請者のうち、試験欠席者以外の全員に対し、不可判定の具体的な理由を通知した。

< 不可判定理由を通知した人数 >

84人（内訳：4月期 36人、10月期 48人）

②-1 専攻科の認定

機構では、短期大学・高等専門学校の専攻科で修得した単位を機構の学位授与の申請要件となる大学の単位相当とすることができる専攻科として認定している。認定にあたっては、申出のあった短期大学・高等専門学校の専攻科の教育課程、教員組織、施設設備等を学位審査会が審査し、大学教育に相当する水準に達していると認められた場合に認定を行っている。

令和2年度は以下のとおり認定等を行った。なお、新型コロナ特例措置により、審査期間の延長や審査自体の令和3年度への繰下げ等を行った。

● 令和3年度認定専攻科（組織改編による認定）

〔高等専門学校2校、2専攻〕

学校名	専攻名	設置者
苫小牧工業高等専門学校	創造工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校	ソーシャルデザイン工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構

○ 令和2年度教育の実施状況等の審査（レビュー）実施専攻科

〔 新規の認定又は再審査の5年後、その後は7年ごとに認定専攻科の教育の実施状況等について審査している。 〕

〔短期大学1校、1専攻〕

学校名	専攻名	設置者
愛知産業大学短期大学	国際コミュニケーション専攻	学校法人愛知産業大学

※ 令和2年度対象専攻に係るレビュー審査については、上記を除き令和3年度に繰り下げて実施することとした。（該当専攻数：短期大学7校8専攻）

②-2 特例適用の認定

認定を受けた短期大学・高等専門学校の特攻科は、機構が定める要件を満たすと学位審査会により判断された場合、学修成果・試験を課さない特例が適用される。

特例適用専攻科の学生が、専攻科での学修（機構の認定した科目の単位を修得すること及び学修総まとめ科目を履修すること）に基づく審査に合格して、専攻科を修了した場合に学位を授与している。

令和2年度は特例適用の認定等を以下のとおり行った。なお、新型コロナ特例措置により、審査期間の延長や審査自体の令和3年度への繰下げ等を行った。

● 令和3年度特例適用専攻科（組織改編による認定）

〔高等専門学校2校、2専攻〕

学校名	専攻名	設置者
苫小牧工業高等専門学校	創造工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校	ソーシャルデザイン工学専攻	独立行政法人国立高等専門学校機構

○ 特例適用専攻科に係る教育の実施状況等の審査（レビュー）実施専攻科

〔 特例適用認定後5年以内、その後は5年ごとに特例適用専攻科の教育の実施状況等について審査している。 〕

※ 令和2年度対象特例適用専攻に係るレビュー審査については、全て令和3年度に繰り下げて実施することとした。

（該当専攻数：短期大学1校1専攻、高等専門学校9校18専攻）

<分野別認定専攻科数及び特例適用専攻科専攻数（令和3年4月1日現在）>

	短期大学専攻科		高等専門学校専攻科		合 計
	公立	私立	国公立	私立	
人文・教養		6(1)			6(1)
教育学	1(1)	16(9)			17(10)
社会科学		1	2(2)		3(2)
理学・工学			105(105)	2(2)	107(107)
商船学			5(5)		5(5)
看護学・保健衛生学		18(4)			18(4)
家政学・栄養学	1	8(3)			9(3)
芸術学	2(1)	9(1)			11(2)
合 計	4(2)	58(18)	112(112)	2(2)	176(134)

※（ ）内は特例適用専攻科の専攻数であり、内数。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

自己評価 A

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から「新型コロナ特例措置」を定め、一部スケジュールを変更するなどして、年度内に事業を完了した。具体的には例年では5月から7月にかけて実施している3月修了者の口頭試問等の審査について、スケジュールの調整を図り7月からの実施とした。そのほかに、令和3年2月から3月にかけての審査を部分的に集中開催とすることや、例年は一部の審査にのみ導入していた遠隔会議システムの利用について、システムを增強するとともに、利用者のサポート体制を強化して事業の合理化・効率化に努めた。

また、認定された課程について、当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか審査を行い、対象の1校3課程について、遠隔会議システムも利用して審査を行った。

以上のことからコロナ禍により、予測困難で、かつ様々な状況が生じている中で、年度計画における所期の目標達成に向けて、申請者に不利益が生じないように様々な具体策を検討した上で特例措置等を行うことで、計画が達成されたと判断し、Aとした。

実績・参考データ

①-1 省庁大学校修了者に対する学位授与の実績

機構では、大学又は大学院に相当すると認める省庁大学校の課程を修了し、機構の審査に合格した者に学位を授与している。

令和2年度は、省庁大学校修了者1,180人に学位を授与した。

(内訳) ・学士 1,049人
 ・修士 101人
 ・博士 30人

＜ 省庁大学校に対する学位取得者数 推移 ＞ (人)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
学 士	907	1,085	1,131	1,064	1,049
修 士	82	74	85	91	101
博 士	31	26	35	23	30
合 計	1,020	1,185	1,251	1,178	1,180

＜ 学士の学位授与の実績 ＞ (人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校 本科		人文科学	30
		社会科学	63
		理 学	35
		工 学	292
防衛医科大学校 医学教育部	医学科	医 学	74
	看護学科	看護学	105
水産大学校 本科		水産学	196
海上保安大学校 本科		海上保安	46
気象大学校 大学部		理 学	20
職業能力開発総合大学校 総合課程		生産技術	91
国立看護大学校 看護学部看護学科		看護学	97

＜ 修士の学位授与の実績 ＞ (人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校	理工学研究科前期課程	理 学	4
		工 学	48
	総合安全保障研究科前期課程	安全保障学	12
水産大学校 水産学研究科		水産学	7
職業能力開発総合大学校長期養成課程職業能力開発研究学域		生産工学	20
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科前期課程		看護学	10

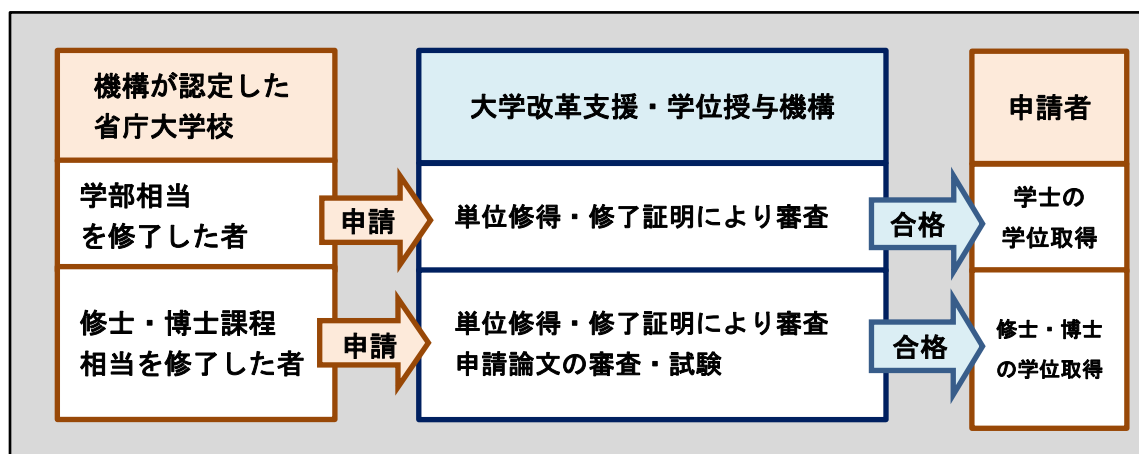
＜ 博士の学位授与の実績 ＞ (人)

省庁大学校		専攻分野の名称	学位取得者数
防衛大学校	理工学研究科後期課程	理 学	0
		工 学	8
	総合安全保障研究科後期課程	安全保障学	3
防衛医科大学校 医学教育部医科学研究科		医 学	18
国立看護大学校 研究課程部看護学研究科後期課程		看護学	1

I－3 学位授与

①－2 省庁大学校修了者に対する学位授与 手順

省庁大学校修了者に対する学位授与は以下の手順で行った。



①－3 省庁大学校修了者に対する学位授与 審査体制の整備

省庁大学校修了者に対する学位授与に係る審査は、単位積み上げ型の学位授与と同様に学位審査会で行った。

詳細は「①－4 単位積み上げ型の学位授与 審査体制の整備」を参照。

②-1 省庁大学校の課程の認定

機構では、各省庁大学校からの申出を受けて、各課程の教育課程、修了要件、教員組織、施設設備等について学校教育法等の関係法令に照らして審査し、大学又は大学院と同等水準であると認めるものを、大学又は大学院に相当する教育を行う課程として認定している。また、認定を受けた課程に対しては、原則として5年ごとに教育の実施状況等の審査（レビュー）を行い、上記の水準が維持されていることを確認している。

令和2年度は以下のとおり1校3課程について教育の実施状況等の審査を行った。

○ 令和2年度教育の実施状況等の審査（レビュー）実施課程

1. 大学の学部に対応する教育を行う課程

1校、1課程

学校名	課程名	所管省庁
国立看護大学校	看護学部看護学科	厚生労働省

2. 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

1校、1課程

学校名	課程名	所管省庁
国立看護大学校	研究課程部看護学研究科 前期課程	厚生労働省

3. 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

1校、1課程

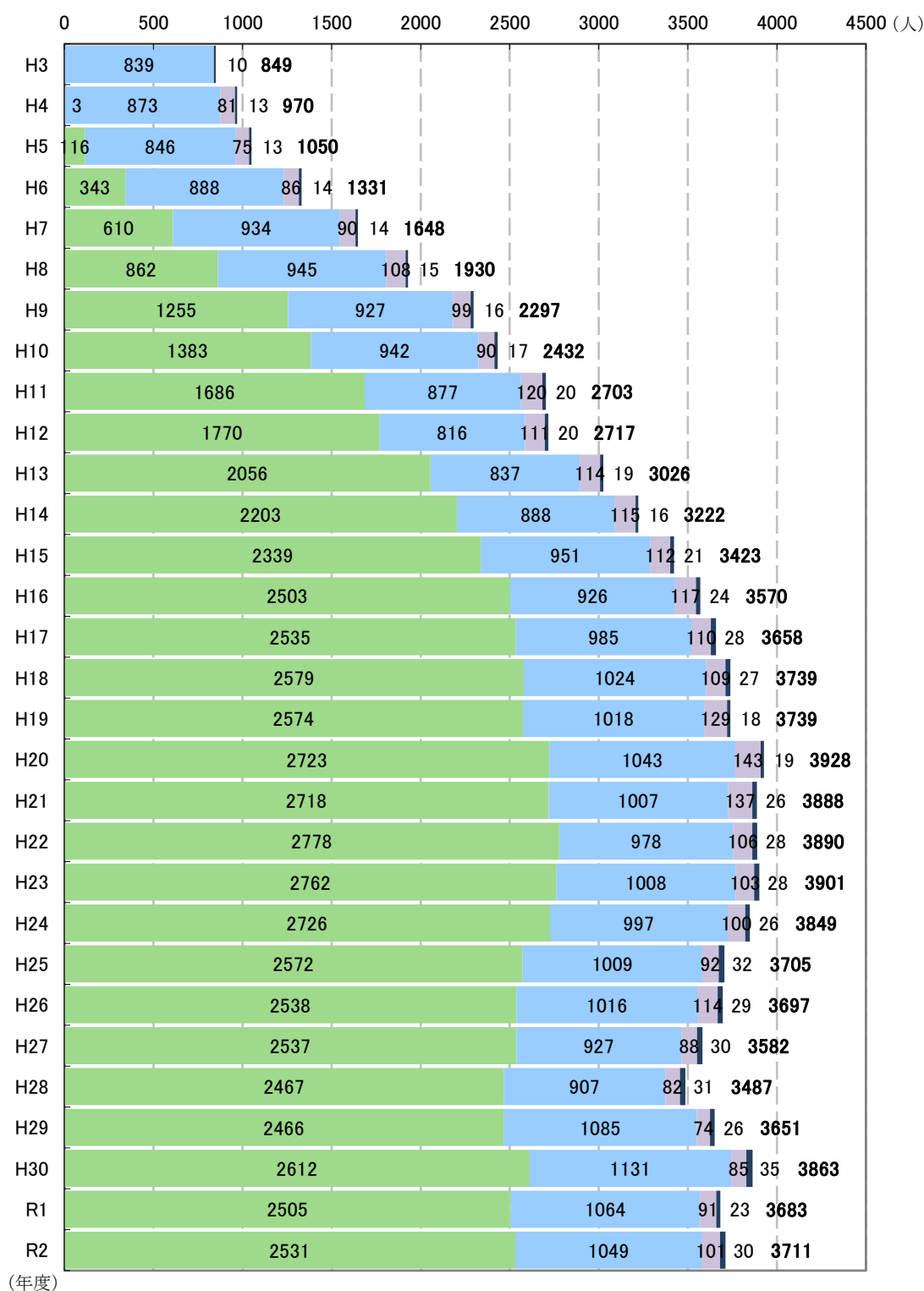
学校名	課程名	所管省庁
国立看護大学校	研究課程部看護学研究科 後期課程	厚生労働省

< 課程認定を受けている省庁大学校と学位の種類 >

省庁大学校名	学位の種類		
	学 士	修 士	博 士
防衛大学校	理学、工学、 社会科学、人文科学	理学、工学、 安全保障学	理学、工学、 安全保障学
防衛医科大学校	医学、看護学	—	医学
水産大学校	水産学	水産学	—
海上保安大学校	海上保安	—	—
気象大学校	理学	—	—
職業能力開発総合大学校	生産技術	生産工学	—
国立看護大学校	看護学	看護学	看護学

I - 3 学位授与

すべての学位取得者数の推移（令和3年4月現在）



学位取得者総数：91,139（人）

短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする単位積み上げ型の学位授与

■ 学士

機構認定の教育施設(各省庁大学校)の課程修了者への学位授与

■ 学士

■ 修士

■ 博士

(※各年度の太字は合計)

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

自己評価 B

学位授与制度を紹介するリーフレット（『学士をめざそう！』）及び機構が授与する学位を説明したリーフレット（『機構が授与する学士の学位』）について、年度計画のとおり、関係各所に配布し、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進を図った。

また、学位授与制度や学位授与申請に係る説明等を行った。

「学位取得者表彰制度」に基づき、令和元年度の学位取得者のうち、3人を選考の上、表彰（機構長緑秀賞）した。オンライン会議システムにより受賞者とのリモート・インタビューを実施し、ウェブサイトや文教関係雑誌に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を調査するとともに、ウェブサイト上で学位授与事業に係る活動内容の情報発信に努めた。

新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、実施方法の工夫等で概ね計画を達成した。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①-1 学士の学位をめざす方への説明会の実績

機構では、放送大学との協定事業の一環として、学士の学位をめざす方への説明会を管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して例年実施している。

令和2年度は、研究開発部との協働により、令和3年2月頃の開催に向けて放送大学本部との調整を行ったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、参集による開催は中止とし、オンラインで視聴可能な制度概要を説明した動画コンテンツを作成して、令和3年度の早い時期にオンラインによる説明会開催の調整を行うこととした。

< 学士の学位をめざす方への説明会参加者数 推移 >

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
82	123	149	(160) ※	—

※令和元年度については申込者数としている。

①-2 各種広報活動の実績

例年、学位授与制度を紹介するリーフレットを関係機関等へ配布している。また、放送大学各学習センターに対しては、リーフレット送付状に出前説明会の実施について案内している。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況を踏まえ、放送大学各学習センターが独自に行っている入学希望者や在学生向けの学位取得説明会等において、機構からもオンラインで参加して相談支援することについて検討し、鹿児島学習セ

I-3 学位授与

ンターが2月7日に実施した「学士（看護学・保健衛生学）取得説明会」にオンラインで参加し、在校生・卒業生の機構での学位取得を検討している専門学校関係者に対して説明を行った。

＜ 各種広報物の配布先 ＞

名 称	配布数	主な配布先
新しい学士への途	4,079部	申請予定者、短期大学、 高等専門学校、都道府県
学位授与申請書類	3,116部	申請予定者、短期大学、 高等専門学校、国会図書館
学士をめざそう！	14,935部	短期大学、高等専門学校、 専門学校、高等学校等専攻科
機構が授与する学士の学位	8,756部	大学、都道府県、学位取得者

② 学位取得者表彰

令和元年度の学士の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められる者3人を表彰（機構長緑秀賞）した。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、例年行っている表彰式に代えて機構教職員による受賞者とのリモートインタビューを行った。

③ ウェブサイトによる情報発信

広報活動の成果の評価や利用動向の分析のため、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査した。

ウェブサイトにおいて毎月発行する広報誌「機構ニュース」（第203号～第213号）により、学位授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。

○ 広報誌 機構ニュース

https://www.niad.ac.jp/publication/kikou/kikou_news/

○令和元年度学位取得者表彰受賞者とのリモート・インタビューを行いました

当機構では、学校教育法第104条の規定に基づき、我が国において大学以外で学位を授与する唯一の機関として、学位授与事業を実施しており、これまで8万7千人を超える人々に学位を授与しています。学位取得者表彰は、学士の学位を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者を対象とする表彰制度で、平成29年度に「機構長緑秀賞」（機構ロゴマークにも使用されている希望を意味する“緑”色と、生涯学習に“秀”でた者に対する賞であることに由来）として創設されました。今年度は、令和元年度の学士の学位取得者から3人が選考されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響のため、学位取得者表彰式の開催を見合わせることにしました。その代わりとして、11月10日（火）、18日（水）にオンライン会議システムにより、受賞者とのリモート・インタビューを行いました。

はじめに福田機構長からのお祝いのメッセージが伝えられ、リモートでつながった受賞者からは喜びと感謝の言葉が述べられました。また、学位取得のきっかけや、生涯学習に関する体験などについて機構教職員との関連な意見交換がなされ、有意義で貴重な機会となりました。

なお、当機構では、年2回学位授与申請を受け付けており、申請方法や学位取得までの流れは、機構ウェブサイト（https://www.niad.ac.jp/n_gaku/application/shinseishiryou.html）で公開しています。



11/10のリモート・インタビューで挨拶の言葉を述べる
宮城氏左、齋藤氏右



11/18のリモート・インタビュー
で挨拶の言葉を述べる小西氏



リモート・インタビューでの機構教職員の様子

※令和2年度の表彰者リモートインタビュー
（第210号（令和2年12月発行）掲載記事）

I-4 質保証連携

<年度計画>

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

③ 大学ポータルート

- 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポータルートを運用する。その際、大学ポータルートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポータルートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。
- 本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。
- また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

- 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

- 国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

- 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として設置した「高等教育資格承認情報センター」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外に対して、特に日本の高等教育制度及び高等教育機関等に関する調査及び情報提供を行う。

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

- ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。
- イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。
- ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

自己評価 B

国公立大学・公立短期大学の令和2年度の大学基本情報を令和2年7月に収集・整理し、9月30日に公表した。（国立大学86校、公立大学89校、公立短期大学13校）

収集・蓄積した大学基本情報を、大学ポータル・大学情報システム内に構築された「国公立大学情報活用サイト」を通して、大学の評価活動やIR活動等に活用できる形で提供した。

大学等の自己評価担当者等に対し、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価についてそれぞれ研修を実施した。なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブサイト に資料を掲載し、希望する大学等には音声解説付き資料を配布する形で実施した。

我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、機構における大学からの人事交流者に対し、大学等の質保証に関する研修を令和2年7月21、22日に開催した。なお、人材育成セミナーとしてワークショップ形式の開催を予定していたところ、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。

大学等の教職員が質保証や評価事業等の基礎について体系的に学習できる教材「大学評価早わかり」を「大学質保証ポータル」に掲載した。

上記のほか、大学院を置く全国公私立大学を対象とした学位授与状況等調査の実施や、機構が授与する学位の取得に必要な単位修得に関する科目等履修生制度の開設大学の一覧等の公開など、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響のため、一部実施できなかった研修があったものの、研修の実施方法の工夫、大学等の質保証に関する教材の「大学質保証ポータル」への掲載、及び機構内における大学からの人事交流者向けの「大学等の質保証に関する研修」を実施することによりおおむね計画を達成した。以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

①ーア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等の収集・蓄積・提供

機構では、国公立大学・短期大学から提供された学生数、教員数等の基礎的な情報を整理し、大学・短期大学関係者及び高等教育に関心のある第三者の利便に供するよう、「大学基本情報」としてウェブサイトで公開している。令和2年度も当該年度分の情報を収集・蓄積し、ウェブサイトに掲載した。また、国公立大学情報活用サイト（「③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実」参照）を通して、収集・蓄積した大学基本情報を大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する等に活用できる形で提供した。

大学基本情報 2020 (R2)		
学生教職員等	(7-A) 学生数	DOWNLOAD
	(7-B) 教員数（本務者）	DOWNLOAD
	(7-1) 教員数（本務者）（再掲）	DOWNLOAD
	(7-Z) 教員数（兼務者）	DOWNLOAD
	(7-C) 職員数	DOWNLOAD
学部学生内訳	(8-D) 学科別学生数 入学志願者数 入学者数	DOWNLOAD
	(8-2) 学科別学生数のうち休学者数	DOWNLOAD
	(8-3) 学科別学生数のうち最低在学年限超過学生数（編入学者は除く。）	DOWNLOAD
	(8-G) 出身高校の所在地県別入学者数	DOWNLOAD

大学基本情報ウェブサイト (<https://portal.niad.ac.jp/ptrt/table.html>)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価に活用するため、組織情報及び教育研究情報の収集・整理を進め、これらの情報を基に入力データ集及びデータ分析集を作成した。

①ーイ 質保証人材の能力開発

a. 大学等の自己評価担当者等に対する研修

○令和3年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法：ウェブサイトにて資料掲載及び希望する大学等に音声解説付き資料の配布
 実施期間：6月30日（火）～7月17日（金）

○令和3年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

実施方法：ウェブサイトにて資料掲載及び希望する大学等に音声解説付き資料の配布
 実施期間：9月17日（木）～10月20日（火）

b. 大学等の質保証に関する研修

大学評価等の高等教育の質保証に係る業務に関する基礎的な知識を修得し、高等教育における機構の果たす役割について理解を深めるため、質保証に携わっている大学等の人事交流者を対象とした「評価事業研修」を実施した。

対象：令和元年5月以降の評価事業部の新規採用職員のほか本研修の受講を希望する者

開催月日：令和2年7月21日（火）、22日（水）

参加人数：57人

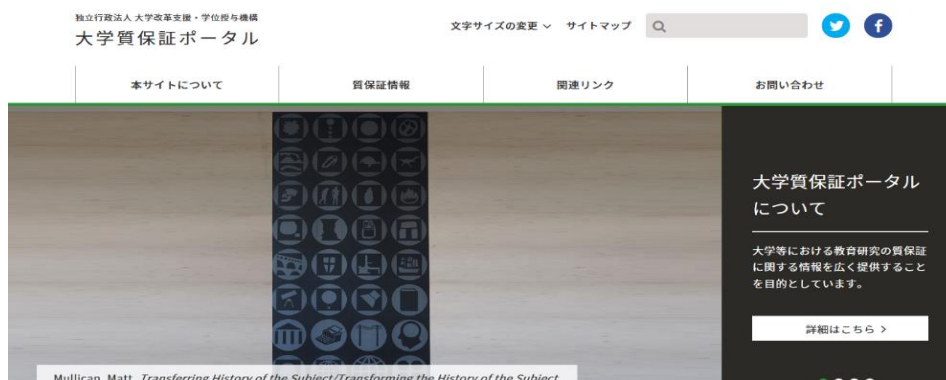
・アンケート結果、回答率

項 目	（5段階評価の平均値）
全体を通じた理解度	3.90
内容の有用度	4.18
研修の満足度	4.00
回答率	89.5%

なお、例年、人材育成セミナーとして大学や評価機関と共同で質保証事業に従事する関係者等を対象としたワークショップを開催しているところ、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。

c. 大学質保証ポータル (<https://niadge.jp/>)

機構では、大学等における教育研究の質保証に関する情報を広く提供することを目的として「大学質保証ポータル」を公開している。令和2年度は、大学等の教職員が質保証や評価事業等の基礎について体系的に学習できる教材「大学評価早わかり」について、認証評価に関する項目を追加し、更新した。



①ーウ 学位授与に係る情報の収集・提供

a. 学位授与状況等調査

高等教育行政上の基礎資料を得ること及び学位授与に関連する情報を収集することを目的として、文部科学省と共同で、博士・修士・専門職学位の学位授与状況等についての調査を毎年度実施している。

令和2年度は、平成30年度の学位授与状況等を調査するため、事前に文部科学省と調整の上、令和2年9月11日付で、大学院を置く各国公私立大学（全645大学）へ調査票を送付した。令和3年2月末までにすべての対象大学から回答を回収し、集計の上、令和3年3月12日付で調査結果を文部科学省に提出した。

なお、調査結果については、文部科学省より公表されることとなっている。

b. 機構が授与する学位の取得に必要な単位取得に関する情報の収集・整理・提供

< 科目等履修生制度の開設大学一覧 >

大学の科目等履修生制度の開設状況を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/

< 大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧 >

機構が認定した短期大学、高等専門学校の専攻科について、各大学等を調査し、その結果を公開した。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html

< 特別なプログラム等の開設大学紹介 >

大学が科目履修生に対して設けている機構の学位授与事業に関する特別なプログラム等について掲載している。

https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/kamokutou/1323201_3711.html

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

- ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。
- イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

自己評価 A

各国立大学法人の令和元事業年度の財務諸表等について、国立大学の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、「国立大学法人の財務」を各国立大学法人へ提供した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により国立大学附属病院をとりまく状況が大きく変化する中で、資金繰りが急速に悪化する可能性があったため、当初計画には無かったが、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」（以下「在り方WG」という。）における検討・試行を重ね、新たな経営分析ツールとして、資金ショートの兆候の確認や病院収支の簡易なシミュレーションを行えるCFチェッカー（キャッシュフローチェッカー）を開発し、各国立大学附属病院へ配付した。本ツールは、新型コロナウイルス感染症の拡大や国からの財政支援が不透明な中で、42国立大学医学部附属病院において病院単体での資金繰りの確認に活用されるとともに、12病院において法人本部との調整等に活用された。

さらに、平成30年度より作成・提供している経営分析ツール「CVPシミュレータ」（※）については、当初計画には無かったが、経営計画の策定や国立大学附属病院内での教育・研修等においてより一層活用できるよう「CVPシミュレータ」の有用性を説明した活用例及び音声付動画マニュアルを新たに提供するなど、令和2年度は更新版を作成したことに加え、国立大学附属病院のニーズに応える形での新たな取組を行った。

（※）CVP：Cost-Volume-Profit（損益分岐点）

教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトにおいては、機構内で分析・検討を進めるとともに、別途、有識者から意見を聴取するなど、様々な分析手法の検討を行った。

また、共同プロジェクトに参加している複数の国立大学法人と意見交換を重ね、大学の抱える経営上の課題や課題解決に必要な情報と分析方法等について個別に検討を進めた。

新型コロナウイルス感染症の影響により国立大学附属病院の経営状況が厳しさを増す中、時宜にかなった新たな経営分析ツールを開発する等、当初以上の成果をあげて計画を達成した。以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、Aとした。

実績・参考データ

②-ア 国立大学法人の財務に係る調査・分析

（1）国立大学法人の財務

各国立大学法人の令和元事業年度に係る財務諸表等の集計・分析結果を令和2年9月末までに整理した。成果物である「令和2年度版国立大学法人の財務」を、例年と同様に、

①法人別概要財務諸表、②必要度の高い財務分析比率（17指標）を「速報版」として、10

I-4 質保証連携

月初旬に、国立大学法人専用ページを通じて各国立大学法人等へ提供した。なお、分析を加えた確定版である「令和２年度国立大学法人の財務」については、令和３年３月に、刊行物として、各国立大学法人等へ配付した。

(2) 病院経営分析検討チーム及び国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方
WG

国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援を図るため、国立大学附属病院の経営に係る情報の収集・分析・提供等の業務の在り方について検討することを目的とした「病院経営分析検討チーム」（以下「検討チーム」という。）とその下に設置されている在り方WGについて、令和3年3月末までにチーム会議を3回、WG会議を6回ウェブ会議にて開催した。

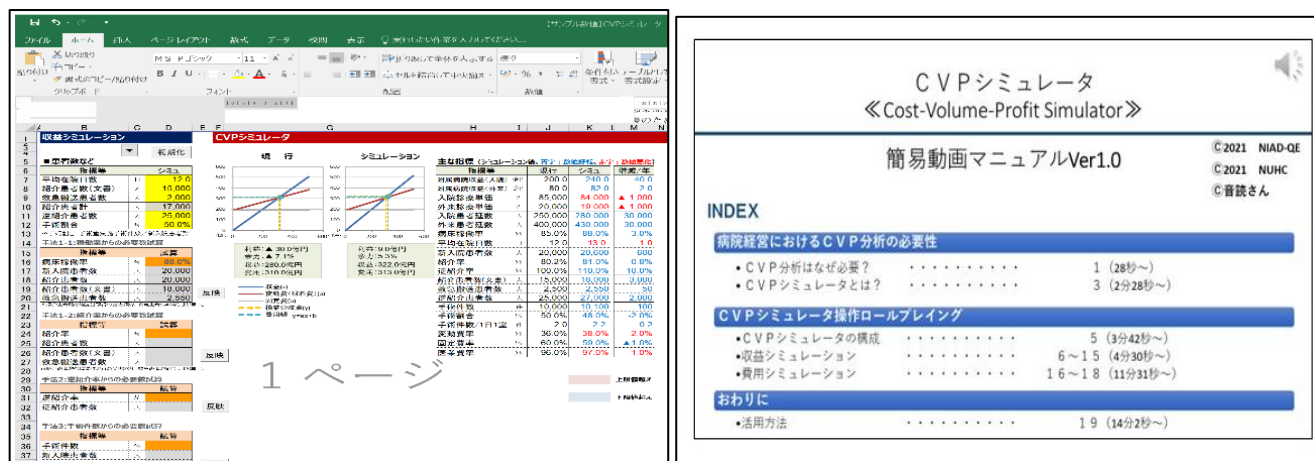
検討チーム及び在り方WGにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大により国立大学附属病院をとりまく状況が大きく変化する中で、病院の経営支援のための新たな取組として、病院内での資金の動きを把握し、その結果として現れる可能性のある資金リスクを捉えることを目的とした新たな経営分析ツールの検討をすすめ、「CFチェッカー（キャッシュフローチェッカー）」を開発し、令和2年10月初旬に各国立大学附属病院へ配付した。

CFチェッカー (キャッシュフローチェッカー)

[illegible]

また、各国立大学附属病院の令和元年度決算情報を基に作成した、経営分析ツール「CVPシミュレータ」の更新版を、令和2年10月に各国立大学附属病院へ提供をした。また、経営計画の策定や国立大学附属病院内での教育・研修等においてより一層活用できるよう「CVPシミュレータ」の有用性を説明した「CVPシミュレータ」の活用例及び音声付動画マニュアルを新たに作成し、令和3年3月に各国立大学附属病院へ提供した。

CVPシミュレータ



さらに、例年作成している「国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等について」の更新版を作成し、令和3年3月に各国立大学附属病院へ提供した。

例年は、一般社団法人国立大学病院長会議と連携し、事務職員を対象とした、財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法の検討を行う「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」を企画・開催していた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、共同開催者である一般社団法人国立大学病院長会議とも協議の結果、令和2年度と同ワークショップの開催は中止とした。なお、令和3年度の開催に向け、ウェブ会議を実施している大学やオンライン研修実施業者へのヒアリングを通じ、従来のワークショップで実施している各プログラムをオンライン開催とした場合の課題を洗い出し、検討チーム及び在り方WGで検討した結果、令和3年度はオンラインで開催できる見通しとなった。

②ーイ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報の分析・提供

(1) 大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト

複数の国立大学法人との間で相互に覚書を締結したうえで実施している教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクトの中で、機構内で保有している全国立大学法人の財務データや当該大学の教育研究情報、他機関で公表されている全国立大学の教育研究情報等を用いた分析を行った。

分析方法をさらに検討した結果、覚書を締結している大学が共通で取り組める研究パフォーマンス確認モデル（仮称）（※）を仮説として立て、取組を進めた。

（※）研究分野ごとに投入資源（ヒト・モノ・カネ）と研究成果（論文等・特許・競争的資金）を対照させて平均的な研究パフォーマンスを把握し、各年度のパフォーマンスと平均的なパフォーマンスを比較することで、投入資源配分の参考情報として利用することが可能となると仮説として立てたモデル。

さらに、覚書を締結している大学と意見交換を行い、大学ごとに抱える経営上の課題やその解決に向けた必要情報と分析方法等について個別に検討を進めた。

そして、令和3年3月にはプロジェクト推進委員会を開催し、新たな分析手法として仮説として立てた研究パフォーマンス確認モデル（仮称）の検討や各覚書を締結している大学が抱える経営上の課題解決に必要な情報とその分析方法の検討等、令和2年度を取組状況を報告するとともに、令和3年度以降に分析モデルの試行や検証を行うといった今後の進め方やスケジュールについて決定した。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

自己評価 B

日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用し、機能の改善や大学における教育情報活用の支援を行った。大学ポートレートウェブサイトへのアクセス件数は前年度と比較し増加しており、運営費交付金の具体的な削減目標についても検討を行った。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

③-1 大学ポートレートの運用

大学ポートレートは、大学の情報の公表を求める社会的要請等を背景に、データベースを用いた大学の教育情報の公表・活用のための共通枠組みとして構築を進めてきたものであり、大学団体及び認証評価機関等による自主的かつ自律的な取組として実施されている。平成27年3月に大学の教育情報を公表するウェブサイトを開業、平成30年10月には国際発信版ウェブサイトを開業し、国公立の大学・短期大学の教育情報を英語により公表してきたが、中国語を母語とする留学希望者等が利用しやすくなるよう、令和2年12月より中国語による公表も開始している。

運用は、大学団体等の関係者からなる大学ポートレート運営会議において審議された運営方針に基づき、日本私立学校振興・共済事業団と連携して行っている。両者の役割分担については、機構が国公立共通のプラットフォームの提供及び国公立大学の情報の取扱いを、日本私立学校振興・共済事業団が私立大学の情報の取扱いを担当している。

令和2年度は令和2年8月11日から8月24日にかけて書面により、また令和3年2月10日にオンラインにより大学ポートレート運営会議を開催し、大学ポートレートにおける大学間の情報活用について審議した。また、令和2年9月25日に令和2年度大学ポートレートステークホルダー・ボードをオンライン開催し、ウェブ会議の利点を活かして大学ポートレートについての意見を、海外を含めた遠方在住の有識者からのヒアリングを行った。

< 大学ポートレートの目的 >

- ・大学の多様な教育活動の状況を、国内外の様々な者にわかりやすく発信することにより、大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上を図る。
- ・大学が自らの活動状況を把握・分析するために教育情報を活用することにより、エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速、外部評価による質保証システムの強化を図る。
- ・基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、各種調査等への対応に係る大

学の負担を軽減することにより、大学運営の効率性の向上を図る。

公表ウェブサイト 国内版 (<https://portraits.niad.ac.jp/>)

(国公私共通検索画面)

大学の基本情報	
大学名	小平大学
本部所在地	東京都小平市市道西1-29-1
設立年 (西暦/和暦)	1991
大学の規模 (学部数、専攻数、学生数)	042/207/1,609
大学の種類	国立・大学 (大学教員養成部)
学部数 (学部)	12,345人
学部数 (大学院)	4,567人
学部数 (専攻)	1,609人

(大学情報の表示画面例)

公表ウェブサイト 国際発信版 (<https://jpcup.niad.ac.jp/>)

(検索画面)

General Information	
University Name	Kodaira University
Address	1-29-1, Shimoshibu, Kodaira City, Tokyo 187-8501, Japan
Established	1991
University Type	National University
Faculty	12
Department	207
Student	1,609

(大学情報の表示画面例)

③-2 大学ポートレートの効果の検証

令和2年度の参加校数及びアクセス数は下表のとおりである。

大学ポートレート及び大学ポートレート（国際発信版）の利用を促進するための広報活動として、文部科学省のメールマガジンへ寄稿した。また、大学ポートレート（国際発信版）中国語ページ公開後の令和2年12月に科学技術振興機構アジア・太平洋総合研究センターが運営する中国向けウェブサイト「客観日本」へのリンク掲載により、利用者層を広げた。

I-4 質保証連携

< 参加大学数 >

	参加（全体）		参加（国際発信版）	
	参加校数	参加割合	参加校数	参加割合
国立大学	86校	100.0%	84校	97.7%
公立大学	81校	86.2%	44校	46.8%
公立短期大学	12校	85.7%	2校	14.3%
株式会社立大学	2校	50.0%	1校	25.0%
計	181校	91.4%	131校	66.2%

< アクセス件数の推移 >

	国公立のみのアクセス数	国公立全体へのアクセス数※
平成28年度	503,735件	2,604,565件
平成29年度	640,642件	3,604,296件
平成30年度	856,136件	4,514,585件
令和元年度	1,011,391件	5,181,594件
令和2年度	1,187,246件	5,214,561件

※日本私立学校振興・共済事業団が運用する私学版ページを含む。

< 利用者への意見聴取 >

大学ポートレートが想定するステークホルダー（高等学校関係者等）からの意見又は評価を聴取する場である大学ポートレートステークホルダー・ボードを令和2年9月25日に開催した。得られた意見を令和3年2月10日開催の大学ポートレート運営会議（第14回）において報告し、焦点となった課題については会議内での議論を求めた。

また、大学ポートレートへのニーズを把握するため、国立・公立・株式会社立の大学及び短期大学を対象に令和3年1月26日から3月22日の期間でアンケート調査を実施し、意見の聴取を行った。

③-3 大学ポートレートの運営費交付金削減目標の検討

大学ポートレート事業の財源は国からの運営費交付金及び参加機関から徴収する負担金である。第4期中期目標期間における大学ポートレートの運営費交付金の削減目標を達成するため、システム改修事項の精査等を行った。

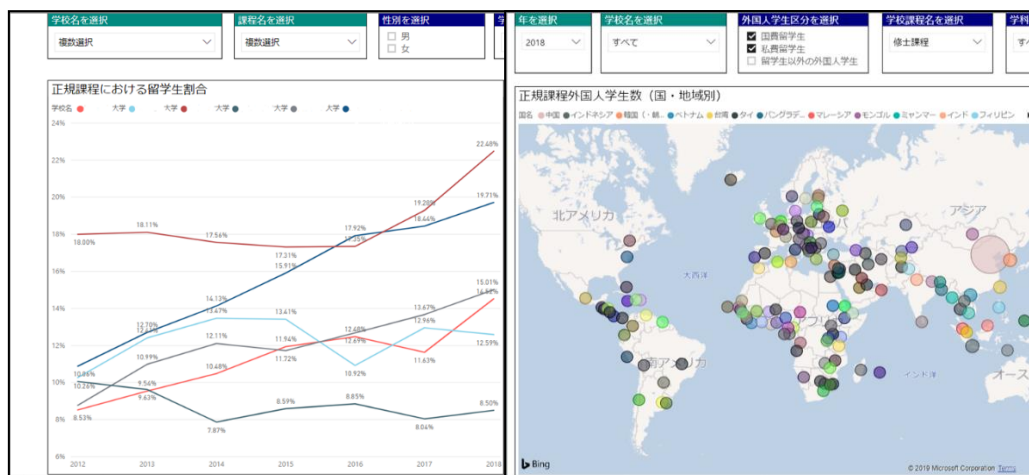
③-4 大学ポートレートの利便性向上、機能の改善・充実

大学ポートレート事業開始以降、大学ポートレートの利便性を向上するため、関係団体や大学ポートレートステークホルダー・ボード等からの意見を踏まえて機能改善を随時行っている。令和2年度は、大学ポートレートの利便性を向上するための機能改善として、高等教育の修学支援新制度及び財務情報に関する公表項目を追加し、さらに高等教育の修学支援新制度の適用状況による絞り込み検索機能の提供を開始した。

日本への留学生数の多い中国から大学ポートレート（国際発信版）を利用しやすくするため、掲載する中国語について専門家の監修を仰いだ上で令和2年12月2日に中国語ページを公開した。

大学機関別認証評価を受審する参加機関を対象に令和元年度より提供している認証評価共通基礎データ様式出力機能について、操作性を改善するシステム改修を行い、令和3年度に受審する参加機関を対象として令和2年12月14日に機能を提供した。

BI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを利用して大学、学部、学科名称、所在地、学部系統等でのベンチマーキングや経年変化の比較等ができる「国公立大学情報活用サイト」について参加機関から意見を聴取し、令和３年３月に改善を行った新たな分析レポートを公開した。また、国公立大学情報活用サイトにより提供する分析環境の利用を促進するため、令和３年３月にサイト内に情報交換用の掲示板を設置した。



（例 1）正規課程における留学生割合の大学間経年比較

（例 2）正規課程外国人学生数（国・地域別）

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

自己評価 B

全認証評価機関により構成される認証評価機関連絡協議会及びワーキンググループを開催するとともに、機関別認証評価制度に関する連絡会に参画し、認証評価制度に関する制度改正等について意見交換及び情報共有を図った。

評価担当職員研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。

新型コロナウイルス感染症の影響のため、評価担当職員研修の中止や一部の会議において予定回数を下回ることもあったが、議題の精選を行うことで真に他機関との連携に必要な内容に絞り込んで、集中的に議論できたことから、おおむね計画を達成できた。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

全認証評価機関の令和元年度に実施した認証評価の概況についてとりまとめ、6月にプレス発表を行った。公表資料については、全認証評価機関により構成される認証評価機関連絡協議会のウェブサイトに掲載した。

認証評価機関連絡協議会を令和2年8月20日及び令和3年3月4日に開催し、認証評価制度に関する制度改正や新型コロナウイルス感染症拡大下における評価の実施等について認証評価機関間で意見交換及び情報共有を図った。

また、協議会の下に設置するワーキンググループを令和3年1月19日に開催し、各機関が共通で用いる認証評価共通基礎データ様式について検証を行い、様式を確定後、各機関に提供した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、開催中止となった認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修（令和2年4月）について、各認証評価機関の若手職員により令和3年度はオンラインで開催することが企画され、認証評価機関連絡協議会（令和3年3月4日開催）で承認された。

機関別認証評価機関5機関が参画する機関別認証評価制度に関する連絡会（令和2年6月9日、9月28日、令和3年2月1日にすべてオンラインで開催）を通じて、他機関に対して機構の専門的知見の提供を行うとともに、民間認証評価機関の動向等を把握し、情報共有を図った。なお、新型コロナウイルス感染症の影響から、主催機関（5機関の持ち回り）のスケジュール調整の結果、3回の開催となった。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

自己評価 A

国際的な質保証ネットワークや海外の質保証機関等が実施する調査や国際会議（オンライン）に積極的に参加し、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う質保証制度への影響等に関する情報の収集・交換を行うとともに、それらを含む諸外国の高等教育及び質保証制度の動向を概要や記事にまとめ、国内の大学等関係者に随時発信した。日中韓質保証機関連携では、「キャンパス・アジア」モニタリング活動の成果資料をとりまとめ、発信を行った。また、大学質保証フォーラムについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から効果的な実施方法等を検討しオンライン開催としたが、日本を含む世界39の国・地域からの参加があり、参加者数（視聴数）は例年に比べて大幅に増加した。参加者アンケートでは日本のみならず海外の参加者からも高い満足度を示す回答が得られた。

新型コロナウイルス感染症の影響があったが、周到な準備や業務推進方法の工夫などにより、当初以上の成果をあげて計画を達成した。以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られていると判断し、Aとした。

実績・参考データ

①-1 国際連携連絡会議

国際連携連絡会議では、国際的な質保証ネットワークや覚書締結機関等が開催する会議や研修プログラム等への役員及び教職員の参加予定やそれらの機関との連携事項等をまとめた「令和2年度国際連携アクションプラン」を作成し、方針等について随時協議しながら実施した。また、進捗等を同会議において共有した。

＜令和2年度国際連携アクションプランのテーマ＞

- (1) 国際的な質保証活動への参画
- (2) 日本の高等教育、質保証、資格等に関する情報発信（海外発信）
- (3) 外国の高等教育、質保証、資格等に関する情報発信（国内発信）
- (4) 国内外の高等教育、質保証、資格等に関する重点調査

(a) 年間の国際連携連絡会議開催数：8回開催（書面審議1回を含む）

①-2 国際ネットワーク及び海外の質保証機関との連携を通じた交流

評価事業部国際課と研究開発部が協働して、高等教育の質保証に関する国際会議（オンライン開催）への参加、覚書締結機関等とのウェブ会議の実施等の連携活動を通じて、海外における質保証の取組に関する情報収集を行うのみならず、国際ネットワークが実施する新型コロナウイルス感染症アンケートへの協力や、日本の高等教育及び質保証に関する

I-4 質保証連携

施策や機構の取組等の情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を図った。

(a) 国際ネットワークとの主な実績

- ・ INQAAHE新型コロナウイルス感染症アンケートへの回答（令和2年5月）
- ・ APQN新型コロナウイルス感染症アンケートへの回答（令和2年5月）
- ・ INQAAHE2020フォーラム（オンライン開催）参加（令和2年9月）
- ・ INQAAHE Guideline of Good Practice外部レビューにおける台湾HEEACTに関するヒアリング（書面）への協力（令和2年9月）
- ・ INQAAHE Guideline of Good Practice外部レビューにおける台湾HEEACTに関するオンラインインタビュー参加（令和2年10月）
- ・ APQNews（APQNの電子会報）への機構事業に関する記事の投稿（令和2年12月）
- ・ INQAAHE Funding Schemeプロジェクトの採択に機構教員が選考委員として参加（令和3年1月）

(b) 他の海外の質保証機関等との連携・交流実績

<アジア・太平洋地域関連>

- ・ 台湾HEEACTからの外部質保証への学生参画に関するアンケートへの回答（令和2年6月）
- ・ 台湾HEEACT創立15周年祝賀ビデオメッセージの送付（令和2年6月）
- ・ 香港HKCAAVQ創立30周年国際会議オンライン参加（令和2年9月）
- ・ 台湾HEEACT創立15周年国際ウェビナー参加（令和2年10月）
- ・ ASEAN+3 高等教育の流動性・質保証に関するワーキンググループ参加及び今後2年間の検討課題に関する発表（令和2年11月）
- ・ ASEAN+3 地域の新たな高等教育形態のための制度規定に関する専門家会合オンライン参加（令和3年2月）
- ・ 韓国KCUE・KUAIとの覚書更新（令和3年2月）

<欧米関連>

- ・ 英国QAAオンラインフォーラム参加（令和2年5月）
- ・ オランダNVAOとの覚書更新（令和2年8月）
- ・ オランダNufficとの覚書更新（令和2年12月）
- ・ ドイツGACとの覚書更新（令和2年12月）
- ・ 英国QAAの国境を越えた教育（TNE）レビューに関するコンサルテーションアンケートへの回答（令和3年11月）
- ・ 英国QAAとのウェブ会議実施（令和3年1月）
- ・ 2021年CHEA年次総会オンライン参加（令和3年1月）

①-3 国際連携ウェブサイトの充実と広報活動の実施

質保証関連の国際会議参加をはじめ、アクションプランに基づく様々な情報収集の取組から得た情報等を、「QA Updates - International」ウェブサイトや機構の「国際連携ウェブサイト」を通じて国内の高等教育関係者等に広く発信した。同ウェブサイトには、諸外国の高等教育質保証動向を日本語で記事化して掲載した。これらの記事は、

機構内の会議で配付し、役員及び教職員間の情報共有を図



QA Updates - International
トップページ

るとともに、機構外に向けては教育系新聞への紹介記事の投稿を行った。また、日本及び諸外国の高等教育制度や質保証制度に関する基本的な情報をまとめた「インフォメーション・パッケージ」を同ウェブサイトに掲載し、国際連携関係の成果資料・情報を集約的に発信した。併せて、ユーザーにとってより利便性の高いウェブサイトとなるよう、発信項目の整理、内容の充実、構成の変更を含む改修を行った。

また、平成27年より開始したメールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。メールマガジン登録者数は毎年着実に増加しており、令和3年3月末時点で1,705人となった。

海外に向けては、機構ニュースの英訳版を、機構英文ウェブサイトに掲載するほか、海外機関誌等への投稿により、機構が行う質保証の取組等を発信した。

さらに、インフォメーション・パッケージや国際連携ウェブサイトの周知を図るための広報活動を行った。これらのフライヤー類を作成し、大学関係者の集うフォーラムや会議（他機関主催も含む）で配布した。

(a) 情報収集を目的とした質保証関連国際会議（オンライン開催）への参加件数：8件

(b) 諸外国の質保証の動向記事の発信

- ・ 国際連携ウェブサイトによる発信：42件
- ・ 教育学術新聞への記事投稿：5件

(c) 国際連携ウェブサイトアクセス数

- ・ 月平均：12,010件

(d) メールマガ配信

- ・ 配信回数：14回（特別号含む）
- ・ 登録者数：1,705人（令和元年度末：1,417人）

(e) 機構英文ウェブサイトへの機構事業の情報掲載

- ・ 機構事業ニュースの英訳記事：8件
- ・ News and Eventsの更新：7件

(f) 海外学術誌・機関誌等を通じた発信：3件

- ・ CHEA前会長Judith Eaton氏記念論文集「Quality Assurance in Higher Education Across the World - A book in honour of Judith Eaton」への投稿（令和2年7月）
- ・ INQAAHEファンディング（日台共同研究）に基づく台湾HEEACTとの国際共著論文の国際学術誌「Quality in Higher Education」への投稿及びオンライン掲載（令和2年11月）
- ・ APQNews（APQNの電子会報）への機構事業に関する記事の投稿（令和2年12月）

(g) 広報活動

- ・ フライヤー配布：9件
- ・ 外部の情報誌等への広報記事掲載：6件

国際連携ウェブサイト：<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/>

QA Updates-International：<https://qaupdates.niad.ac.jp/>

I-4 質保証連携

①-4 日中韓質保証機関連携

平成28年度に日中韓3カ国政府が共同で採択した「キャンパス・アジア」の日中韓大学コンソーシアム9件に対して、平成30年から31年にかけて実施した「モニタリング+（プラス）」の成果を広く発信するため、その報告書を令和2年4月に国内全大学に送付した。

また、令和2年度が「キャンパス・アジア」第2モードの最終年度であることから、モニタリング+の経験を踏まえて、評価事業部国際課と研究開発部が協働して、『「キャンパス・アジア」国際共同教育プログラムのモニタリングのための共同ガイドライン』（平成29年策定）の改訂作業を行った。改訂版のガイドラインは、モニタリング活動の成果物の一つとして、令和2年10月にウェブサイト等で発信した。

以上の成果資料については、「大学の世界展開力強化事業」の採択校連絡会等を通じて、国内の大学関係者に紹介した。



改訂版共同ガイドライン

①-5 大学質保証フォーラムの開催



基調講演等の様子

毎年、質保証に関する時宜を得たテーマを取り上げ、国内外の有識者の講演等を通じて、我が国の質保証文化の定着や大学等の質保証活動の改善に繋げることを目的とした「大学質保証フォーラム」を、評価事業部国際課と研究開発部が協働して開催している。令和2年度は9月23日に、「東京規約と学びの多様性—資格承認の転換期—」をテーマに開催し、「ユネスコの高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」及び「高等教育の資格の承認に関する世界規約」の理念を共有した上で、海外の教育制度の違いを乗り越える資格承認の事例や課題、国内情報センター（NIC）の果たす役割等について理解を深め、資格承認を取り巻く加速度的な国際的展開や、予測困難な環境変化に対して柔軟に適応することの重要性が明らかとなったポストコロナにおいて、日本はどのように対応すべきかについて議論を行った。

例年は対面方式での開催であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によって、多人数が一つの会場に集中する形では開催が困難な状況にあったが、我が国の質保証文化の定着や大学等の質保証活動の改善の必要性から、従来とは異なる方式であっても開催をすることに意義があるものとして検討を進めた。機構では、効果的な実施方法等を検討し、諸外国の質保証機関やNICへの広報、日本語・英語の2言語による視聴チャンネルの対応、フォーラム当日の参加者向けライブアンケートの企画等、初の試みとなるオンライン開催であったが、周到な準備を行い世界各国から例年より多数の参加（視聴）を得るとともに、日本語・英語の開催動画を視聴しやすいように編集して事後配信を行った（高等教育関係者を中心に日本を含む39の国・地域からの参加登録（約700人）があり、当日は471人（※）が参加（視聴）、平成27年度から令和元年度は、日本を含む数か国より平均して283人が参加）。

（※）YouTubeアナリティクスにおける最大同時接続数に基づき、同時接続数ひとつあたり

を一人として推計。

フォーラム開催後に実施した参加者アンケートの結果「とても良かった」「良かった」との回答が 90.3% (※) だったほか、「多様化する高等教育において、学習成果の重要性を考えながら、新しい学びの必要性を感じることができた」や「今の高等教育機関を取り巻く状況を具体的に理解でき、新しい視点も学べた」等、日本のみならず海外の参加者からも高い満足度を示す結果が得られた。

(※) 満足度は5段階で調査。回答数195件

また、機構の「高等教育・質保証システムの概要」作成やスタッフ交流等で得た知見を、機構内で共有することを目的に、国際連携事業報告会を次の通り2回実施した。

- ・ ネパール、スリランカ及び英国の高等教育・質保証システム概要作成報告（令和2年7月）
- ・ CIMEAスタッフ交流プログラム参加報告・大学質保証フォーラム事前勉強会（令和2年9月）

《※海外機関等の略語の日本語名称等（出現順）》

INQAAHE：	高等教育質保証機関の国際ネットワーク
APQN：	アジア太平洋質保証ネットワーク
HEEACT：	台湾高等教育評鑑中心基金会
HKCAAVQ：	香港學術及職業資歷評審局
KCUE-KUAI：	韓国大学教育協議会韓国大学評価院
QAA：	高等教育質保証機構（英国）
NVAO：	オランダ・フランダースアクレディテーション機構
Nuffic：	オランダ高等教育国際協力機構
GAC：	ドイツアクレディテーション協議会
CHEA：	高等教育アクレディテーション協議会（米国）
CIMEA：	学術移動・同等性情報センター（イタリア）

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として設置した「高等教育資格承認情報センター」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外に対して、特に日本の高等教育制度及び高等教育機関等に関する調査及び情報提供を行う。

自己評価 B

高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）における国内外への情報提供業務に関し、特に日本の高等教育制度については東京規約締約国の国内情報センター（NIC）ネットワークが運営するポータルサイトに提供するとともに、最新の日本の高等教育機関一覧をとりまとめの上、同センターウェブサイトに掲載した。また、外国の教育制度情報については、新型コロナウイルス感染症が各国の教育制度に及ぼす影響に関する動向を収集し、国内の関係者に発信した。国際的な資格承認プロジェクトへの参画や各種の国際ウェビナーでの発表等を通して、海外のNIC等との連携を推進した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

②-1 高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）及びウェブサイトの運営

高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）の活動方針や内容については、評価事業部国際課と研究開発部の教職協働で開催する高等教育資格承認情報センター会議で協議の上、実施するとともに、活動の進捗を同会議で共有した。また、同センターの活動状況を国際連携連絡会議に適時報告した。

令和2年7月及び8月には高等教育資格承認情報センターの日本語及び英語の正式名称、並びに英語略称の商標が登録された。

また、NIC-Japanウェブサイト（<https://www.nicjp.niad.ac.jp/>）を通じて日本の高等教育制度・資格及び高等教育機関、並びに諸外国の教育制度・資格に関する情報を発信した。さらに、東京規約の動向や海外のNICとの連携に関するニュースを随時掲載した。

令和2年8月～10月には、大学ポートレート国際発信版中国語ページの公開に向けて、同センターの名称をはじめ専門用語等の中国語訳を評価企画課（大学ポートレート担当）との協働によりとりまとめた（中国語ページは令和2年12月に公開）。



NIC ウェブサイト
トップページ

(a) 年間の高等教育資格承認情報センター会議開催数：9回（書面審議1回を含む）

(b) 高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）ウェブサイトアクセス数：
月平均：7,398件

(c) NIC-Japanウェブサイトへのニュース記事の年間掲載件数：
日本語ページ17件、英語ページ16件

②-2 海外のNIC等との連携

日本のNICとして、学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格承認を推進するため、東京規約締約国のNICによるアジア太平洋国内情報センターネットワーク（APNNIC）の活動への参画、資格承認に関する国際プロジェクトへの参画、欧州地域のNICネットワーク（ENIC-NARICネットワーク）の会合参加等、海外のNIC等と様々な連携活動を評価事業部国際課と研究開発部とが協働して実施した。

また、令和2年11月に公開されたAPNNICポータルに掲載するための日本の教育制度、質保証制度、NIC等に関する情報をとりまとめて提供した。

なお、令和2年10月に日本で開催を予定していた第1回APNNIC会合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から第3回東京規約締約国委員会とともに令和3年度に延期された。また、東京規約締約国のNIC等関係者を日本に招へいするAPNNIC招へいプロジェクトについても、同様の観点から令和2年度の実施を見送り、招へいが可能となる時期まで引き続き延期することとした。

(a) APNNIC 関連の活動

- ・ ユネスコバンコク事務所とのオンラインミーティング（APNNIC ポータル協議等）（令和2年4月）
- ・ ユネスコバンコク事務所への APNNIC ポータル掲載情報（日本の教育制度等）の提供（令和2年8月）
- ・ APNNIC ポータル開設記念オンライン会合参加及び発表（令和2年11月）

(b) アジア諸国における資格承認に関する地域間協力（RecoASIA）国際プロジェクト

- ・ RecoASIA プロジェクト主催ウェビナー参加及び発表（令和2年5月）
- ・ RecoASIA プロジェクトオンライン研修参加（令和2年6～9月）
- ・ RecoASIA プロジェクト主催ウェビナー参加（令和3年3月）

(c) 欧州地域の NIC ネットワーク関連の活動

- ・ 欧州高等教育圏（EHEA）テーマ別ピアグループ主催オンラインセミナー参加（令和2年6月）
- ・ 第27回 ENIC-NARIC ネットワークオンライン年次会合セッション1参加（令和2年6月）
- ・ 第27回 ENIC-NARIC ネットワークオンライン年次会合セッション2参加（令和2年10月）
- ・ ENIC-NARIC ウェビナー参加（令和2年11月、12月）

②-3 日本の教育制度・高等教育機関情報の収集・提供

NIC-Japanウェブサイトに掲載している高等教育機関一覧について、文部科学省から提供のあった大学等の関係情報及び機構が実施した専門学校調査の結果に基づきデータの整理を行い、令和2年12月に、最新の高等教育機関一覧（令和元年度版）を同ウェブサイトに掲載した。また、同ウェブサイトにて令和3年度に掲載する専門学校の情報の収集・整理のため、専門学校調査を実施した（令和2年12月～令和3年3月）。

さらに、NICや資格承認関係者が集まる国際会議等において、高等教育機関一覧ページ



I-4 質保証連携

NIC-Japanの教職員が日本の教育制度等に関する発表を行った。

- ・ RecoASIAプロジェクト主催ウェビナー：日本の教育動向等に関する発表（令和2年5月）
- ・ 2020国際資格評価者協会（TAICEP）バーチャル会合：日本の教育動向等に関する発表（令和2年10月）
- ・ 2020TAICEPバーチャル会合：イタリアCIMEAとのスタッフ交流に関するCIMEA等との共同発表（令和2年10月）
- ・ APNNICポータル開設記念オンライン会合：NIC-Japanの近況報告及び資格承認の今後の展望に関する発表（令和2年11月）
- ・ 広島大学「海外高大接続シンポジウムII：国際バカロレア入試と高等教育資格承認を巡る課題」：NIC-Japanの情報提供業務等に関する発表（令和3年3月）

②-4 外国の教育制度に関する情報の収集・提供

新型コロナウイルス感染症の外国の教育制度への影響に関する動向を発信するため、令和2年6月にNIC-Japanウェブサイト「新型コロナウイルス感染拡大に伴う日本の大学/専門学校入学資格に関連する外国での学習・資格の動向」のページを作成し、17件の事例を掲載した。また、同事例の情報の更新を計22回行った。

NIC-Japanウェブサイトの各国教育制度リンク集ページについて、令和2年度は東京規約の新規締約国であるフィジー、ロシア、アフガニスタンのページを新たに掲載し、掲載件数（累計）は23か国・地域となった。

また、令和3年3月に「NIC-Japan令和2年度オンラインセミナー」を機構教職員等向けに開催した。京都大学における外国資格審査業務、特に中国等からの入学志願者に対する学歴・資格評価に関する発表が行われ、計39人の参加があった。（令和3年3月）

外国の教育制度情報の収集については、関係国の教育省やNICのウェブサイトによる収集に加え、国内外の関連ウェビナーへの参加を通じて収集した。

＜国際ウェビナー参加実績＞

- ・ 2020TAICEPバーチャル会合（令和2年10月）
- ・ 英国国内情報センター（UK ENIC）主催GlobalEd Forum（令和2年11月）
- ・ ほかに、上記②-2.（a）から（c）のウェビナー等



外国教育制度リンク集ページ

②-5 日本及び外国の教育制度等に関する Q&A 作成及び問合せ対応

NIC-Japanウェブサイトに掲載している日本及び諸外国の教育制度等の情報に関して質問が想定されるものについては、Q&Aを作成して同ウェブサイトに掲載しており、令和2年度は新たに17件を掲載した。

また、NIC-Japanウェブサイトや機構の問合せフォームに、海外のNIC・資格評価機関国内の高等教育機関から寄せられる、海外における日本の高等教育資格や、海外で取得された教育資格の日本の大学入学資格上の扱い等に関する問合せに対して、必要な調査を行い、随時情報を提供した。

②-6 NIC及び資格承認に関する調査

「海外における日本の高等教育資格の評定・承認に関する調査（対象地域：アジア）」を計画し、調査を進めた。また、海外で取得された教育資格の日本の大学入学資格上の扱いを整理するため「諸外国の中等/高等教育修了資格及び接続に関する調査」を計画し、調査を進めた。調査の計画にあたっては高等教育資格承認情報センター会議で協議の上進めた。

②-7 「インフォメーション・パッケージ」の作成

日本及び諸外国の高等教育・質保証に関する基本情報の収集活動の成果物である「インフォメーション・パッケージ」について、「高等教育に関する質保証関係用語集」の改訂、「高等教育・質保証システムの概要」の改訂及び新規国分の作成を評価事業部国際課と研究開発部が協働して進めた。

(a) 「高等教育に関する質保証関係用語集」の改訂

日本語版原案を機構内で意見照会した後、文部科学省に意見照会を行った。また日本語版原案の英訳を行った後、海外の有識者へ意見照会を行った。意見照会結果を踏まえ、日本語・英語原稿の最終案をとりまとめた。

(b) 諸外国の「高等教育・質保証システムの概要」の改訂及び新規作成

令和2年度は中国（第2版）及びモンゴル（初版）の概要作成作業を行うとともに、インド（初版）及びベトナム（第2版）の概要作成に向けた調査を進めた。このほか、ミャンマーの教育制度に関する調査を行った。

諸外国の高等教育・質保証システムの概要：

<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/publish/package.html>

I - 5 調査研究

<年度計画>

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、新型コロナウイルス感染症に起因する状況によって、学会発表、社会への成果の提供については当初目標を一部達成していないが、業務の継続性を維持し、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行った。また、大学改革のための専門性のある支援スタッフ（高度専門支援スタッフ）に関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行った。

【評価と資源配分にかかわる地方自治体を含む関係諸機関の政策議論と動向の分析】

英国、フランス、オーストラリア、米国各州の業績ベース・ファンディングに関する文献の収集を実施し、日本の高等教育における資源配分システムに示唆を与える点を分析した。また、地方公共団体の行政評価システム及び地方交付税制度と国立大学法人における目標管理制度や成果に基づく運営費交付金配分制度の比較を実施した。

I-5 調査研究

【国立大学法人を主対象とした高等教育分野のマネジメントに関わる調査研究】

財務情報をもとにした国立大学法人の新たなグルーピングについて、分析を進め検討した。

また、政府と大学の統制関係について国際比較を行うための情報収集を実施した。さらに、令和2年度の大学改革支援研究会を9月より開催し、高等教育分野のマネジメントに関する知見を収集し、令和2年12月に、外部有識者を含めて大学経営手法に関する共同プロジェクトと連動した技術的事項等の検討会を発足させ、共同プロジェクトの推進に資する検討結果を得た。

【国立大学法人会計基準を基礎とした、国立大学の会計面・財務面に関する調査研究】

第4期中期目標期間を見据えた会計基準改定の検討動向について情報を収集し、課題を整理した。また、米国高等教育法TitleIVに基づく財務責任基準について情報収集と現状分析を行い、令和2年10月の学会発表をもとに投稿論文を準備している。さらに、国立大学法人の財務諸表を分析する指標について研究を進め、令和元年度決算財務諸表の分析を実施した。それに関連して、米国の大学における標準的な財務分析手法について研究を進めた。

【高度専門支援スタッフに関する認定制度と研修制度に関する調査研究】

米国、欧州、オーストラリアの専門支援スタッフの研修制度及び認定制度とその経費情報の調査を実施し、また、香港における質保証機関の研修内容を整理した。さらに、ドイツにおける専門支援スタッフの研修制度及び認定制度の情報を収集した。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行った。

【大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究】

《我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討（第3期国立大学法人評価における指標の開発）》

国立大学法人評価の中期目標の達成状況の評価及び、現況分析に資する分野別教育研究基準の策定、評価支援のためのデータ・指標の可視化のための分析を行った。

事業担当部課と協働し、国立大学法人評価の現況分析に資する研究を行った。学系別記載項目のガイドラインに基づいた指標の算出による大学の教育研究の状況の把握、研究業績説明書の分析に基づいた研究成果の状況の評価支援のための指標（REI値：Research Excellence Indicator）の開発を行った。以上の成果は令和2年10月中旬から令和3年1月下旬までに実施された現況分析部会における会議資料（11学系別、各2回開催）として提供され、評価の参考資料として用いられた。

《過去の認証評価結果の総括的な分析に基づく認証評価システムの新しい枠組みの検討》

3、4巡目の認証評価の設計に資する研究として、大学改革支援・学位授与機構以外の認証評価機関を含めて、認証評価制度の2巡目を対象とした総合的分析を行った。

4巡目の大学機関別認証評価制度の設計に資する研究として、大学改革支援・学位授与機構を含むすべての認証評価機関による1、2巡目における大学機関別認証評価の結果を総合的に分析することを目的とし、大学機関別認証評価を実施する3機関の1、2巡目の評価結果報告書の文書構造の分析及び各機関の基準の異同を調査、分析した結果、7種類に分類可能なことを見出し、テキストファイルとして整理を行った。以上の調査、分析の中間的成果は、認証評価機関連絡協議会主催の職員研修会、各種認証評価の説明会・研修会及び評価担当者研修会等で活用された。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する大学の対応状況と認証評価への影響を把握するための調査を行った。成果の一部は学会の発表抄録に掲載された（令和3年3月中

旬開催）。

《法科大学院の教育に関する調査研究》

法科大学院におけるメディア授業の教育効果に関する研究を行った。新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応として、法科大学院において令和2年度の前期授業ではメディア授業が原則として実施されたが、これが専門職大学院設置基準に適合する「双方向・多方向等の質疑応答による濃密な授業」の実施との関係においてどの程度の差違があったかを比較しようとするものである。当初は、前期授業の期末試験終了後にアンケートを実施する予定であったが、後期授業においてもメディア授業を継続している大学も多いこと、法科大学院協会が独自にアンケートを実施し、それによりある程度の実態が分析できたことから、アンケート調査は後期期末試験実施後にすることとし、法科大学院協会や文部科学省の資料等の分析を実施した。

【機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究】

《国立大学法人評価の検証》

第2期国立大学法人評価について、事後アンケート調査の分析や、評価結果等の分析を行うとともに、第3期国立大学法人評価のアンケートの実施と、評価の適切性の検証を行った。

第2期国立大学法人評価のアンケートデータを用いて、国立大学法人等関係者（責任者）へのテレビ会議によるヒアリングの適切性について法人、評価者の意識のギャップに着目して分析を行った。また、複数の評価者がいる場合の研究業績水準判定の評価の信頼性を担保する手法について、統計科学の観点から現在実施中の第3期中期目標期間の教育研究評価における非公開のデータを対象とし、可視化を行うとともに、一致度に基づく信頼性係数を算出することで、評価の適切性の検証を行った。

また、第3期国立大学法人評価の妥当性検証のために、研究業績水準判定についてのアンケート調査を法人に対して実施し報告書としてまとめた。

以上の成果は現在実施中の第3期国立大学法人評価の研究業績水準判定の妥当性検証に用いられ、報告書は評価に関する検証WGの資料として提示された。学術的な成果の一部は学会の発表抄録に掲載された（令和2年10月上旬開催）。

《認証評価の有効性に関する調査研究》

事業担当部課と協働し、3巡目の認証評価の検証アンケートを実施するとともに、1、2巡目のアンケート結果に基づいた縦断的な分析を行っている。

具体的には、事業担当部課と協働し、認証評価における検証として、令和元年度に実施した認証評価への意見聴取のアンケート調査を、大学機関別認証評価（対象校16校）、高等専門学校機関別認証評価（対象校13校）、法科大学院認証評価（対象校1校）及び各評価者を対象として遂行し、その回答傾向を分析するとともに、意見聴取における自由回答として寄せられた意見に対する対応状況を確認し、迅速な業務改善への資料とした。

また、1巡目と2巡目の認証評価の検証アンケートを用いて、大学の認証評価に対する意識の変化について、統計的手法を用いた縦断的な比較分析を行った。

以上の分析により得られた知見は現在実施中の認証評価事業の改善に用いられた。また、成果の一部を学会で発表するとともに（令和2年9月）、英国高等教育質保証機構（QAA）と機構の間での会議でも紹介した（令和3年1月）。さらに論文を投稿し、採択・掲載された（令和3年3月）。

《国際的な比較の観点を含めた認証評価の検証》

2巡目の認証評価の実施方法・結果の検証について、国際的な比較の観点を含めて行った。

令和元年度までに実施した台湾の質保証機関である高等教育評鑑中心基金会（HEEACT）との国際比較研究を発展させ、新たなテーマで共著論文にとりまとめた。成果は海外学術誌に投稿し、採択・掲載された。

また日本の認証評価の課題や展望について整理し、学会誌にて発表した。さらに、海外の

I-5 調査研究

質保証制度についてまとめた編著が、大学教育学会のJACUEセクション2020（認定図書）を受賞した（11月）。また、専門学校の教職員を対象に、国内外における学修成果・教育成果の可視化の動向について、2度講演を行った（令和2年11月および令和3年2月）。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国の大学評価や質保証の制度を調査研究して、認証評価や国立大学法人評価等、大学評価の今後の在り方を検討する材料を提供した。また、将来いっそう展開が予想される国際共同教育における質保証の在り方についても、検討材料を提供した。これと平行して、大学の教育研究の現場での質保証対応能力を強化するため、大学の一般教職員を対象とする質保証関連教材を開発した。

【質保証に係る人材育成プログラムの開発】

大学評価の前提となる資源配分の方式について、ドイツでの学内資源配分方式や業績協定について文献調査を行った。また、ドイツにおける大学職員に対する研修事業について文献調査を行った。この関連で、ドイツに出張して聴き取り調査を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため中止した。『大学評価・学位研究』誌にドイツの大学財務に関する論攷を発表した。また、日本学術会議の学術フォーラム（8月29日）に登壇者の1人として参加し、研究成果の一端を公表した。令和2年度には、評価企画課と協力して質保証人材育成のための研修を2件実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染防止のため、中止した。10月に、質保証との関連で日本の国立大学法人化を考察する論文（共著）を発表した。

【学位に付記する専攻分野の名称と3ポリシーに関する調査研究】

令和元年度に引き続き学位に付記する専攻分野の名称（付記名称）の、令和元年度の状況に関する調査を遂行し、5月までに全国の国公立大学761校より回答を得た（回収率96.1%）。このデータを基に分析を進め、令和元年度に授与された学位に付記された専攻分野の名称は、学士736種類（専門職学士を含む）、修士731種類（専門職修士を含む）、博士479種類であることを明らかにした。また11月17日に機構ウェブサイトにおいて結果を公表した。このほか、平成30年度に分析したデータを基に学位の名称の英文での表記の形式に関する論文を執筆し、国際学術誌に投稿して5月に採択、掲載された。さらに、大学のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーのデータを整理し、両者間の整合性に関し、10月中旬に1,000人を対象にオンライン調査を実施した。また、学位に付記する専攻分野の名称とディプロマ・ポリシーのマッチング調査に関する分析結果を、10月と11月にそれぞれ国内学会で発表した。

【国際共同プログラムの質保証に関する研究】

韓国大学評価院（KUAI）と機構における質保証プロセスに関する相互理解の促進と検証に関する改善に資する知見を得ることを目的に、令和元年までに実施した、検証アンケート調査に関する日韓比較研究において両機関の固有項目を追加分析した論文を海外学術誌に投稿した。また、コロナ禍における日本の遠隔授業の現状と課題に関して、『大学教育』誌（韓国語）に寄稿した。11月に、アジア全域における質保証上の協力に関するAPTWG会合で、質保証スキームを提案する発表を行った。2月に、APTWG専門家会合に参加して、わが国の高等教育におけるオンライン教育について報告した。3月に、日中韓の国際共同教育プログラム「キャンパスアジア」に関する機構によるモニタリングの枠組におけるダブルディグリーに関する知見を中韓の評価機関と共同で冊子に纏めた。

【大学の国際展開と各国高等教育機関の質保証システムに関する研究】

日本とインドの高等教育機関の交流の推進と阻害要因に関するアンケート調査票を開発し、両国の高等教育関係者を対象としてオンライン調査を実行、結果の集計と分析を引き続き遂行した。また、アメリカの高等教育機関の新型コロナウイルス感染症対策に関し、専門誌の依頼を受け、各機関ウェブサイト及び聞き取りを通じて状況を調査、論文を執筆して令和2年5月発行の専門誌に掲載された。さらに、アメリカの高等教育における学修成果の評価に関し、12月23日に中央教育審議会大学部会質保証システム部会のヒアリングに応じた。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学ポートレートと基盤情報としての大学情報のデータベースの開発及び運用支援、また、大学及び評価機関等における情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する検討を行い、高等教育の質保証や大学評価等に有効な情報の活用方法及び発展性のあるデータベースに関する研究開発を行った。

【質保証に係る情報の分析方法に関する調査研究】

9月までに、高等教育に係る文書情報の分析に関する研究として、過去（第2期）の国立大学法人評価に関して公開されている文書情報（学部・研究科等の教育に関する現況分析結果）についての分析用データの整備、データの基礎的分析、強化学習によるモデル構築方法の検討を行った。大規模なデータ分析を行うためのワークステーションの整備と活用を行った。評価における文書の分類検証方法を業績判定文書等へ対象を拡張するため深層学習による手法の精度および妥当性の向上、特徴部を強調表示する可視化手法の適用を図った。研究成果を令和3年3月に発表した。高等教育に係る情報として大学の財務情報・研究教育情報についての各種のデータ分析の検討（相関性の検討、年度変化・クラスターリングの検討、可視化方法の開発、多数の項目間、グループ間の相関関係の検討）及び指標等の分類法の検討を研究開発部調査研究の大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究と協調し進展させた。

【質保証に係る情報の利用環境に関する調査研究】

9月までに、大学ポートレートシステムの保守管理及び大学評価等の機構事業における情報支援ツールの検討と開発を機構事業の進捗に合わせ事業担当部課と協働して行った。国立大学法人評価における業務システムの検討と開発（いくつかの文書処理プログラムの作成、サーバー管理（スケジューラ等）の検討とプログラム作成、データ分析集生成プログラムの改良を行った。2回目の分析集の生成を行い、その成果は大学評価業務において活用された。会議資料作成支援用の特定文書抽出プログラムの作成を行った。プログラムの改良、評価関連書類のデータベースの検討を行い、当該データベースは大学評価業務において活用された。また、機構の通信情報システムの改善・開発業務支援、大学ポートレートシステムの保守管理への参画を行った。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会や学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。大学評価及び学位に関する研究をまとめた論文、研究ノート等を掲載する査読付きの学術誌『大学評価・学位研究』第22号を令和3年3月に刊行した。本号には論文1編、研究ノート・資料2編を収録した。

『大学評価・学位研究』第22号は、冊子体を関係高等教育機関等に配布するほか、機構ウェブサイト『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』及び科学技術振興機構の「J-STAGE」に掲載し、研究成果の提供・公表を行った。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用し、公表したほか、『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』等による研究成果の公表を行った。

- 学術誌「大学評価・学位研究」

<https://www.niad.ac.jp/publication/tyousa/gakujutsushi.html>



【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）

大学改革支援・学位授与機構（2020）『国立大学法人の財務 令和元年度版』（2020年6月発行／大学連携・支援部大学運営連携課との協働で作成）

大学改革支援・学位授与機構（2021）『国立大学法人の財務 令和2年度版』（2021年3月発行／大学連携・支援部大学運営連携課との協働で作成）

『研究業績水準判定の概要』 国立大学教育研究評価委員会現況分析部会（人文科学系、社会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関）第1回 参考資料4，令和2年10月。

『研究業績水準判定の概要』 国立大学教育研究評価委員会現況分析部会（人文科学系、社

会科学系、理学系、工学系、農学系、保健系、教育系、総合文系、総合理系、総合融合系、大学共同利用機関）第2回 資料6，令和3年1月。

国立大学法人評価に係る情報システムの設計・開発（研究業績関連の評価支援システム、評価関連書類の運用支援システム、データ分析集の検討及びファイル生成、これらに係る会議資料作成支援用の特定文書抽出プログラムの作成及び評価関連書類のデータベース化関連のプログラムの作成等の支援ツールの開発を年間通して事業担当部課と協働で実施）
大学ポートレートシステムに係るシステムの保守管理・改善（大学ポートレートシステムやその国際発信版の管理・改良等を年間通して事業担当部課と協働で実施）
機構の通信情報システムの改善（機構の新たな情報システム環境の開発支援を年間通して事業担当部課と協働で実施）

○事業関連説明会等における情報提供

令和2年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和2年4月20日，7月6，13日，ウェブ利用会議。

令和2年度に実施する法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和2年8月21日，ウェブ利用会議。

大学機関別認証評価等に関する説明会，令和2年6月，オンライン説明会，

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_kanren/entry-4084.html。

令和3年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会，令和2年6月，オンライン研修会，

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/ce_university/daigaku_kanren/entry-4084.html。

令和3年度に実施する高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会，令和2年9月，資料掲載による研修会，

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-4254.html。

高等専門学校機関別認証評価に関する説明会，令和2年9月，資料掲載による研修会，

https://www.niad.ac.jp/evaluation/certification_evaluation/specialized_specialty/koutou_kanren/entry-4254.html。

令和3年度に実施する大学機関別認証評価に関する自己評価担当者等に関する大学別研修，令和2年11月16，17，19，25日，12月18日，令和3年1月22日，2月2，5，10，12，15，16，17，19，24，25日，3月1，2，3，4，8，11，12，15，16，17，18，19，22，24，25，26，29，30，31日，ウェブ利用会議。

令和3年度に実施する高等専門学校別認証評価に関する自己評価担当者等に関する学校別研修，令和3年2月10日，3月2，3，4，5，8，9，11，15，16，17，18，19日，ウェブ利用会議。

○事業協働研究会・研修会等

Susumu Shibui (2021) Verification of CEA between 1st and 2nd cycle through questionnaires to the universities, 英国QAAとのウェブ会議，2021年1月14日，オンライン開催

“Proposals on the Future Work of the APTWG,” MEXT/NIAD and KMOE/KCUE, 8th Working Group on Student Mobility and Quality Assurance of Higher Education among ASEAN Plus Three Countries, Vietnam (Online), November 12, 2020.

I-5 調査研究

“Regulations and Practices for Online Higher Education,” Expert Meeting on the Institutional Provision for New Modes of Higher Education in the ASEAN Plus Three Region, Seoul (Online), 4-5 February 2021.

井田正明 (2021) 「国立大学の公開されているデータと機構の保有する財務データに基づく分析（データサイエンスの各種手法の検討）」，大学経営手法に関する共同プロジェクト推進委員会（令和2年度第1回），令和3年3月12日（オンライン開催）．大学経営手法に関する共同プロジェクトにおける大学との打ち合わせにおいても同様の内容を発表（室蘭工業大学（令和2年11月12日），山形大学（令和2年11月17日）（オンライン開催））．

○ 一般向け手引書・講演等

山本進一 (2021) 「リサーチアドミニストレーター(URA)の機能と活動」『豊橋技科大 RAC ニュース』豊橋技術科学大学研究推進アドミニストレーションセンター，vol.14, January 2021, pp.1-2.

野田文香 (2020) 「学修成果・教育成果の可視化—日本の高等教育に求められるものとは」専門職教育支援士履修証明プログラム，講師，一般社団法人専門職高等教育質保証機構，2020年11月4日，オンライン開催．

野田文香 (2021) 「学修成果・教育成果の可視化（振り返り）」専門職教育支援士履修証明プログラム，講師，一般社団法人専門職高等教育質保証機構，2021年2月16日，オンライン開催．

『「キャンパス・アジア」モニタリングでみるダブル・ディグリー』大学改革支援・学位授与機構，中国教育部高等教育教学評価センター，韓国大学教育協議会，2021年3月．

【調査研究の成果の公表】

○ 学術論文等

水田健輔 (2020) 「新たな就学支援制度への期待・対応と法人の財務状況」『私学高等教育研究叢書』，2020年10月，pp.83-92.

水田健輔 (2020) 「第一部組織マネジメント 第二章会計情報の役割と活用」大学改革支援・学位授与機構（編著）『大学が「知」のリーダーとなるための成果重視マネジメント』ぎょうせい，2020年10月，pp.20-50.

水田健輔 (2021) 「大学債」『IDE現代の高等教育』，628，2021年2月，pp.56-60.

山本進一 (2020) 「第三部研究マネジメント」大学改革支援・学位授与機構（編著）『大学が「知」のリーダーとなるための成果重視マネジメント』ぎょうせい，2020年10月，pp.120-155.

渋井進、浅井美紀 (2021) 「大学機関別認証評価に対する大学の意識の変化—1巡目と2巡目の大学へのアンケート調査による比較—」，『大学評価・学位研究』22，pp.41-59.

野田文香 (2020) 「認証評価の課題と可能性」，『高等教育研究』，第23集，pp.33-52.

Ayaka Noda, Sounghee Kim, Angela Yung Chi Hou, I-Jung Grace Lu, & Hua Chi Chou (2021) The relationships between internal quality assurance and learning outcome assessments: challenges confronting universities in Japan and Taiwan, *Quality in Higher Education*, vol. 27 (1), pp. 59-76, <https://doi.org/10.1080/13538322.2020.1838406>

川口昭彦、竹中亨 (2020) 「法人化というチャンス」，大学改革支援・学位授与機構編著『大学が「知」のリーダーたるための成果重視マネジメント』，ぎょうせい，pp. 51-70.

金性希 (2020) 「(코로나19 시대의 일본 대학의 원격수업: 위기를 기회로 (コロナ時代における日本の大学の遠隔授業——危機を機会に))」『대학교육 (大学教育)』210，pp. 89-95.

- 森利枝 (2020)「アメリカで起こったこと」, 『IDE現代の高等教育』, IDE高等教育研究会, pp. 48-52.
- Ayaka NODA, Sounghie KIM, Angela Yung Chi HOU, I-Jung Grace LU, Hua Chi CHOU (2020) "The relationships between internal quality assurance and learning outcome assessments: challenges confronting universities in Japan and Taiwan," *Quality in Higher Education*, DOI: 10.1080/13538322.2020.1838406.
- Nozomi TAKAHASHI, Rie MORI (2020) "Diversification of Description Forms of English Version of Bachelor's Degrees in Japan: Current State by Academic Fields and Types of Universities as found by 2017 Survey", *International Journal of Institutional Research and Management*, Vol. 4 No. 1, pp. 31-45.
- 竹中亨 (2020) 「ドイツにおける大学基盤交付金制度——基礎経費・アウトプット指標・業績協定」, 『大学評価・学位研究』22, pp. 19-39.

○ 学会発表等

- 水田健輔 (2020)「米国における連邦学生支援制度の利用に関する機関統制：その制度設計と問題点」, 日本教育行政学会第55回大会, 2020年10月4日, 北海道大学.
- 渋井進, 浅井美紀 (2020)「大学評価における遠隔会議利用へ向けて-現状と課題-」, 第25回日本顔学会大会, 2020年10月4日, 慶應義塾大学.
- 渋井進 (2020)「大学評価に対する大学の意識の変化」, 日本心理学会第84回大会, 2020年9月8日, 東洋大学.
- 渋井進, 赤川裕美 (2021)「新型コロナウイルス感染症に対する学長のメッセージの分析～学長のリーダーシップと危機管理の視点から～」, 電子情報通信学会ヒューマンコミュニケーション基礎研究会, 2021年3月16日, オンライン開催.
- 宮崎和光, 高橋望, 森利枝 (2020)「学位に付記する専攻分野の名称の想起が困難なディプロマ・ポリシーの発見——ディプロマ・ポリシーマッチングテスト結果を利用した分類」, 計測自動制御学会 システム・情報部門 学術講演会2020, 令和2年11月15日, オンライン開催.
- 森利枝 (2020)「日本の教養教育を誰がいかに評価するか——不可能性と可能性からの議論」, 2020国際教養教育フォーラム, 令和2年12月5日, 韓国・成均館大学, オンライン開催.
- 高橋望, 森利枝, 宮崎和光 (2020)「大学の学位授与方針と学位に付記する専攻分野の名称の関連性の検討」, 日本キャリア教育学会第42回研究大会, 令和2年10月10日, 筑波大学, オンライン開催.
- 竹中亨「コメント——評価機構の立場から」日本学術会議学術フォーラム「学術振興に寄与する研究評価を目指して」, 令和2年8月29日, オンライン開催.
- 井田正明 (2021)「財務指標集合の相関性に関する考察」, 日本知能情報ファジィ学会, ソフトサイエンス・ワークショップ講演論文集, pp.1-2, 2021年3月6日 (オンライン開催).
- 宮崎和光, 井田正明 (2021)「テキスト分析における Character-level CNNの性能評価 - NTCIR-13 MedWebタスクを題材として -」, 計測自動制御学会, 第48回知能システムシンポジウムオンライン予稿集, B3-1, 2021年3月8日 (オンライン開催).

○ 報告書等

- 山本進一・竹中亨・井田正明・佐藤亨・水田健輔(2021)『大学改革支援に関する調査研究 2020年度』, 2021年3月.

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

自己評価 B

計画に沿った調査研究活動を行い、新型コロナウイルス感染症に起因する状況によって、学会発表、社会への成果の提供については当初目標を一部達成していないが、業務の継続性を維持し、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究した。また、我が国の学位等高等教育資格が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するための要件について調査研究を行った。

【学位の要件となる学習の体系的な構成と成果の評価に関する研究】

諸外国の大学と学位に関して、2010 年『学位と大学』研究報告刊行以後の変化を把握する基礎的調査を進めた。また、欧州のボローニャ・プロセス展開にともなう高等教育制度と学位の変化について動向を把握し、一つの事例であるイタリアの状況に関して、イタリア CIMEA（学術移動・同等性情報センター）の専門家による来日講演（令和元年5月）の内容を英文の論稿にまとめ、講演者が確認した校閲原稿を日英両語で公表するための作業を進めた。さらに、修士課程の多様化と修士論文に代えて「特定の課題についての研究の成果」に基づく修士の学位授与・審査に関する実態調査の分析結果を検討し、報告書を作成した。

【学位等高等教育資格の国際的な承認に関する調査研究】

アジア太平洋地域の NIC（国内情報センター）ネットワーク（APNNIC）のポータルサイト構築に向けて、ユネスコバンコク・アジア太平洋地域教育局と意見交換、情報収集を行い、同局が主催した国際会議「アジア太平洋地域 NIC ネットワーク（APNNIC）のポータル開設記念式典」において、機構教員が今後の NIC の発展に関する基調講演と日本の

NIC の活動状況についての発表を行った（令和 2 年 11 月 17 日）。

アジア圏の資格承認に関する協力関係促進のためのプロジェクト「RecoASIA」（Regional Cooperation in the field of recognition among Asian countries）によって開催されたウェビナーで、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する日本の高等教育の状況について報告を行った（5 月 27 日）。

令和 2 年度大学質保証フォーラム「東京規約と学びの多様性－資格承認の転換期」を国際課と協働して企画し、オンラインにて開催したフォーラムで機構教員がモデレーターを務めた（9 月 23 日）。外国資格承認専門職ネットワーク会合（TAICEP）にて、日本の教育制度および機構、NIC-JAPAN について発表を行った（10 月 28 日）。インドとドイツの高等教育機関が共同開催した高等教育の国際化に関するオンライン国際ワークショップにて、東京規約と NIC-Japan の基本理念並び概要について講演を行った（令和 3 年 2 月 17 日）。さらに、グローニンゲン宣言ネットワーク（GDN）事務局長と、資格承認にかかわる各種証明書の電子化について議論を行った（12 月 11 日）。

国際課と協働し、中等教育修了資格及び高等教育資格の承認に関わる調査研究について準備を進めた。ユネスコの東京規約締約国の各々の教育制度上における学位・資格等の位置づけを整理するため、全国資格枠組み（National Qualifications Framework: NQF）の状況について調査を実施し、文部科学省と議論を行った。NQF については学会で報告を行い（5 月 31 日）、東京規約の動向については、ウェビナーにて講演（9 月 2 日）を行った。また、専門職高等教育質保証機構で開催された文部科学省委託研究報告会にて、東京規約と NIC、資格枠組みの動向について基調講演を行った（令和 3 年 2 月 22 日）。

その他、国際課と協働し、NIC 関連の国際ネットワーク会合（ENIC-NARIC：10 月 6 日、TAICEP：11 月）にて情報収集を行うとともに、海外の NIC 関連機関（TAICEP、ノルウェー NIC 等）からの日本の資格承認状況に関する問い合わせに NIC と協力して対応した。また、国際課と協働し、中国高等教育資格の審査業務に関するセミナーを開催して、モデレーターを務めた（令和 3 年 3 月 15 日）。広島大学にて、NIC の発展と国際バカロレアの資格承認の課題について基調講演を行った（3 月 18 日）。タイの質保証の動向と課題について分担執筆を行い、書籍として公表した。

日本の大学、短期大学及び専門学校を対象に、平成 30 年度に教職協働で実施した「外国での学習歴を有する者（外国人留学生等）への入学資格審査に関する調査」の回答結果について分析し、報告書を作成した。

【機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査】

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会 4 件（韓国 1 件、中国 1 件、インドネシア 2 件）に対して調査を行い、機構の学位授与制度への申請資格の有無を判断して、基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修を要する年数と必要な単位数）を確認し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。特に中国における学習履歴については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査協力を依頼して、申請資格の有無に加え、中国の高等教育機関で修得済みの単位の換算方法についても慎重に確認した。併せて国立高等専門学校からの照会に応じ、モンゴルの Kosen（高専）卒業者の機構への申請資格 3 件に関し全般的な調査を行って結果を通知した。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学習の成果を単位として認めるための調査研究を実施した。また、我が国の大学の授与する学位の状況を調査して、機構の授与する学位について検討するための情報収集

I-5 調査研究

とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させた。

【機構の学位取得者と退任専門委員への調査による学位授与事業の検証】

令和元年度 10 月期及び令和 2 年度 4 月期の単位積み上げ型による学士の学位取得者に対して、通例（従来の審査方式）と特例（新たな審査方式）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析した。通例申請による合格者（令和元年度 10 月期 550 人、令和 2 年度 4 月期 229 人）への学位取得直後アンケートの結果（令和元年度 10 月期回答者数 397 人、回答率 72.2%、令和 2 年度 4 月期回答者数 175 人、回答率 76.4%）を分析して学位授与事業の改善に反映させるべき事項を抽出した。また、特例申請による合格者（令和元年度 10 月期 1,682 人、令和 2 年度 4 月期 12 人）への学位取得直後アンケートの結果（令和元年度 10 月期回答者数 942 人、回答率 56.0%、令和 2 年度 4 月期回答者数 11 人、回答率 91.7%）の分析を行い、学位取得者は新たな審査方式についておおむね満足しているという結果を得た。

これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の令和元年度退任委員への自由記述によるアンケート（対象者 30 人）を実施し、令和 3 年 1 月までに回答（16 人）を得た。回答の内容を整理し、結果を研究開発部と学位審査課との教職協働で検討した。平成 27 年度から平成 30 年度に退任した専門委員に対し行ったアンケートについては、その回答内容を整理し、計量テキスト分析による解析を行った。具体的には、KH Coder ならびに Google の感情分析 API を用い、自由記述欄に記載された意見の可視化と定量化を試行した。

新しく就任した専門委員を対象とする「令和 2 年度学位審査会専門委員協議会」については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたため、開催を中止した。ただし、学位審査課と協働の下に、新任の専門委員に対する説明資料を作成し送付を行った。この資料は、学位授与制度の理念・意義と概要、審査手順・方法等について、これまで研究開発部に蓄積された学位授与事業に関する業務実績と調査データに基づいて作成されたものである。

また、外部の学会等の依頼に応じ、単位積み上げ型の学士の学位授与の方法と意義に関して紹介記事及び学位取得者を対象とした調査の知見に基づく論文を執筆し公表した。

【学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の検証】

平成 27 年度に開始した特例適用専攻科修了見込み者に対する学士の学位授与審査（新たな審査方式）に関して、令和元年度申請者の「学修総まとめ科目の履修状況」の審査結果を分析し、課題の整理と改善に向けての検討を行った。

令和元年度申請者が提出した「学修総まとめ科目履修計画書」と「学修総まとめ科目成果の要旨等」、並びに特例適用専攻科が提出した「学修総まとめ科目の成績評価に係る書類」に関する専門委員の審査結果から、各専門委員が申請者の学修総まとめ科目の履修について付したコメントと、特例適用専攻科における学修総まとめ科目の実施状況について付したコメントを分析した。

次に、専門委員のコメントの分析結果から、特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出し、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の承認を得て、当該特例適用専攻科に 8 月下旬に通知した。

新たな審査方式を導入した目的は「専攻科での学修の成果に、より着目した形で学士の学位授与審査を行うことを通じて、特例適用専攻科の教育活動の一層の充実に資する」ことであった。新たな審査方式は導入から 7 年目を迎え、特例適用専攻科では、この審査方式に対応した教育・学修が展開されており、機構における学位授与審査も、おおむね順調に実施されている。その一方で、当初の目的達成には未だ課題が残されており、課題改善

のために以下のような取組を行った。

平成 30 年度より「学修総まとめ科目履修計画書」の審査において、各申請者に対して専門委員から付されたコメントを、原則すべて、専攻、指導教員を通じて申請者一人ひとりに伝えるようにした。これにより、専門委員からのコメントを申請者が「学修総まとめ科目成果の要旨」の作成に反映させることが可能になった。

また、毎年度の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」で専門委員がコメントを付した指導教員の教育指導、各専攻科の指導体制等に係る指摘内容を記録に残し、3～5年ごとの「特例適用専攻科における教育の実施状況等の審査（特例適用専攻科レビュー）」の際に参照情報として活用する審査システムを導入した。これにより、申請者個人の「学修総まとめ科目の履修に関する審査」から把握された専攻科での教育指導の状況を、各特例適用専攻科の「学修総まとめ科目の実施状況等に関する審査」の資料に加えることが可能になった。

さらに、令和元年度より、「学修総まとめ科目」に係る特例適用専攻科の教育・学修の展開状況と課題を把握するため、特例適用専攻科を置く高等専門学校を訪問し、聞き取り調査を行った。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためウェブ会議システムによる聞き取り調査を継続し、2校への調査（香川高等専門学校令和2年11月20日、沖縄工業高等専門学校12月23日）を実施して課題を把握するとともにその改善策の検討を行った。

【学修成果の剽窃問題に関する実態調査】

学修成果の定量的評価には様々な指標があるが、そのなかでも近年「倫理的配慮」についての重要性が高まっている。そこで特に「剽窃」に焦点を絞り、その客観的・定量的評価の方法について検討した。

機構の学位授与制度における単位積み上げ型学修による通例の学士の学位授与では、申請者に大学学部相当の学修の成果をまとめた「学修成果」の提出を求めており、その形式はレポートあるいは演奏・創作・作品の2種類に大別される。学修の成果が学力として定着していることを確認するために、レポートに対しては小論文試験、演奏・創作・作品に対しては面接試験を実施している。学修成果は、剽窃について十分理解した上で倫理に反していないとの誓約の下に提出させているが、最近では剽窃が疑われる学修成果（レポート）が散見されるようになってきた。そのため、レポートとして提出された学修成果の剽窃問題について緊急に実態調査を行う必要があるとの認識に至り、調査を開始した。

本調査では剽窃判定ソフトを利用して、提出された学修成果の剽窃の状況を把握し、その結果を学位授与審査に反映させて学位授与事業の改善に繋げることを目的としている。

令和元年度は、学位審査課と学位審査に関わる研究開発部教員から構成された剽窃調査のプロジェクトチーム（剽窃 WG）の準備研究会を開催するとともに、国内外の2種類の代表的剽窃判定ソフトのライセンス契約を行い、機構内サーバー設置などのハードウェアの準備を行った。また、個人情報を含む過去の学修成果の取扱いや情報管理について確認した。

令和2年度においては、剽窃判定ソフトを利用する上での技術的課題について、剽窃 WG を令和3年1月までに合計6回開催し、教員と職員間の情報共有を図りつつ、検討した。令和2年度から申請者が学修成果を PDF ファイルで提出する電子申請に移行したことにより、学位審査課の協力の下に4月期及び10月期申請者の学修成果について重複率判定を試行し、学位審査会（第3回、11月9日開催）にその旨報告した。

I-5 調査研究

【学位授与事業の課題検討と調査研究の実施】

学士の学位取得を目指す申請者への学修支援の一つとして学位授与制度の概要を動画で説明する資料を学位審査課との協働で作成を開始し、令和3年度のWeb公開、及び放送大学との共同説明会に向けて準備を進めた。

さらに、研究開発部内に学位研究WGを設けて研究会を3回開催した。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。大学評価及び学位に関する研究をまとめた論文、研究ノートなどを掲載する査読付きの学術誌『大学評価・学位研究』については、論文1編および研究ノート・資料2編を掲載した第22号を年度内に発刊した。また、掲載された論文等を機構ウェブサイト『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』及び科学技術振興機構の「J-STAGE」に掲載し、外部に公表・提供した。

各研究者の研究業績等を科学技術振興機構の「researchmap」サービスを利用し、公表するほか、『大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ』等による研究成果の公表を行った。

【機構の事業への成果の活用】

○事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）

外国での学習履歴を持つ学習者に対する機構の学位授与制度への申請資格調査

韓国1件

中国1件

インドネシア2件

モンゴル3件

単位積み上げ型による学士の学位取得者（通例）に対する学位取得直後アンケート調査

令和元年度10月期学位取得者

令和2年度4月期学位取得者

単位積み上げ型による学士の学位取得者（特例）に対する学位取得直後アンケート調査

令和元年度10月期学位取得者

令和2年度4月期学位取得者

学位審査会専門委員令和元年度退任委員に対する学位授与事業に関するアンケート調査

大学改革支援・学位授与機構（2021）『修士課程の多様化と学位審査に関する調査研究報告書』, 2021年3月.

○事業関連説明会等における情報提供

令和2年度学位審査会専門委員協議会, 2020年4月（説明書類配付）

吉川裕美子「学位授与制度の概要」

森 利枝「単位積み上げ型の学位授与と審査」

菊池和朗「専攻科の認定及び特例適用認定と修了者への学位授与」

宮崎和光「省庁大学校の課程認定と学位授与」

○ 事業協働研究会・研修会等

「単位積み上げ型による学士の学位授与申請（通例）」説明動画原案作成

【社会への成果の提供】

○ 研究会・研修会等

NIC-Japan オンラインセミナー「京都大学における外国資格審査業務の実状、特に中国等からの入学志願者に対する学歴・資格評価について」, 2021年3月15日, オンライン開催.

○ 一般向け手引書・講演等

Hotta, T. (2020) “Challenges and responses to COVID-19 in higher education: Perspectives from Japan”, RecoAsia (Regional Cooperation in the field of recognition among Asian Countries) webinar : Impact of COVID-19 on higher education and recognition, 2020年5月27日, オンライン開催 (招待講演) .

Hotta, T. (2020) “Challenges and responses to COVID-19 in higher Education: Perspectives from Japan”, IAU (International Association of Universities) , third virtual global meeting of IAU member associations and organisations in the context of COVID-19, 2020年6月10日, オンライン開催 (招待講演) .

Hotta, T. (2020) “Update on Japan’s educational system and higher education qualifications”, 2020 TAICEP (The Association for International Credential Evaluation Professionals) conference, 2020年10月28日, オンライン開催.

Hotta, T. (2020) “The dawn of new era in Asia and pacific: What can APNNIC do for the development of permeable framework in higher education? ”, UNESCO-Bangkok主催, virtual launch of the portal for the Asia-Pacific Network of National Information Centres (APNNIC) , 2020年11月17日, オンライン開催 (招待講演) .

Hotta, T. (2020) “The dawn of new era in post-COVID 19: a credit transfer system for the process of harmonization in Asian higher education”, Leibniz University Hannover & Manipal Academy of Higher Education (MAHE)共催, A workshop on the management of internationalisation, 広島大学高大接続・入学センター, 2021年2月17日, オンライン開催 (招待講演) .

堀田泰司 (2021) 「高等教育資格承認情報センターの発展と国際バカロレアの資格承認の課題」, <海外高大接続シンポジウムII> 「国際バカロレア入試と高等教育資格承認を巡る課題」, 2021年3月18日, オンライン開催 (招待講演) .

野田文香 (2020) 「「東京規約」と資格承認～今後、日本の高等教育に求められるものとは～」 国際教育夏季研究大会 (SIIEJ 2020) , 2020年9月2日, オンライン開催 (招待講演) .

Noda, A. (2020) “Network highlights from APNNIC and the role of information sharing”, UNESCO-Bangkok主催, virtual launch of the portal for the Asia-Pacific Network of National Information Centres (APNNIC), 2020年11月17日, オンライン開催.

野田文香 (2021) 「東京規約とNIC、資格枠組みの国際的動向」, 令和2年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」成果報告会・セミナー, 専門職高等教育質保証機構, 2021年2月22日, オンライン開催 (招待講演) .

奈良信雄 (2021) 「学位授与のすすめ」, 『Medical Technology』, 48巻5号, p.457.

【調査研究の成果の公表】

○ 学術論文等

森利枝 (2021) 「学位取得の意義とその方法」, 『日本歯科技工学会雑誌』, 第42巻第1号, pp. 3-6.

I－5 調査研究

堀田泰司（2021）「第4部2章 タイにおける収斂化が進む4つのタイプの内部質保証」，永田恭介，山崎美光悦編『教学マネジメントと内部質保証の実質化』JUA選書16, pp.261-276, 東信堂.

○ 学会発表等

野田文香（2020）「ナショナル・インフォメーションセンター（NIC）の設立と学位・資格枠組み（NQF）－Qualificationsをとりまく課題と今後の展望－」，日本高等教育学会第23回大会, 2020年5月31日，東京家政大学.

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

＜年度計画＞

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和元年度予算に比較して３％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和元年度予算に比較して１％以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

Ⅱ 業務運営の効率化

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和元年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和元年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

自己評価 B

令和2年度実績は令和元年度実績と比較して、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）については△4,034千円（△3.2%）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△13,482千円（△3.9%）の減となっている。

また、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保、配分及び収益化単位ごとに四半期ごとのモニタリングを実施した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

○ 令和元年度と令和2年度の予算・実績比較（自己収入を除く）

（単位：千円）

		令和元年度	令和2年度	
			金額	削減割合
予算	一般管理費物件費	151,045	146,514	△3.0%
	その他事業費物件費 ※1	572,445	566,721	△1.0%
実績	一般管理費物件費	127,451	123,417	△3.2%
	その他事業費物件費 ※2	341,906	328,424	△3.9%

※1 特殊経費及び新規拡充分を除く

※2 特殊経費、新規拡充分及び効率化になじまない特殊要因を除いた額

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

自己評価 B

年度計画のとおり、調達等合理化計画を策定し、計画に基づく取組を着実に実施した。契約監視委員会において、調達等合理化計画に基づく取組が実施されていること、また個々の契約案件について、手続きが適正であることを確認した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

調達等の合理化

「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に基づく取組として以下を実施した。契約状況等は表「令和2年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較」のとおりである。

○競争性を確保するための対応

競争性を確保するための対応については、以下の取組を行った。

- ・規定より公告期間を長く設定し、入札参加希望者の十分な検討時間を確保。
- ・契約時期を早めに設定し、繁忙期の回避と業務準備時間を確保。
- ・メールによる資料配布の徹底による情報提供方法の改善。
- ・業者への聴き取りによる入札参加障壁の改善。
- ・入札参加資格の緩和。

このほか、調達に関するガバナンスの徹底として以下の取組を実施した。

- ・発注・契約権限と検収の取扱いの適正性、随意契約の理由や金額の妥当性等について監査室の点検。
- ・調達担当者を対象として令和2年7月31日に勉強会を開催。
- ・研究開発、調査・研究、広報等の技術的要素を伴う案件に対し、基準額未満でも総合評価落札方式を実施。

Ⅱ 業務運営の効率化

○ 令和２年度契約状況及び一者応札・応募状況の前年度比較

		令和元年度		令和２年度		比較増△減	
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)
契約 状況	競争性のある契約	38	325,119	43	447,248	5	122,129
	競争入札等	36	300,424	40	401,532	4	101,108
	企画競争、公募	2	24,695	3	45,716	1	21,021
	競争性のない随意契約	6	17,661	7	22,642	1	4,981
	合計	44	342,780	50	469,890	6	127,110
一者 応札 ・ 応募 状況	２者以上	21	106,915	26	230,216	5	123,301
	１者以下	17	218,204	17	217,032	0	△1,172
	合計	38	325,119	43	447,248	5	122,129

契約監視委員会

契約監視委員会を２回開催し、令和２年度調達等合理化計画と令和元年度調達等合理化計画に対する自己評価の点検を行った。また、令和元年10月から令和２年９月までの契約のうち随意契約、一者応札・応募を中心に６件の点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。

また、契約監視委員会の審議概要をウェブサイトで公表した。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

自己評価 B

役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けている。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

実績・参考データ

令和2年10月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、役職員の給与規則を国に準じて改正した。

令和元年度の役職員の報酬・給与等の検証結果や取組状況について、令和2年7月に公表した。

< 事務職員給与の対国家公務員指数 >

	令和元年度	令和2年度
年齢勘案	98.2	96.9
年齢・地域勘案	98.4	97.4
年齢・学歴勘案	97.2	95.6
年齢・地域・学歴勘案	98.0	96.8

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

Ⅳ 短期借入金の限度額

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

Ⅵ 剰余金の使途

<年度計画>

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画

- 1 予算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

Ⅲ～Ⅵ 自己評価 B

令和2年4月～令和3年3月の小平第二住宅の入居率は61.2%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。このほか、適切な執行管理により短期借入金が必要とする事態は生じなかった。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予 算 別紙1のとおり
- 2 収支計画 別紙2のとおり
- 3 資金計画 別紙3のとおり

実績・参考データ

Ⅲ-1 予 算

○ 令和2年度収入状況

(単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引増減額	備考
運営費交付金	2,275,822	2,275,822	—	
大学等認証評価手数料	95,799	100,881	5,082	
学位授与審査手数料	125,575	125,541	△34	
大学ポータル運営負担金収入	0	79,906	79,906	
寄附金等収入	0	2,000	2,000	
長期借入金等	50,600,000	54,714,851	4,114,851	
長期貸付金等回収金	66,222,062	61,335,772	△4,886,290	
長期貸付金等受取利息	3,725,303	2,653,024	△1,072,279	
財産処分収入	1,381,000	1,381,000	—	
財産賃貸収入	67,512	66,873	△639	
財産処分収入納付金	54,467	2,784,477	2,730,010	
その他	8,612	12,278	3,666	
計	124,556,152	125,532,426	976,274	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

○ 令和２年度支出状況

(単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引増減額	備考
業務等経費	1,983,114	1,556,377	426,737	
うち、人件費 (退職手当を除く)	1,159,350	1,073,135	86,215	
うち、物件費	770,474	455,497	314,976	
うち、退職手当	53,290	27,744	25,546	
大学等評価経費	95,799	149,750	△53,951	
学位授与審査経費	125,575	125,541	34	
大学ポータル運営負担金支出	0	79,906	△79,906	
寄附金支出	0	2,366	△2,366	
一般管理費	301,320	455,418	△154,098	
うち、人件費 (退職手当を除く)	154,806	289,806	△135,000	
うち、物件費	146,514	165,612	△19,098	
うち、退職手当	0	0	0	
施設費貸付事業費	49,890,648	50,425,128	△534,480	
施設費交付事業費	4,000,000	3,987,400	12,600	
長期借入金等償還	68,049,405	68,287,804	△238,399	
長期借入金等支払利息	3,657,453	2,758,663	898,790	
公租公課等	22,630	22,674	△43	
債券発行諸費	13,984	23,039	△9,055	
債券利息	50,800	10,306	40,494	
計	128,190,729	127,884,373	306,356	

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ-2 収支計画

○ 令和2年度収支計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
費用の部	10,716,394	9,521,422	1,194,972
経常費用	10,716,394	9,521,422	1,194,972
業務等経費	1,991,907	1,493,149	498,758
大学等評価経費	95,799	150,893	△55,094
学位授与審査経費	125,575	125,541	34
大学ポータル運営負担金経費	0	79,906	△79,906
寄附金経費	0	1,538	△1,538
施設費交付事業費	4,000,000	3,987,400	12,600
支払利息	3,685,689	2,728,028	957,661
処分用資産売却原価	362,445	359,364	3,081
その他の業務経費	22,630	22,674	△44
一般管理費	314,708	405,968	△91,260
減価償却費	103,657	143,921	△40,264
財務費用	13,984	23,039	△9,055
収益の部	7,836,388	9,296,243	△1,459,855
経常収益			0
運営費交付金収益	2,155,055	1,864,628	△290,427
大学等認証評価手数料	95,799	100,881	5,082
学位授与審査手数料	125,575	125,541	△34
大学ポータル運営負担金収益	0	79,906	79,906
寄附金収益	0	1,538	1,538
処分用資産賃貸収入	67,512	66,873	△639
処分用資産売却収入	1,381,000	1,381,000	0
施設費交付金収益	54,467	2,784,477	2,730,010
受取利息	3,703,955	2,612,742	△1,091,213
財務収益	788	812	24
賞与引当金見返に係る収益	119,203	88,370	△30,833
退職給付引当金見返に係る収益	23,745	44,081	20,336
退職給付引当金戻入益	0	1,789	1,789
資産見返物品受贈額戻入	43	57	14
資産見返寄附金戻入	444	513	69
資産見返運営費交付金戻入	100,190	133,215	33,025
雑収入	8,612	9,819	1,207
臨時損失			0
固定資産除却損	0	103	△103
臨時利益			0
資産見返負債戻入	0	103	103
純損失	2,880,007	225,179	2,654,828
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2,980	4,332	△1,352
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	2,877,027	274,624	2,602,403
総利益	0	53,777	△53,777

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅲ～Ⅵ 予算、収支計画、資金計画等

Ⅲ-3 資金計画

○ 令和2年度資金計画

(単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引増減額
資金支出	141,900,058	127,953,038	13,947,020
業務活動による支出	60,006,573	59,369,509	637,064
投資活動による支出	120,767	288,568	△167,801
財務活動による支出	68,049,405	68,294,961	△245,556
次年度への繰越金	13,723,314	16,280,039	2,556,725
資金収入	141,900,058	131,187,324	△10,712,734
業務活動による収入	73,958,157	70,855,512	△3,102,645
運営費交付金による収入	2,275,822	2,275,822	0
承継債務負担金債権の回収による収入	24,457,544	22,800,692	△1,656,852
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	1,141,961	1,066,782	△75,179
施設費貸付金の回収による収入	41,764,518	38,535,080	△3,229,438
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,583,342	1,586,242	△997,100
処分用資産の売却による収入	1,381,000	1,381,000	0
処分用資産の貸付による収入	67,512	66,873	△639
施設費交付金の納付による収入	54,467	2,784,477	2,730,010
利息及び配当金の受取額	2,004	2,022	18
その他の収入	299,986	356,522	56,536
投資活動による収入	5,440,000	5,640,000	200,000
財務活動による収入	50,586,016	54,691,812	4,105,796
前年度からの繰越金	11,915,886	13,045,752	1,129,866

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円
- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

実績・参考データ

短期借入金を必要とする事態は発生しなかった。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

実績・参考データ

令和2年4月～令和3年3月の小平第二住宅の入居率は61.2%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。

また、令和2年度より小平第二住宅環境整備事業（令和2年度～令和5年度）を開始し、老朽箇所の改善を実施した。

Ⅵ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

実績・参考データ

令和元年度決算において発生した利益を積立金として整理した。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

<年度計画>

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和元年度の業務の実績及び第3期中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和2年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

Ⅶ 自己評価 B

法人としての管理・運営の方針、重要事項は各種会議を通じて役職員に共有され、各種監査、自己点検・評価、リスク管理等により内部統制が十分に機能しており、セキュリティ対策も適切に推進した。また、新規事業等による業務の増加に対応するため、組織改編を行うとともに必要な職員を確保し適正に配置した。

以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和元年度の業務の実績及び第3期中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和2年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。

実績・参考データ

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催し、機構の管理・運営や業務等の実施が、法令及び機構の規則等に則って行われており、法令等に違反する行為がないことを確認するとともに、情報の把握や機構のミッション等の役職員への周知徹底を行った。なお、令和2年9月以降については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインや書面審議により開催した。

○ 企画調整会議の様子



Ⅶ 内部統制、情報、人事

機構長の諮問に応じ、機構の業務運営に関する重要事項を審議するため、大学等に関し広くかつ高い識見を有する者その他機構の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者の参画を得て、評議員会を組織した。

評議員会では業務運営に関する重要事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年3月に開催した第46回は書面審議とした。

○ 令和2年度の評議員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第45回	令和2年6月30日	・ 令和元年度業務実績報告書等について ・ 令和元年度財務諸表等について
第46回	令和3年3月17日 ～3月24日 (※書面審議)	・ 令和3年度計画について ・ 令和3年度機構内予算について

また、機構の事業の運営実施に関する事項を審議するため、機構の教授並びに大学の学長及び教員その他学識経験者の参画を得て、運営委員会を組織した。

運営委員会では、事業の運営実施に関する事項の審議を行うとともに、各事業の実施状況等について意見を聴取した。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年8月に開催した第59回、令和3年3月に開催した第61回は書面審議、令和2年9月24日に開催した第60回はオンラインによる開催とした。

○ 令和2年度の運営委員会の開催実績

	開催日	主な審議事項
第59回	令和2年8月20日 ～8月27日 (※書面審議)	・ 教員の選考について ・ 各種委員会委員等の選考について
第60回	令和2年9月24日 (※オンライン開催)	・ 教員の選考等について
第61回	令和3年3月11日 ～3月17日 (※書面審議)	・ 教員の選考等について ・ 各種委員会委員等の選考について

(2) -① 監査

ア. 監事監査

年度当初に監査計画を作成し、監査室や会計監査人と連携しながら業務監査及び会計監査を行った。

業務監査としては、法令遵守状況、中期計画・年度計画の進捗状況、予算等の執行状況、内部統制等を監査した。監査方法は、機構長へ直接ヒアリングを行うとともに、評議員会、企画調整会議、自己点検・評価委員会等へ出席し、運営における重要事項や業務の進捗状況等について確認した。また、必要に応じて役職員に説明を求めた。

会計監査としては、財務諸表等の検証、契約状況等の監査を実施した。特に、契約状況の監査は、契約監視委員会に出席し、関係書類の点検を行うとともに、必要に応じて

職員に説明を求めた。

重点監査としては、施設費貸付・交付事業の監査を行った。

監事監査の結果は、「指摘すべき重大な事実は認められず、適正に業務が行われている」であった。

イ. 内部監査

監査室長及び専属の常勤職員3人からなる監査室が、年度当初に内部監査計画を作成し、日常監査、定期監査を行った。

日常監査では、すべての会計伝票、契約書等を都度確認した。

定期監査では、3日間に渡り、施設費貸付・交付業務、会計処理状況、科学研究費補助金、法人文書、保有個人情報等について監査を行った。

内部監査の結果、法令等に違反する重大な事実は認められなかった。

ウ. 会計監査人監査

財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）の監査を受けている。

エ. 監事、監査室、会計監査人の連携

監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を2回開催し、各々の監査計画、監査方法、監査結果、課題等について意見交換を行い、緊密に連携しながら、監査の充実を図った。

(2) -② 自己点検・評価

ア. 令和元年度の業務に対する自己点検・評価

令和2年5月29日に監事を構成員に含む自己点検・評価委員会（第1回）を開催し、令和元事業年度における業務の実績について最終的な自己点検・評価を実施した。この内容を「業務実績報告書（案）」としてとりまとめ、令和2年6月開催の企画調整会議、評議員会での審議を経て、令和2年6月30日付けで『令和元事業年度業務実績報告書』として文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表した。

なお、令和2年9月に通知された、文部科学大臣による「令和元年度における業務の実績に関する評価」においては、評価は「B」※であった。

※「B」評価

年 度 評 価：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

イ. 令和2年度業務に対する自己点検・評価

令和2年度の業務等に関して、業務開始から半年経過した令和2年11月25日及び年度終了前の令和3年3月4日に自己点検・評価委員会を、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンラインにより開催し、それぞれ9月末時点、1月末時点におけるすべての業務・事業に対する自己点検・評価を実施した。また、3月開催の同委員会では、令和2年度の業務の進捗状況等を踏まえ、令和3事業年度計画の原案を検討した。令和3事業年度計画案については、令和3年3月開催の企画調整会議及び評議員会の議

Ⅶ 内部統制、情報、人事

を経て確定し、令和3年3月31日付で文部科学大臣に届け出た。

(2)－③ リスクの把握と対応

ア. 内部統制委員会

機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の共有のため、令和2年7月14日に内部統制委員会（令和2年度第1回）を開催し、令和2年度当初時点の各業務におけるリスクについて、監事を含む役職員間で確認した。

令和2年度の内部統制の機能状況のモニタリングとして、リスクへの対応状況の調査を行った。調査結果については、令和3年3月10日開催の内部統制委員会（第2回：オンライン開催）において報告され、監事を含む役職員で共有がなされた。その結果、項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。

イ. 新型コロナウイルスに関連した感染症拡大防止のための対応

新型コロナウイルスに関連した感染症について、感染拡大を防止し、機構の役職員の健康及び生命を守るとともに、事業の継続を可能とするため、令和2年2月4日付けで機構長が発出していた「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対応について」（以下「対応について」という。）を、政府の方針等に応じて令和3年1月8日付けの第8版まで更新し、随時全役職員に周知を行った。

「対応について」（第8版）では、感染予防のために各職員がとるべき対応、感染の恐れがある場合や感染した場合の対応と取扱い、時差出勤や在宅勤務の取扱い、海外渡航や外国人の受入、会議・シンポジウム等の開催などについて、機構としての統一方針を示した。

この「対応について」に基づき、令和元年度末から引き続き各事業において予定されていた事業の中止、延期等を行ったところであるが、各種会議において審議を書面によることとしたり、大学質保証フォーラムや運営委員会を参集せずオンライン開催としたりするなど、代替措置の実施や関係各機関との連携等を図った。さらに、通勤による人との交わりを低減するとともに、職場内における感染拡大防止の観点から、在宅勤務の実施や、公共交通機関を利用する職員による時差出勤の活用など、当該リスクに対処しつつ、可能な対応を行った。

○ 令和２年度中に新型コロナウイルス感染拡大防止のため対応措置をとった主な活動（一部再掲）

実施日	名称	対応	参照 ページ
令和２年５～６月、１０月、令和３年２月、３月	大学機関別認証評価委員会	書面審議	８
令和２年８月、１０月、令和３年１月	大学機関別認証評価委員会評価部会及び内部質保証専門部会	書面審議	８
令和２年５～６月、１１月、令和３年２月、３月	高等専門学校機関別認証評価委員会	書面審議	８
令和２年８～９月、１０月、令和３年２月	高等専門学校機関別認証評価委員会評価部会及び財務専門部会	書面審議	９
令和２年５～６月、１０～１１月、令和３年１月、３月	法科大学院認証評価委員会	書面審議	９
令和２年８月、１０月２０日、１２月２５日	法科大学院認証評価委員会評価部会	書面審議、ウェブ会議	１０
令和２年１０月	法科大学院認証評価委員会教員組織委員会	書面審議	１０
令和２年１０月２９日	法科大学院認証評価委員会年次報告書等専門部会	ウェブ会議	１０
令和２年７～８月	国立大学教育研究評価委員会	書面審議	１７
令和２年１０～１１月、令和３年３月	達成状況判定会議	ウェブ会議	１７
令和２年１０月、令和３年１月	現況分析部会	ウェブ会議	１７
令和２年９月、１２月	学位授与試験	試験日の変更、特別措置試験等を実施	３８
令和３年２月頃	大学改革支援・学位授与機構で学士の学位取得をめざす方への説明会	延期（令和３年度の早い時期に開催予定）	５１
令和２年６月３０日～７月１７日	令和３年度に実施する大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会	資料掲載及び音解説付き資料の配布	５６
令和２年９月１７日～１０月２０日	令和３年度に実施する高等専門学校機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会	資料掲載及び音解説付き資料の配布	５７
令和２年８月、令和３年２月１０日	大学ポートレート運営会議	書面審議、ウェブ会議	６２
令和２年９月２３日	大学質保証フォーラム	オンライン開催	７０～７１
令和３年３月	評議員会	書面審議	１０６
令和２年８月、９月２４日、令和３年３月	運営委員会	書面審議、ウェブ会議	１０６

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

実績・参考データ

情報セキュリティ対策

情報セキュリティ委員会において、以下のPDCAサイクルに基づき、セキュリティ対策を行うことが承認され、以下の取組を行った。

- ① Plan（セキュリティ対応計画）
 - ・情報資産の洗い出しとリスク分析を行い、セキュリティ対応計画を立案。（令和2年8月）
- ② Do（情報セキュリティ対策実施）
 - ・セキュリティ対応計画をもとに情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施。（令和3年2月）
 - ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成30年度版）に基づき、情報セキュリティポリシー対策基準・実施手順書を改訂。（令和2年8月～）
 - ・セキュリティ対応計画をもとに不審メール対応訓練を実施。（令和2年11月）
- ③ Check（内部監査）
 - ・情報セキュリティの自己点検を実施。（令和3年2月）
- ④ Act（ポリシーの見直し・改訂）
 - ・自己点検内容の結果やサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を受け、情報セキュリティポリシー改訂の検討を開始した。（令和3年3月）

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

実績・参考データ

①-1 柔軟な組織体制の構築

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価（4年目終了時評価）に伴う業務量の増加（学部・研究科の水準を確認する現況分析、法人の目標・計画に対する達成度調査等）に対応するため、評価事業部に「評価企画課国立大学評価室」を設置した。

①-2 人事交流による幅広い人材の確保

組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保するため、国立大学法人等の協力により、幅広く人材を確保し、確実に業務を実施できるよう適正に職員を配置した。

令和2年度末 常勤事務職員数 171人（31人増）
うち課長補佐以下の人事交流者数 69人（23人増）55法人

①-3 職員数の適正化

令和2年度の業務量の増減等を踏まえて、適切な人員配置を以下のとおり行った。

< 令和2年度 部課別職員数 >

部課等名	職 員 数		増 減	備 考
	R元年度末	R2年度末		
審議役・調査役	1(0)	3(0)	2(0)	R元年度は調査役を含まない。
監査室	3(0)	3(0)	0(0)	
管理部	50(11)	53(12)	3(1)	
総務企画課	22(4)	24(3)	2(-1)	
会計課	10(3)	10(3)	0(0)	
学位審査課	17(4)	18(6)	1(2)	
評価事業部	73(31)	100(52)	27(21)	国立大学法人評価業務の増による増員。
評価企画課	30(17)	14(2)	-16(-15)	
評価企画課	—	49(42)	49(42)	
国立大学評価室	—	—	—	
評価支援課	23(13)	18(5)	-5(-8)	
国際課	19(1)	18(3)	-1(2)	

Ⅶ 内部統制、情報、人事

大学連携・ 支援部		13(4)	12(5)	-1(1)	R元年度は調査役を含む。
	大学運営連携課	5(1)	4(1)	-1(0)	
	国立大学施設 支援課	6(3)	7(4)	1(1)	
研究開発部		18(0)	18(0)	0(0)	
合 計		158(46)	189(69)	31(23)	

※ () 内の数字は、課長補佐以下の人事交流者数で内数。

※ 備考に記載のない職員数の増減は、産休、病休、退職等により一時的に生じたもの。

※ 令和2年度末の組織図を基準に比較したもの。

② 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用

機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修に事務系職員を積極的に参加させ、業務遂行に必要な資質及び能力の向上を図った。

㊦ 実践的研修等（機構実施）

- ・ パソコン研修（総務省主催情報システム統一研修を利用）を、全職員を対象にeラーニング形式にて四半期毎に実施。延べ33人参加。
- ・ ハラスメント研修を、全職員を対象にネットワーク配信のeラーニング形式にて令和2年8月に実施。延べ160人受講。
- ・ 令和2年度のハラスメント相談員を対象に、ハラスメント相談員研修を、ネットワーク配信のeラーニング形式にて令和2年8月に実施。13人受講。
- ・ メンタルヘルス研修（セルフケア）を、全職員を対象にネットワーク配信のeラーニング形式にて令和2年11月から12月にかけて実施。ストレスチェック対策コースを延べ254人、セルフケアコースを延べ688人受講。
- ・ メンタルヘルス研修（ラインケア）を、研究開発部常勤教員及び係長・専門職員以上の事務系職員を対象に、ネットワーク配信のeラーニング形式にて令和2年11月から12月にかけて実施。ラインケアコースを延べ521人受講。
- ・ 情報セキュリティ研修（全職員を対象に、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の資料及び動画を教材としてeラーニング形式にて令和3年2月に実施。全207人受講。）

㊧ 専門的研修等（外部機関実施）

放送大学の活用並びに情報システム、会計、人事及び知的財産等に関する研修等に参加。（26件の研修、セミナー等に延べ83人参加。）

㊨ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（令和2年4月から事務系職員1人派遣。）

㊩ 事務系職員の研修等助成（事務職員が自主的に行う研修及び資格取得に係る経費を一部助成。令和3年2月に3人に助成額を支給。）

＜参 考＞

- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期目標
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の中期計画
- ・ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和２年度）

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が
達成すべき業務運営に関する目標
(中期目標)

平成31年3月1日

文部科学省

目 次

(序文)	1
I 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II 中期目標期間	2
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
1 大学等の評価	2
(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	2
(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価	2
2 国立大学法人等の施設整備支援	3
(1) 施設費貸付事業	3
(2) 施設費交付事業	4
3 学位授与	4
(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与	4
(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与	5
(3) 学位授与事業の普及啓発	5
4 質保証連携	5
(1) 大学等連携・活動支援	5
(2) 国際連携・活動支援	6
5 調査研究	7
(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究	8
(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	8
IV 業務運営の効率化に関する事項	8
1 経費等の合理化・効率化	8
2 調達等の合理化	9
3 給与水準の適正化	9
V 財務内容の改善に関する事項	9
1 予算の適切な管理と効果的な執行等	9
2 資産の有効活用	9

VI	その他業務運営に関する重要事項.....	9
1	内部統制	9
2	情報セキュリティ対策.....	9
3	人事に関する計画.....	10

※Ⅲ 1 ～ 5 までの各項目を一定の事業等のまとまりとする。

(序文)

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

I 政策体系における法人の位置付け及び役割

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、平成 28 年 4 月に大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し設立された。その起源は、大学以外で学位を授与する我が国唯一の機関として平成 3 年に創設された学位授与機構である。その後、国立大学等への施設費貸付・交付、認証評価、国立大学教育研究評価、国公立大学の教育情報の公開、これらの業務に関連する調査研究なども含め、高等教育に係る社会的要請の高い課題に果敢に取り組み、文部科学省の政策目標達成に欠くことのできない法人として高等教育の発展の一翼を担い続けている。

現在、我が国では「Society 5.0」の実現に向け戦略的取組が始まりつつあり、大学に対しては産業・社会構造の変化に対応する高度な教養と専門性を備えた人材育成やイノベーション創出の牽引が求められている。このため各大学においては、その役割や特色・強みをより一層明確にし、教育研究の質を向上させる改革が急務となっている。また、少子化が進展する中で、各大学が質の高い教育研究活動を行っていくためには、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有できるよう、大学等の連携を円滑に進める仕組みの構築が必要とされている。一方、世界に目を向けると、グローバル化の進展等によって学生の国境を越えた流動性が高まる中、学習履歴・学位等の国際通用性を確保することが大きな課題となっている。また、2018 年の WHO の統計によると、我が国の健康寿命は 74.8 歳であり、世界トップクラスの長寿社会を迎えている。この長い人生の間、国民がいつでも活躍できる社会を実現するために、生涯のあらゆる段階で学び直せる環境の整備や多様な年齢層のニーズに応える学習プログラムが必要となっている。

機構は、学位授与事業、大学等評価、施設費の貸付・交付事業を行うことにより高等教育の発展に貢献してきており、これらの業務を通じて大学等に関する様々な情報が蓄積されるとともに、内外における高等教育に関する他機関とのネットワークが構築されている。機構には、これらの特色を活かし、国際的な質保証活動への積極的参画、国内外の高等教育制度や資格に関する情報等の収集・提供機能、リカレント教育の拡充の支援が期待されている。加えて、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合したことによる相乗的な効果をより発揮する観点から、今後は、それぞれの機関が蓄積していた教育研究情報及び財務情報を活用し、新たに大学の運営基盤の強化促進も行うことにより、大学改革を強力に支

援していくことが望まれている。

以上を踏まえ、機構は我が国の高等教育の発展に資するという業務の公共的重要性に鑑み、業務の公正かつ能率的、効果的な運営を基本方針として、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得て、以下に示す業務運営を行う。

(別添) 政策体系図

Ⅱ 中期目標期間

機構は、我が国の高等教育の発展に資することを目的として業務を実施していることから、中期目標の期間は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 大学等の評価

我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。

(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。

また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。

これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間における業務の実績のうち、教

育研究の状況についての評価を実施する。

評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。

【評価指標】

- 1－1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断）
- 1－2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断）
- 1－3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 1－1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。
- 1－2 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。
- 1－3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。

2 国立大学法人等の施設整備支援

我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。

（１）施設費貸付事業

国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実の

ため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。

事業の実施に当たっては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な回収に努め、債務を確実に償還する。

(2) 施設費交付事業

国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。

なお、中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

【評価指標】

- 2-1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断）
- 2-2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 2-1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実施件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：6 箇所）、債権回収率（平成 26～30 年度の実績：毎年 100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年 100%）、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：16 箇所）等を参考に判断する。
- 2-2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：13 箇所）等を参考に判断する。

3 学位授与

高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業者又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

短期大学・高等専門学校卒業者等でさらに一定の学修を行い単位を体系的に修得した者に対して、審査により、学士の学位を授与する。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

各省庁の教育施設に置かれる課程で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。

(3) 学位授与事業の普及啓発

機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。

【評価指標】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断）
- 3-3 アクセス情報の分析に基づく学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 3-1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-2 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。
- 3-3 アクセス情報の分析に基づいてパンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。

4 質保証連携

我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。

(1) 大学等連携・活動支援

大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強

化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。

① 大学等との連携

大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

少子化が進展する中で、各大学がマネジメント機能や経営力などの運営基盤を強化するとともに、複数の大学等の人的・物的リソースを効果的に共有することが求められていることを受け、国立大学法人の大学のマネジメント機能等の運営基盤の強化促進を支援するため、大学等と協働して、必要な情報の収集、整理、分析を行い、また広く大学等にその成果の提供を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携し、大学ポートレートを運用する。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

なお、運用に当たっては、利用者が容易に比較・検討を行えるよう利便性の向上や機能の改善・充実等に速やかに取り組む。

④ 評価機関との連携

我が国の大学評価の更なる質の向上のため、他の評価機関と連携し、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した情報発信等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)に基づき、我が国における国内情報センター(N I C)として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。

① 国際的な質保証活動への参画

我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度に関する情報の交換・共有を図る。

② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供

我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。

【評価指標】

- 4－1－1 大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断）
- 4－1－2 国立大学法人等の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況（指標開発への取組状況及び大学等への成果の提供状況を参考に判断）
- 4－1－3 大学ポータルサイトの運用状況（参加大学数等を参考に判断）
- 4－1－4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断）
- 4－2－1 国際的な質保証活動への参画及び情報の発信状況（交流実績や成果等を参考に判断）
- 4－2－2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況（情報提供の件数等を参考に判断）

【目標水準の考え方】

- 4－1－1 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだか、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。
- 4－1－2 大学にとって有用な指標が開発されているか、大学等へ適切な方法で成果を提供しているか、大学等への提供状況及び大学の活用状況等を参考に判断する。
- 4－1－3 大学ポータルサイトを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。
- 4－1－4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。
- 4－2－1 国際的な質保証活動に積極的に参画し、活動したか、交流実績（平成26～30年度の各年度平均実績：29回）、海外の質保証機関等との共同の取組状況及び成果物等を参考に判断する。
- 4－2－2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数等を参考に判断する。

5 調査研究

我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報の分析方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。

【評価指標】

- 5－1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況
- 5－2 社会への調査研究の成果の提供状況
- 5－3 研究成果の公表状況

【目標水準の考え方】

- 5－1 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。
- 5－2 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。
- 5－3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。

IV 業務運営の効率化に関する事項

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因

を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

V 財務内容の改善に関する事項

1 予算の適切な管理と効果的な執行等

自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。

なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

2 資産の有効活用

保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。

VI その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。

また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に係る政策体系図

1. 国の政策目標・方針等

■文部科学省の政策目標

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上、施策目標4－2 大学などにおける教育研究基盤の整備

■教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)

目標(4)問題発見・解決能力の修得、目標(8)大学院教育の改革等を通じたイノベーションをけん引する人材の育成、

目標(10)人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、目標(18)安全・安心で質の高い教育研究環境の整備 等

■2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(平成30年11月26日 中央教育審議会大学分科会将来構想部会)

・人生100年時代を見据え、様々な年齢や経験を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスを実現するためには、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生に教育できる体制が必要となり、リカレント教育の重要性が増していくこととなる。

・ユネスコの枠組みの下で採択した「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(以下「東京規約」という。)」の発効を受け、

国内情報センター(National Information Centre: NIC)の設立準備を進める。

・我が国の高等教育の質が保証されていることが国内外で認知されることが重要 等

■国立大学経営力戦略(平成27年6月16日 文部科学省)

・国立大学が、その役割を果たしつつ、今後更なる改革を進めていく上では、各国立大学が、学長のリーダーシップの下、責任ある経営体制を構築し、法人化のメリットを最大限に生かしていくことが求められる

■人づくり革命 基本構想(平成30年6月 人生100年時代構想会議)

・大学は、知の基盤であり、イノベーションを創出し、国の競争力を高める原動力である。人づくり革命を牽引する重要な主体の一つとして、時代に合ったかたちに大学改革を進めなければならない

2. 機構の目的

大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第104条第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資すること。(機構法第3条)

3. 機構の事業

各事業の実施を通じ、我が国の高等教育の質の向上を支援し、我が国高等教育の発展に寄与

評価事業 国際通用性の高い評価の実施 (認証評価、国立大学教育研究評価等)	学位授与事業 多様な学習成果に基づく 学位取得の機会の提供	施設費貸付・交付事業 国立大学等の 施設費等の貸付・交付
質保証連携 情報の収集・整理・提供、大学等及び国内外の質保証機関等との連携		
調査研究 質保証に係る調査研究の推進		

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定により、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学等の評価

（1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。

なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。

機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。

（2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況について、平成32年度に4年目終了時評価を、平成34年度に中期目標期間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。

効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポータルや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第4期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。

貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

② 資金の調達

貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

民間資金の調達にあたり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、そのために貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。

3 学位授与

(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。

なお、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に引き続き取り組む。

② 専攻科の認定

学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水準の教育を行っている専攻科を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。

② 課程の認定

省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。

機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に係る機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。

高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。

国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供する。

③ 大学ポータル

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポータルを運用する。その際、大学ポータルへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポータルウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力し、高等教育の質保証に関する活動への参画及び情報の交換・共有を図る。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

我が国における国内情報センター（NIC）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証制度等に関する調査及び情報提供を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

また、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努めるとともに、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位ごとに予算と実績を管理する。

さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- | | | |
|---|------|---------|
| 1 | 予算 | 別紙１のとおり |
| 2 | 収支計画 | 別紙２のとおり |
| 3 | 資金計画 | 別紙３のとおり |

Ⅳ 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額 78億円

- 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。特に監事、監査室及び会計監査人の連携を強化し監査を行い、その結果を公表する。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 施設・設備に関する計画

なし。

4 人事に関する計画

大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

5 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	H31	H32	H33	H34	H35
長期借入金 償 還 金	65,257	65,110	63,196	62,947	62,458

区 分	中期目標 期間小計	次期以降 償 還 額	総 債 務 償 還 額
長期借入金	318,968	622,990	941,958

償 還 金			
-------	--	--	--

6 積立金の使途

前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。

平成31年度～平成35年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
長期借入金等	0	0	0	260,000	0	0	0	0	260,000
長期貸付金等回収金	0	0	0	338,574	0	0	0	0	338,574
長期貸付金等受取利息	0	0	0	24,810	0	0	0	0	24,810
財産処分収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	7,403
財産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
財産処分収入納付金	0	0	0	392	0	0	0	0	392
その他	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1,116	325	1,147	632,132	1,272	2,871	1,469	1,485	641,818
支出									
業務等経費	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	7,202
うち 人件費(退職手当を除く)	0	161	646	364	596	1,654	907	0	4,328
物件費	0	92	500	442	60	1,217	561	0	2,872
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,485	1,485
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設費貸付事業費	0	0	0	253,525	0	0	0	0	253,525
施設費交付事業費	0	0	0	20,000	0	0	0	0	20,000
長期借入金等償還	0	0	0	343,968	0	0	0	0	343,968
長期借入金等支払利息	0	0	0	24,171	0	0	0	0	24,171
公租公課等	0	0	0	61	0	0	0	0	61
債券発行諸費	0	0	0	76	0	0	0	0	76
債券利息	0	0	0	510	0	0	0	0	510
計	1,116	325	1,147	643,117	1,272	2,871	1,469	1,485	652,803

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積り]

期間中総額:5,102百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$\begin{aligned} A(y) &= P_c(y) + E(y) + T_c(y) + Pr(y) + R(y) + Tr(y) + \varepsilon(y) - B(y) \\ &= P_c(y-1) \times \sigma + E(y-1) \times \beta \times \alpha 1 + T_c(y) + Pr(y-1) \times \gamma \times \sigma + R(y-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha 2 + Tr(y) + \varepsilon(y) - B(y) \end{aligned}$$

A(y): 当該事業年度に交付する運営費交付金。

B(y): 当該事業年度における自己収入。

E(y): 当該事業年度における一般管理費中の物件費。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

P_c(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。P_c(y-1)は直前の事業年度におけるP_c(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

T_c(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

ε(y): 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において具体的に決定。

α1: 一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

α2: 事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

β: 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

γ: 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ: 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(1) 人件費

毎事業年度の人件費P(y)については、以下の数式により決定する。

$$\begin{aligned} P(y) &= P_c(y) + Pr(y) + T_c(y) + Tr(y) \\ &= \{P_c(y-1) + Pr(y-1) \times \gamma\} \times \sigma + T_c(y) + Tr(y) \end{aligned}$$

P(y): 当該事業年度における人件費(退職手当を含む)。

P_c(y): 当該事業年度における一般管理費中の人件費(退職手当を除く)。P_c(y-1)は直前の事業年度におけるP_c(y)。

Pr(y): 当該事業年度における事業経費中の人件費(退職手当を除く)。Pr(y-1)は直前の事業年度におけるPr(y)。

T_c(y): 当該事業年度における一般管理費中の退職手当。

Tr(y): 当該事業年度における事業経費中の退職手当。

γ: 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

σ: 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

(2) 事業経費(R(y)+Pr(y)+Tr(y))

毎事業年度の事業経費中の物件費R(y)については、以下の数式により決定する。

$$\text{事業経費中の物件費 } R(y) = R(y-1) \times \beta \times \gamma \times \alpha 2$$

R(y): 当該事業年度における事業経費中の物件費。R(y-1)は直前の事業年度におけるR(y)。

β: 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

γ: 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

$\alpha 2$:事業効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.99と仮定して試算。

(3)一般管理費($Pc(y) + E(y) + Tc(y)$)

毎事業年度の一般管理費中の物件費 $E(y)$ については、以下の数式により決定する。

$$\text{一般管理費中の物件費 } E(y) = E(y-1) \times \beta \times \alpha 1$$

$E(y)$:当該事業年度における一般管理費中の物件費。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

β :消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。1.00と仮定して試算。

$\alpha 1$:一般管理効率化係数。中期目標に記載されている削減目標を踏まえ、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。0.97と仮定して試算。

(4)事業収入

毎事業年度の事業収入 $B(y)$ の見積額については、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

平成31年度～平成35年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
その他	0	0	0	0	0	0	0	40	40
計	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
支出									
業務等経費	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	0	7,202
うち 人件費（退職手当を除く）	0	161	646	364	596	1,654	907	0	4,328
物件費	0	92	500	442	60	1,217	561	0	2,872
退職手当	0	0	0	0	0	0	2	0	2
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,485	1,485
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	774	774
物件費	0	0	0	0	0	0	0	711	711
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	260,000	260,000
長期貸付金等回収金	338,574	338,574
長期貸付金等受取利息	24,810	24,810
財産処分収入	7,403	7,403
財産賃貸収入	147	147
財産処分収入納付金	392	392
計	631,327	631,327
支出		
施設費貸付事業費	253,525	253,525
施設費交付事業費	20,000	20,000
長期借入金等償還	343,968	343,968
長期借入金等支払利息	24,171	24,171
公租公課等	61	61
債券発行諸費	76	76
債券利息	510	510
計	642,311	642,311

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	1,124	339	1,213	47,693	1,321	2,868	1,547	1,571	57,676
経常費用	1,124	339	1,213	47,693	1,321	2,868	1,547	1,571	57,676
業務等経費	9	267	1,196	836	675	2,487	1,536	0	7,006
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査等経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
施設費交付事業費	0	0	0	20,000	0	0	0	0	20,000
支払利息	0	0	0	24,627	0	0	0	0	24,627
処分用資産売却原価	0	0	0	2,082	0	0	0	0	2,082
その他の業務経費	0	0	0	61	0	0	0	0	61
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	47	495
財務費用	0	0	0	76	0	0	0	0	76
収益の部	1,124	339	1,213	33,542	1,321	2,868	1,547	1,571	43,525
運営費交付金収益	0	253	1,129	806	626	2,349	1,461	1,420	8,044
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
処分用資産賃貸収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
処分用資産売却収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	7,403
施設費交付金収益	0	0	0	392	0	0	0	0	392
受取利息	0	0	0	24,753	0	0	0	0	24,753
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	54	371
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純損失	0	0	0	14,151	0	0	0	0	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	14,151	0	0	0	0	14,151
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
経常費用	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
業務等経費	9	267	1,196	836	675	2,487	1,536	0	7,006
大学等評価経費	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査経費	0	0	0	0	616	0	0	0	616
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	1,524	1,524
減価償却費	0	0	17	11	29	380	10	47	495
収益の部	1,124	339	1,213	847	1,321	2,868	1,547	1,571	10,829
運営費交付金収益	0	253	1,129	806	626	2,349	1,461	1,420	8,044
大学等認証評価手数料	1,116	72	0	0	0	0	0	0	1,188
学位授与審査手数料	0	0	0	0	616	0	0	0	616
賞与引当金見返に係る収益	0	11	59	25	42	116	64	54	371
退職給付引当金見返に係る収益	9	2	8	5	8	22	12	10	76
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	17	11	29	380	10	47	495
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	40	40
臨時損失	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	67	16	61	37	61	170	93	79	585
臨時利益	67	19	69	42	69	192	105	90	652
会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	0	2	8	5	8	22	12	10	67
会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	67	16	61	37	61	170	93	79	585
純利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	46,847	46,847
經常費用	46,847	46,847
施設費交付事業費	20,000	20,000
支払利息	24,627	24,627
処分用資産売却原価	2,082	2,082
その他の業務経費	61	61
財務費用	76	76
収益の部	32,695	32,695
処分用資産賃貸収入	147	147
処分用資産売却収入	7,403	7,403
施設費交付金収益	392	392
受取利息	24,753	24,753
純損失	14,151	14,151
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	14,151	14,151
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	1,116	325	1,147	648,998	1,272	2,871	1,469	1,485	658,684
業務活動による支出	1,116	325	1,129	299,073	1,242	2,349	1,461	1,460	308,154
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	26	604
財務活動による支出	0	0	0	343,968	0	0	0	0	343,968
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	5,957	0	0	0	0	5,957
資金収入	1,116	325	1,147	648,998	1,272	2,871	1,469	1,485	658,684
業務活動による収入	1,116	325	1,147	372,132	1,272	2,871	1,469	1,485	381,818
運営費交付金による収入	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	102,990	0	0	0	0	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	4,451	0	0	0	0	4,451
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	235,584	0	0	0	0	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	20,360	0	0	0	0	20,360
処分用資産の売却による収入	0	0	0	7,403	0	0	0	0	7,403
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	147	0	0	0	0	147
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	392	0	0	0	0	392
その他の収入	1,116	72	0	0	616	0	0	40	1,844
投資活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	259,924	0	0	0	0	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	16,942	0	0	0	0	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 資金計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
業務活動による支出	1,116	325	1,129	806	1,242	2,349	1,461	1,460	9,887
投資活動による支出	0	0	18	0	30	522	9	26	604
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
業務活動による収入	1,116	325	1,147	806	1,272	2,871	1,469	1,485	10,491
運営費交付金による収入	0	253	1,147	806	655	2,871	1,469	1,446	8,648
その他の収入	1,116	72	0	0	616	0	0	40	1,844
前期中期目標期間よりの繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成31年度～平成35年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	648,192	648,192
業務活動による支出	298,267	298,267
財務活動による支出	343,968	343,968
次期中期目標期間への繰越金	5,957	5,957
資金収入	648,192	648,192
業務活動による収入	371,327	371,327
承継債務負担金債権の回収による収入	102,990	102,990
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	4,451	4,451
施設費貸付金の回収による収入	235,584	235,584
施設費貸付金に係る利息の受取額	20,360	20,360
処分用資産の売却による収入	7,403	7,403
処分用資産の貸付による収入	147	147
施設費交付金の納付による収入	392	392
投資活動による収入	0	0
財務活動による収入	259,924	259,924
前期中期目標期間よりの繰越金	16,942	16,942

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の年度計画（令和２年度）

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 大学等の評価

（１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価

① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価

- ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。
- エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。
- オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。

② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価

- ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。
- イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。
- ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。

（２）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価

- ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人 90 法人の第３期中期目標期間における教育研究の状況の評価を実施する。
- イ ４年目終了時評価の検証を行うとともに、第３期中期目標期間終了時評価に向けた評価方法及び評価実施体制の検討を行う。

2 国立大学法人等の施設整備支援

(1) 施設費貸付事業

① 施設費の貸付

ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。

イ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。

また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。

なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

② 資金の調達

ア 貸付事業に必要となる財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。

イ その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。

ウ 民間資金の調達に当たり、IR（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

③ 債務の償還

貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。

また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

④ 調査及び分析

機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学附属病院の財務状況や経営状況に係る調査、分析を行う。

(2) 施設費交付事業

① 施設費の交付

文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。

② 交付対象事業の適正な実施の確保

施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。

また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。

③ 交付事業財源の確保に関する調査等

中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。

(3) 国から承継した財産等の処理

① 承継債務償還

国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。

② 旧特定学校財産の管理処分

ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。

イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。

3 学位授与

（１）単位積み上げ型による学士の学位授与

① 学士の学位授与

単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。

また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。

専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。

② 専攻科の認定

学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置する専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。

また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。

また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科

における教育の水準の維持に加え、特例の適用を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(2) 省庁大学校修了者に対する学位授与

① 学士、修士又は博士の学位授与

認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後1月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。

修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後6月以内に、修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。

② 課程の認定

学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。

また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。

(3) 学位授与事業の普及啓発

学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。

また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。

4 質保証連携

(1) 大学等連携・活動支援

① 大学等との連携

ア 大学等における教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。

イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。

ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。

② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援

ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。

イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学等に提供するための検討を行う。

③ 大学ポートレート

大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。

本中期目標期間中における運営費交付金の削減目標の達成に向けて取り組む。

また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。

④ 評価機関との連携

認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。

(2) 国際連携・活動支援

① 国際的な質保証活動への参画

国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。

② 資格の承認に関する調査及び情報提供

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（N I C）として設置した「高等教育資格承認情報センター」の活動を推進し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外に対して、特に日本の高等教育制度及び高等教育機関等に関する調査及び情報提供を行う。

5 調査研究

(1) 大学等の改革の支援に関する調査研究

① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究

大学におけるマネジメントの在り方について、大学運営基盤強化支援の基礎となる調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して、認定制度と研修制度に関する基礎研究を行う。

② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究

過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価シス

テムの在り方について研究を行う。

③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究

諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。

④ 質保証に係る情報の分析方法及び利用環境に関する調査研究

大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を継続して行う。

⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

(2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究

① 学位の要件となる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究

学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。

② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究

高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。

③ 調査研究成果の活用と社会への提供

調査研究成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 経費等の合理化・効率化

運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和元年度予算に比較して3%以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、令和元年度予算に比較して1%以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。

運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、

戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。

2 調達等の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。

契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。

3 給与水準の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算 別紙 1 のとおり

2 収支計画 別紙 2 のとおり

3 資金計画 別紙 3 のとおり

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 78 億円

2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

小平第二住宅については、入居者が 5 割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。

VI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 内部統制

(1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底

役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。

(2) 内部統制の機能状況の検証

- ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することにより、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ② 令和元年度の業務の実績の自己点検・評価を行う。
また、令和2年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。
- ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。

2 情報セキュリティ対策

「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。

3 人事に関する計画

- ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。
- ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。

令和2年度 予算

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	47	694	104	145	629	365	293	2,276
大学等認証評価手数料	92	4	0	0	0	0	0	0	96
学位授与審査手数料	0	0	0	0	126	0	0	0	126
長期借入金等	0	0	0	50,600	0	0	0	0	50,600
長期貸付金等回収金	0	0	0	66,222	0	0	0	0	66,222
長期貸付金等受取利息	0	0	0	3,725	0	0	0	0	3,725
財産処分収入	0	0	0	1,381	0	0	0	0	1,381
財産賃貸収入	0	0	0	68	0	0	0	0	68
財産処分収入納付金	0	0	0	54	0	0	0	0	54
その他	0	0	0	0	0	0	0	9	9
計	92	51	694	122,154	271	629	365	301	124,556
支出									
業務等経費	0	47	694	104	145	629	365	0	1,983
うち 人件費(退職手当を除く)	0	29	418	70	122	308	214	0	1,159
物件費	0	17	276	34	24	322	98	0	770
退職手当	0	0	0	0	0	0	53	0	53
大学等評価経費	92	4	0	0	0	0	0	0	96
学位授与審査経費	0	0	0	0	126	0	0	0	126
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	301	301
うち 人件費(退職手当を除く)	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	147	147
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設費貸付事業費	0	0	0	49,891	0	0	0	0	49,891
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
長期借入金等償還	0	0	0	68,049	0	0	0	0	68,049
長期借入金等支払利息	0	0	0	3,657	0	0	0	0	3,657
公租公課等	0	0	0	23	0	0	0	0	23
債券発行諸費	0	0	0	14	0	0	0	0	14
債券利息	0	0	0	51	0	0	0	0	51
計	92	51	694	125,789	271	629	365	301	128,191

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度 予算

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
収入									
運営費交付金	0	47	694	104	145	629	365	293	2,276
大学等認証評価手数料	92	4	0	0	0	0	0	0	96
学位授与審査手数料	0	0	0	0	126	0	0	0	126
その他	0	0	0	0	0	0	0	9	9
計	92	51	694	104	271	629	365	301	2,506
支出									
業務等経費	0	47	694	104	145	629	365	0	1,983
うち 人件費（退職手当を除く）	0	29	418	70	122	308	214	0	1,159
物件費	0	17	276	34	24	322	98	0	770
退職手当	0	0	0	0	0	0	53	0	53
大学等評価経費	92	4	0	0	0	0	0	0	96
学位授与審査経費	0	0	0	0	126	0	0	0	126
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	301	301
うち 人件費（退職手当を除く）	0	0	0	0	0	0	0	155	155
物件費	0	0	0	0	0	0	0	147	147
退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	92	51	694	104	271	629	365	301	2,506

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度 予算

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
収入		
長期借入金等	50,600	50,600
長期貸付金等回収金	66,222	66,222
長期貸付金等受取利息	3,725	3,725
財産処分収入	1,381	1,381
財産賃貸収入	68	68
財産処分収入納付金	54	54
計	122,052	122,052
支出		
施設費貸付事業費	49,891	49,891
施設費交付事業費	4,000	4,000
長期借入金等償還	68,049	68,049
長期借入金等支払利息	3,657	3,657
公租公課等	23	23
債券発行諸費	14	14
債券利息	51	51
計	125,685	125,685

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度 収支計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	96	54	736	8,197	282	633	388	330	10,716
経常費用	96	54	736	8,197	282	633	388	330	10,716
業務等経費	2	49	734	111	152	557	386	0	1,992
大学等評価経費	92	4	0	0	0	0	0	0	96
学位授与審査等経費	0	0	0	0	126	0	0	0	126
施設費交付事業費	0	0	0	4,000	0	0	0	0	4,000
支払利息	0	0	0	3,686	0	0	0	0	3,686
処分用資産売却原価	0	0	0	362	0	0	0	0	362
その他の業務経費	0	0	0	23	0	0	0	0	23
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	315	315
減価償却費	2	0	2	1	5	76	3	15	104
財務費用	0	0	0	14	0	0	0	0	14
収益の部	93	54	736	5,320	282	633	388	330	7,836
運営費交付金収益	0	47	690	104	139	525	363	288	2,155
大学等認証評価手数料	92	4	0	0	0	0	0	0	96
学位授与審査手数料	0	0	0	0	126	0	0	0	126
処分用資産賃貸収入	0	0	0	68	0	0	0	0	68
処分用資産売却収入	0	0	0	1,381	0	0	0	0	1,381
施設費交付金収益	0	0	0	54	0	0	0	0	54
受取利息	0	0	0	3,704	0	0	0	0	3,704
財務収益	0	0	0	1	0	0	0	0	1
賞与引当金見返に係る収益	0	3	38	6	11	28	19	14	119
退職給付引当金見返に係る収益	2	0	6	1	2	5	3	4	24
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	2	1	4	76	2	15	100
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	9	9
純損失	2	0	0	2,877	1	0	0	0	2,880
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	0	0	0	1	0	0	0	3
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	0	0	0	2,877	0	0	0	0	2,877
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度 収支計画

(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
費用の部	96	54	736	112	282	633	388	330	2,632
経常費用	96	54	736	112	282	633	388	330	2,632
業務等経費	2	49	734	111	152	557	386	0	1,992
大学等評価経費	92	4	0	0	0	0	0	0	96
学位授与審査経費	0	0	0	0	126	0	0	0	126
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	315	315
減価償却費	2	0	2	1	5	76	3	15	104
収益の部	93	54	736	112	282	633	388	330	2,629
運営費交付金収益	0	47	690	104	139	525	363	288	2,155
大学等認証評価手数料	92	4	0	0	0	0	0	0	96
学位授与審査手数料	0	0	0	0	126	0	0	0	126
賞与引当金見返に係る収益	0	3	38	6	11	28	19	14	119
退職給付引当金見返に係る収益	2	0	6	1	2	5	3	4	24
資産見返物品受贈額戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	0	0	2	1	4	76	2	15	100
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑収入	0	0	0	0	0	0	0	9	9
純損失	2	0	0	0	1	0	0	0	3
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	0	0	0	1	0	0	0	3
総利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度 収支計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
費用の部	8,085	8,085
経常費用	8,085	8,085
施設費交付事業費	4,000	4,000
支払利息	3,686	3,686
処分用資産売却原価	362	362
その他の業務経費	23	23
財務費用	14	14
収益の部	5,208	5,208
処分用資産賃貸収入	68	68
処分用資産売却収入	1,381	1,381
施設費交付金収益	54	54
受取利息	3,704	3,704
財務収益	1	1
純損失	2,877	2,877
大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	2,877	2,877
総利益	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度 資金計画

(総括表)

(単位：百万円)

区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	92	51	694	139,498	271	629	365	301	141,900
業務活動による支出	92	51	690	57,725	265	525	363	296	60,007
投資活動による支出	0	0	4	0	6	104	2	5	121
財務活動による支出	0	0	0	68,049	0	0	0	0	68,049
翌年度へ繰越	0	0	0	13,723	0	0	0	0	13,723
資金収入	92	51	694	139,498	271	629	365	301	141,900
業務活動による収入	92	51	694	71,556	271	629	365	301	73,958
運営費交付金による収入	0	47	694	104	145	629	365	293	2,276
承継債務負担金債権の回収による収入	0	0	0	24,458	0	0	0	0	24,458
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	0	0	0	1,142	0	0	0	0	1,142
施設費貸付金の回収による収入	0	0	0	41,765	0	0	0	0	41,765
施設費貸付金に係る利息の受取額	0	0	0	2,583	0	0	0	0	2,583
処分用資産の売却による収入	0	0	0	1,381	0	0	0	0	1,381
処分用資産の貸付による収入	0	0	0	68	0	0	0	0	68
施設費交付金の納付による収入	0	0	0	54	0	0	0	0	54
利息及び配当金の受取額	0	0	0	2	0	0	0	0	2
その他の収入	92	4	0	0	126	0	0	9	230
投資活動による収入	0	0	0	5,440	0	0	0	0	5,440
財務活動による収入	0	0	0	50,586	0	0	0	0	50,586
前年度より繰越	0	0	0	11,916	0	0	0	0	11,916

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度 資金計画

(一般勘定)				(単位：百万円)					
区 分	大学等評価			国立大学 施設支援	学位授与	質保証連携	調査研究	法人共通	金 額
	機関別認証評価	分野別認証評価	国立大学法人評価等						
資金支出	92	51	694	104	271	629	365	301	2,506
業務活動による支出	92	51	690	104	265	525	363	296	2,385
投資活動による支出	0	0	4	0	6	104	2	5	121
翌年度へ繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入	92	51	694	104	271	629	365	301	2,506
業務活動による収入	92	51	694	104	271	629	365	301	2,506
運営費交付金による収入	0	47	694	104	145	629	365	293	2,276
その他の収入	92	4	0	0	126	0	0	9	230
前年度より繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和2年度 資金計画

(施設整備勘定)

(単位：百万円)

区 分	国立大学施設支援	金 額
資金支出	139,394	139,394
業務活動による支出	57,622	57,622
財務活動による支出	68,049	68,049
翌年度へ繰越	13,723	13,723
資金収入	139,394	139,394
業務活動による収入	71,452	71,452
承継債務負担金債権の回収による収入	24,458	24,458
承継債務負担金債権に係る利息の受取額	1,142	1,142
施設費貸付金の回収による収入	41,765	41,765
施設費貸付金に係る利息の受取額	2,583	2,583
処分用資産の売却による収入	1,381	1,381
処分用資産の貸付による収入	68	68
施設費交付金の納付による収入	54	54
利息及び配当金の受取額	2	2
投資活動による収入	5,440	5,440
財務活動による収入	50,586	50,586
前年度より繰越	11,916	11,916

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。